

素案

## 第2次小樽市緑の基本計画



令和5年(2023年) ○月

小樽市



市長コメント予定

市長写真

令和5年(2023年) ○月

小樽市長

# 目 次

序章 緑の基本計画の概要	1
1 計画の目的	2
2 計画策定の背景	2
3 計画の特徴	5
4 計画の位置付け	6
5 計画の基本的考え方	6
6 計画期間	7
7 計画の策定体制	7
8 計画策定への市民参加	7
9 計画の構成	8
第1章 緑の現況と課題	9
1 都市の概況	10
(1) 位置	10
(2) 沿革	10
(3) 地形の概況	11
(4) 市街地の状況	12
2 緑の現況	17
(1) 緑被地の分布	17
(2) 樹林地の分布	19
(3) 施設緑地の整備状況	20
(4) 地域制緑地の指定状況	22
(5) 都市の緑化状況	24
(6) 緑化への取組状況	26
3 緑に関する課題の整理	28
(1) アンケート調査結果による課題	28
(2) 前計画の主要施策に関する実施状況による課題	28
4 緑の課題	29
(1) 環境保全に関する課題	29
(2) レクリエーションに関する課題	30
(3) 防災に関する課題	31
(4) 景観形成に関する課題	32
第2章 計画の基本方針と目標	33
1 基本理念	34
2 緑の将来像	35
3 基本方針	36
4 施策の体系	38

5	計画フレーム	39
	(1) 計画対象区域	39
	(2) 都市計画区域人口の見通し	39
	(3) 市街化区域の規模	39
	(4) 地域区分	39
6	計画の目標水準	41
	(1) 公園・緑地の確保目標水準	41
	(2) 都市公園等の施設として整備すべき公園・緑地の目標水準	41
	(3) 都市緑化の目指す姿	42
<b>第3章 公園・緑地の配置方針</b>		<b>43</b>
1	機能別の公園・緑地の配置方針	44
	(1) 環境保全機能からみた配置方針	45
	(2) レクリエーション機能からみた配置方針	47
	(3) 防災機能からみた配置方針	49
	(4) 景観形成機能からみた配置方針	51
2	総合的な公園・緑地の配置方針	53
<b>第4章 計画の体系と施策</b>		<b>55</b>
1	計画推進のための体系	56
2	計画推進のための取組と施策	57
	(1) 取組1 都市環境を形成する緑の保全	57
	(2) 取組2 身近に触れ合える緑の保全	59
	(3) 取組3 魅力ある公園づくり	60
	(4) 取組4 花と緑で癒されるまちなみの形成	63
	(5) 取組5 緑のネットワークの活用	66
	(6) 取組6 緑を守り育てる体制の充実	71
	(7) 取組7 緑と触れ合える機会の充実	73
<b>第5章 計画の体制と管理</b>		<b>75</b>
1	計画の推進体制	76
2	計画の推進管理	77
	(1) 推進プログラム	77
	(2) 計画の推進管理	79
	(3) 関係機関との連携及び協力要請	79
	(4) 計画の見直し	79

資料編	81
1 市民参加の記録	82
(1) アンケート調査結果	82
(2) 第1回 市民懇談会	100
(3) 第2回 市民懇談会	109
(4) パブリックコメント手続	109
2 主要施策に関する実施状況及び緑の解析	110
(1) 基本方針1 いまあるみどりを守ります（緑の保全）	110
(2) 基本方針2 新たなみどりをつくり、育てます（緑の創出）	113
(3) 基本方針3 みどりの文化を広げます（緑の普及と啓発）	121
3 緑と公園・緑地の定義	125
4 庁内における推進体制	126
5 計画策定の経緯	127
6 策定委員会	128
7 目標水準の算出根拠	130
8 用語解説	132

本文中の★印を付けた用語は、資料編「8 用語解説」に解説を掲載しています。

# 序章 緑の基本計画の概要



## 序章 緑の基本計画の概要

### 1 計画の目的

緑は、良好な都市環境や美しい景観の形成、都市の防災性の向上、レクリエーションや触れ合いの場の提供などといった様々な効果効用を持ち、私たちの暮らしに欠くことのできないものであり、今後も緑地の保全や緑化の推進が必要です。

このことから、市民・事業者・行政が一体となり、これら施策を総合的かつ計画的に実施するため「第2次小樽市緑の基本計画」を策定するものです。

### 2 計画策定の背景

「小樽市緑の基本計画」は平成16年（2004年）に策定され、計画期間を平成16年（2004年）から令和2年（2020年）までとし、令和2年度をもって計画期間を満了しましたが、本計画の策定期間と同時に上位計画である第7次小樽市総合計画などの策定が進められており、上位計画との整合を図る必要があることから、計画期間満了から次期計画の策定までは、前計画の基本理念に基づき、緑地の保全や緑化の推進に努めてきました。

計画の策定以降、人口減少や少子高齢化の進行のほか、近年の大規模な自然災害の多発による防災意識の高まりなどから、社会情勢が大きく変化し、それに伴う法改正や上位計画・関連計画などの見直しが行われてきました。

本計画についても、このような社会情勢の変化などに対応した計画とするものです。

#### ■緑地の保全及び緑化の推進に関する計画

##### 【既往計画】

##### 緑のマスタープラン（北海道策定）

（昭和52年4月1日付建設省通達に基づき昭和60年3月策定）

主に都市計画に基づく公園緑地を対象に本市の緑とオープンスペースの総合的な整備と保全を行うために定めたものです。

##### 小樽市地域緑化推進計画（小樽市策定）

（第6期：平成13年度～平成22年度 北海道自然環境等保全条例に基づき平成13年3月策定）

公共公益施設の緑化、民有地の緑化推進など都市計画制度によらない緑化施策を行うために定めたものです。

【前計画】

小樽市緑の基本計画（小樽市策定）

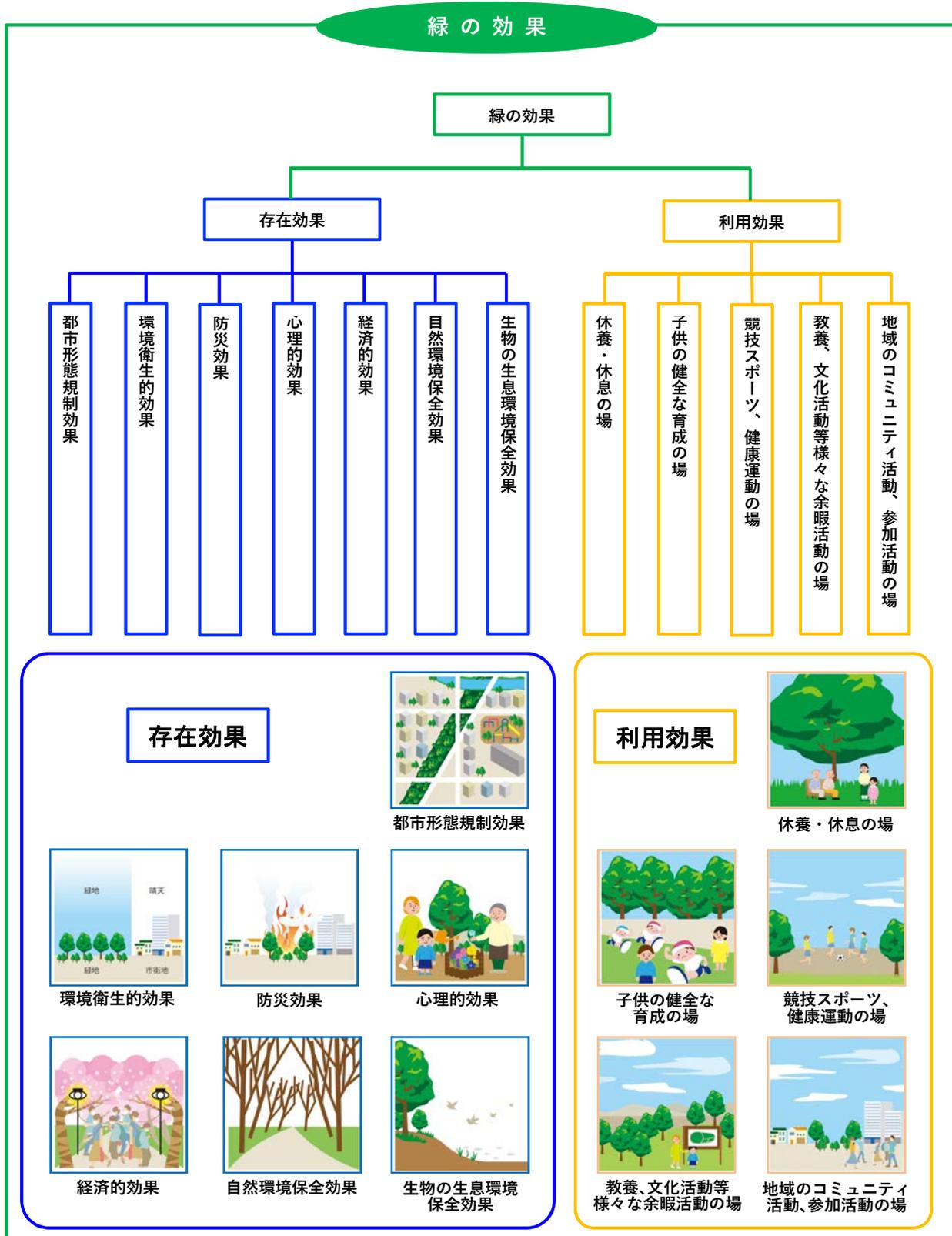
都市緑地保全法  
（現・都市緑地法）の改正  
（平成6年）

【本計画】

第2次小樽市緑の基本計画（小樽市策定）

◇計画で期待する緑の効果

緑は市民の生活を様々な面で支えています。その効果は一般に、緑が存在することにより都市機能や環境などにもたらされる効果（存在効果）と、緑を利用することによって得られる効果（利用効果）の大きく2つに分けられます。



### ◇公園・緑地が持つ4つの機能

本計画では、これらの緑がもたらす効果を、公園・緑地が持つ4つの機能(環境保全・レクリエーション・防災・景観形成)としてまとめ、それぞれの機能が補完しあうように総合的な公園・緑地を配置することを基本的な考え方とします。これにより、効果的に緑の恩恵が市民にもたらされることが期待できます。



### 3 計画の特徴

#### ◇法律に根拠をおく計画制度

「緑の基本計画」は都市の緑とオープンスペース\*に関する総合的な計画として、「都市緑地法」にその根拠をおく計画制度です。

#### ◇都市の緑とオープンスペースに関する総合的な計画

都市公園の整備や特別緑地保全地区\*の指定などの都市計画による事業・制度のみならず、道路や河川、学校などの公共公益施設\*、市民や事業者の緑化活動による民有地などの緑化や保全、さらには緑化意識の普及・啓発などソフト面の事項も含めた、都市の緑全般に関する幅広い総合的な計画です。

#### ◇市町村が策定する計画

市民に最も身近な地方公共団体である市町村が、地域の諸条件を十分に勘案しつつ、独自性・創意工夫のもとに策定することが期待されている計画です。

#### ◇市民意見の反映

計画の策定または変更時には、あらかじめパブリックコメント手続など市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。

#### ◇計画内容の公表

計画を実効性のあるものにするには、市民・事業者・行政の協働が不可欠であるため、積極的に公表して一層の周知を図ることが望ましいとされています。

#### 緑のイメージ（道路・河川・公共公益施設・民有地）



〔道路〕



〔河川〕



〔公共公益施設〕



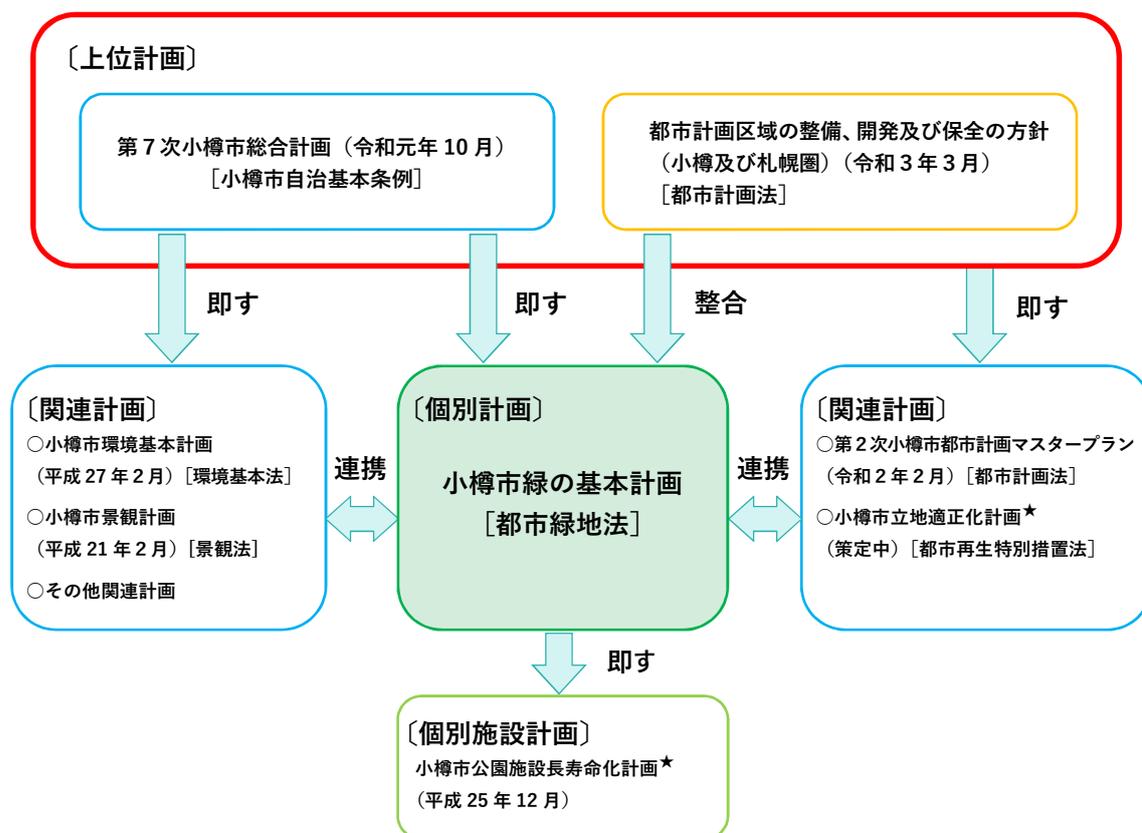
〔民有地〕

## 4 計画の位置付け

本計画は、「第7次小樽市総合計画（令和元年）」に規定している都市づくりの基本理念を受けるとともに、まちづくり分野の計画である「第2次小樽市都市計画マスタープラン★（令和2年）」に適合するとともに、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針★（小樽及び札幌圏）（令和3年）」とも整合のとれた内容となっています。

また、「小樽市環境基本計画（平成27年）」や「小樽市景観計画（平成21年）」との調和のほか、多様な分野の計画とも整合を図り、緑地の保全や緑化の推進に関する内容をより具体化した個別計画です。

### ■計画の位置付け



## 5 計画の基本的考え方

本計画は、次のような基本的な考え方に沿って、計画しました。

- ◇社会情勢の変化などに柔軟に対応できる計画とすること。
- ◇都市特性を踏まえた、特色ある計画づくりを目指すこと。
- ◇緑に関するまちづくりの方向性を市民・事業者・行政が共有し、協働で取り組めるような方針を示すこと。
- ◇市民参加のもとに主体的に策定する計画とすること。

## 6 計画期間

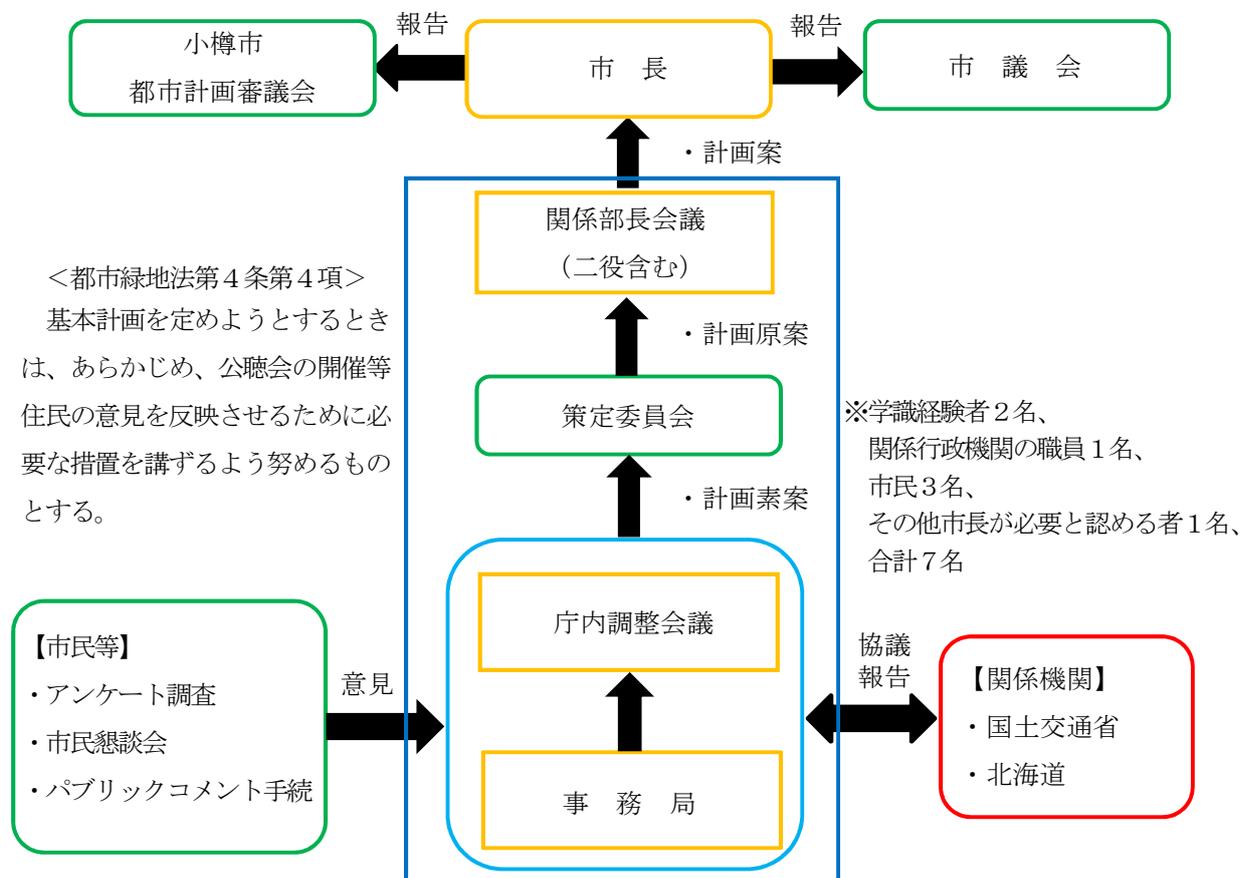
本計画は、令和5年（2023年）から目標年次の令和14年（2032年）までの10年間を計画期間とします。

ただし、本市を取り巻く社会情勢の変化や施策の進捗状況などのほか、中間年、「小樽市立地適正化計画★」の策定において、計画変更の必要性が生じた場合は適宜見直しを行うものとします。

## 7 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、次のような体制で取り組みました。

### ■計画の策定体制



## 8 計画策定への市民参加

本計画の策定に当たっては、次のような方法で市民参加の機会を設け、市民意見の反映に努めました。

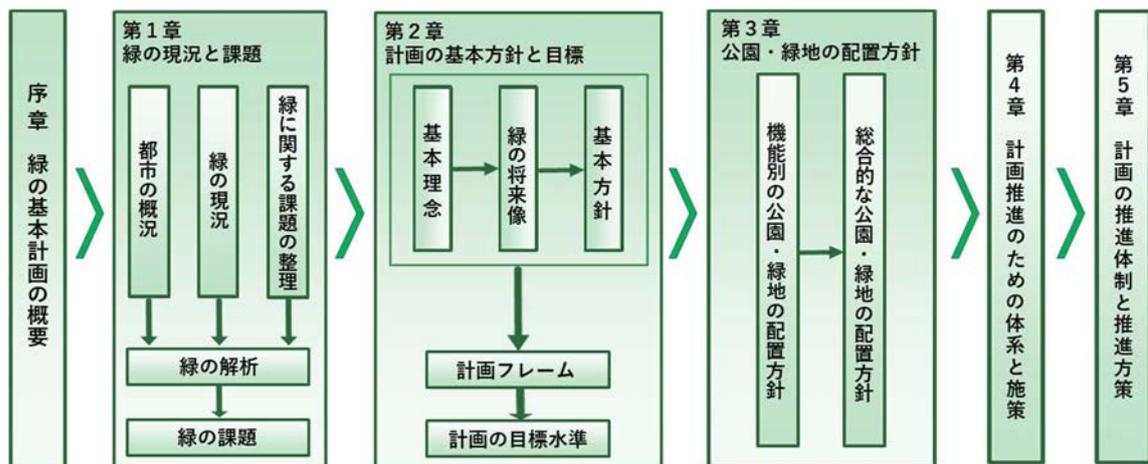
- ◇アンケート調査（資料編82～99ページ参照）
- ◇市民懇談会（資料編100～109ページ参照）
- ◇パブリックコメント手続（資料編109ページ参照）

## 9 計画の構成

本計画は、序章も含めて、6つの章で構成しています。

- ◇「序章（緑の基本計画の概要）」では、目的や位置付けなどを説明しています。
- ◇「第1章（緑の現況と課題）」では、都市の概況や緑の現況、緑に関する課題の整理を踏まえて、公園・緑地の機能（環境保全・レクリエーション・防災・景観形成）ごとに解析し、課題を整理しています。
- ◇「第2章（計画の基本方針と目標）」では、本市の特性や、現在の市街地の状況に対処し、将来にわたる都市の発展に向けて、緑のまちづくりの基本理念、緑の将来像、基本方針などを示すとともに、公園・緑地の確保目標水準や都市緑化の目指す姿などを定めています。
- ◇「第3章（公園・緑地の配置方針）」では、公園・緑地が持つ4つの機能別に配置方針を示し、それらを踏まえ、総合的な公園・緑地の配置方針を定めています。
- ◇「第4章（計画の体系と施策）」では、本計画を実現するための取組と施策を定めています。
- ◇「第5章（計画の体制と管理）」では、本計画の実現に向けての市民・事業者・行政の協働の仕組みと役割分担、計画の推進管理などを定めています。

### ■計画の構成



# 第1章 緑の現況と課題



## 第1章 緑の現況と課題

### 1 都市の概況

#### (1) 位置

本市は道央圏の西部、後志圏の東部に位置し、東西 36.5 km、南北 20.4 km に広がり、面積 243.8 km<sup>2</sup> を有しています。近隣の市町村は、南東に札幌市、東に石狩市、西に余市町、南に赤井川村と 4 市町村に接しています。

#### (2) 沿革

本市は、元治 2 年(1865 年)、ニシン漁や鮭漁を営む人々により形成された集落が「村並」に指定されたことにより誕生し、明治 2 年(1869 年)に札幌に開拓使が置かれると、北海道開拓のための海陸開拓の要地として港湾の築造が進められました。

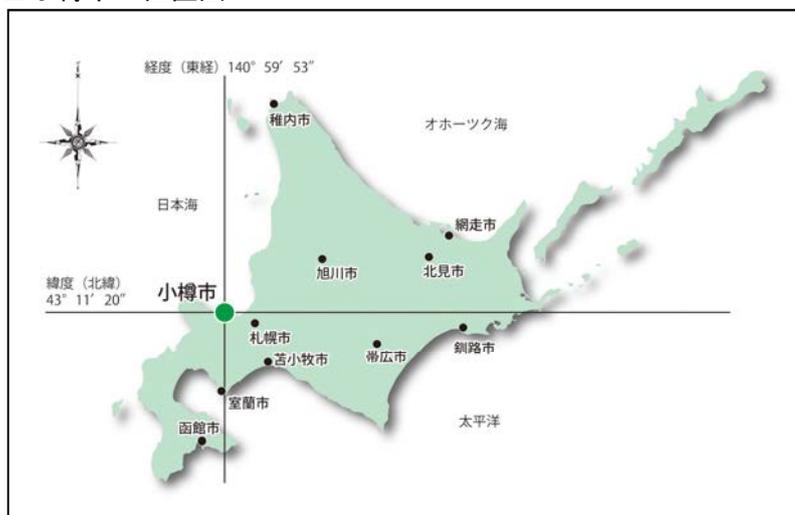
明治 13 年(1880 年)、石狩炭田の開発とともに、小樽・札幌間に道内で最初の鉄道が敷設されると、小樽港は石炭積出港として本格的な港湾活動の第一歩を踏み出し、明治 32 年(1899 年)には外国貿易港に指定されるなど、北海道開発の進展に伴う商圈の拡大と人口の増加などにより本市は北海道を代表する商工・港湾都市として繁栄し、大正 11 年(1922 年)には市制が施行されました。

しかし、昭和 40 年(1965 年)頃から、国内エネルギー需要の石炭から石油への切り替わりや、苫小牧港の供用開始に伴い、小樽港の港勢が減退するなど、本市を取り巻く経済・社会情勢などの環境は大きく変化しました。

こうした背景の中で、小樽港では、中国を結ぶ外貿定期コンテナ航路や日本海側の内航フェリー航路が就航しています。また、石狩湾新港では、韓国や中国を結ぶ外貿定期コンテナ航路が就航しているほか、LNG 火力発電施設等を有しエネルギー供給拠点としての役割も担っており、今後の更なる発展が期待されています。

そのほか、小樽運河を中心とした歴史的建造物やウォーターフロントを活用した観光施設への来客数が大幅に増加し、近年は小樽港が大型クルーズ客船の発着港として利用されることが多くなるなど、観光都市としての発展も期待されています。

■小樽市の位置図



### (3) 地形の概況

本市は地形的に、火山性台地に代表され、山麓から台地、台地から平地に至り海岸に達するため、市街地は至るところ階段状に発達しています。

また、市域の大半は、山地や丘陵地によって占められており、平地が極めて少ない地形となっています。

山地は、標高 500m～900mにわたり、市街地背後に天狗山、毛無山、於古発山、東部に石倉山、春香山、朝里岳、銭函天狗山、西部に丸山、北部に赤岩山が位置しています。

海岸線は張碓・銭函間や赤岩・オタモイ間に見られる比較的複雑な岩石海岸と、海水浴場に代表される銭函・大浜間や塩谷・蘭島間の砂浜地形があります。

河川は、二級河川として蘭島川、餅屋沢川、塩谷川、勝納川、朝里川、星置川及びキライチ川があります。

#### ■地形概況図



(4) 市街地の状況

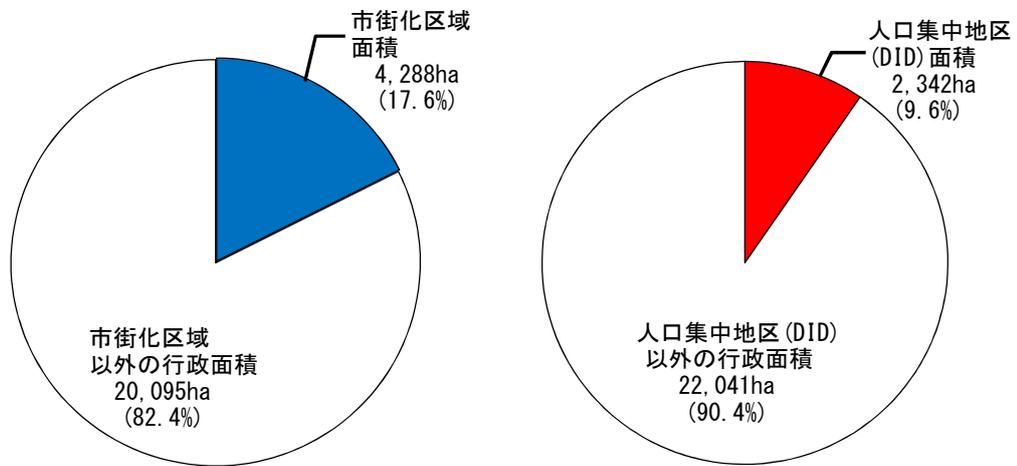
本市の人口（国勢調査ベース）は、平成27年国勢調査で121,924人となり、昭和35年国勢調査の198,511人をピークに減少が続いています。地域別による人口の推移は平成12年国勢調査からの15年間で9地域の全てにおいて人口減少が進んでいます。

令和2年(2020年)において本市の行政区域面積は24,383ha、市街化区域面積は4,288ha(17.6%)、人口集中地区(DID)面積は2,342ha(9.6%)となっています。

用途地域の指定状況は、住居系が2,798ha(65.3%)、商業系が208ha(4.8%)、工業系が1,282ha(29.9%)となっています。

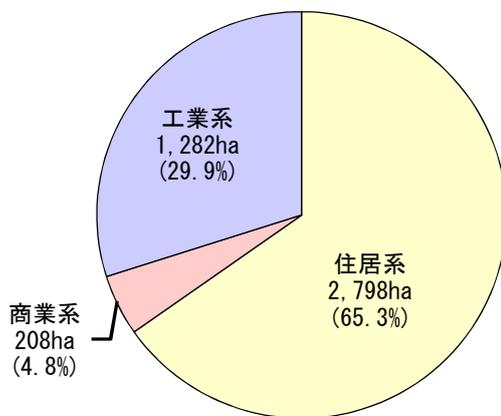
■行政区域に占める市街化区域と人口集中地区の割合

行政区域面積：24,383ha



■用途地域の指定状況

用途地域面積：4,288ha



鉄道は、函館・旭川を結ぶ函館本線が市を縦貫し、小樽駅、南小樽駅、小樽築港駅など7駅あります。また、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画をもとに、令和12年（2030年）の新小樽（仮称）駅開業を見据えたまちづくりが進められています。

#### ■北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺整備イメージ図



※参考文献：「おたる新幹線まちづくりアクションプラン」

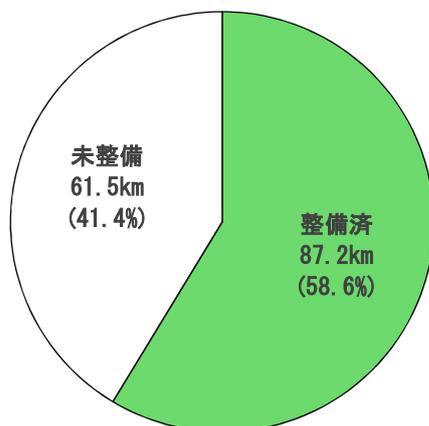
道路網は、北海道横断自動車道、国道5号、国道337号、国道393号、道道小樽港線（臨港線）及び道道小樽定山溪線を基幹とし、交通軸を形成しています。

都市計画道路は、令和3年（2021年）で60路線、延長148.7kmを計画決定しており、このうち整備済は87.2km、整備率58.6%となっています。

また、北海道横断自動車道（黒松内町～小樽市）の余市IC～小樽JCTの区間が平成30年12月に開通したことにより、国道5号の交通混雑の緩和や、救急搬送の迅速性・安定性の向上、広域避難路・救援物資輸送路の確保等が見込まれ、今後も北海道新幹線新小樽（仮称）駅の誕生と併せて新交通輸送体系の確立と広域交通網の整備が期待されています。

#### ■都市計画道路の整備状況

都市計画道路延長：148.7 km



〔北海道横断自動車道（小樽塩谷IC）〕

序  
章

第  
1  
章

第  
2  
章

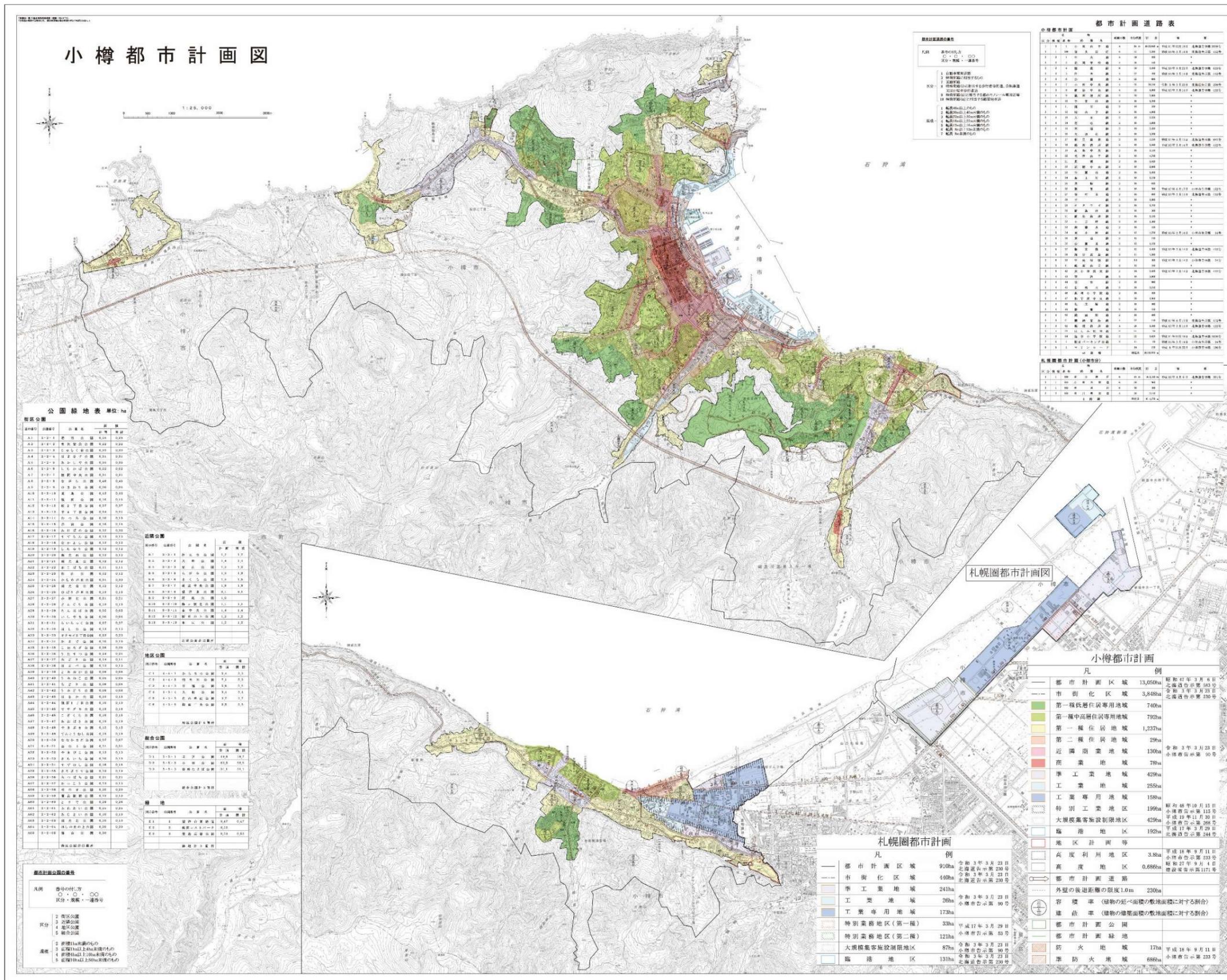
第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

資  
料  
編

■小樽都市計画図



序章 第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 資料編

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

2 緑の現況

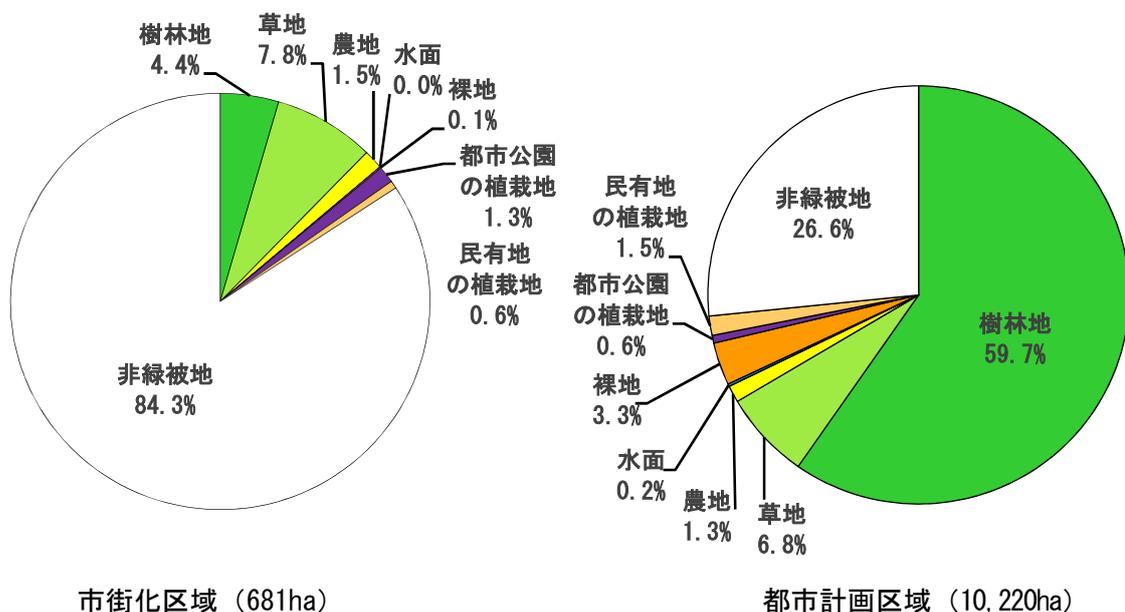
(1) 緑被地\*の分布

緑被地は、市街化区域においては 681ha(15.7%)であり、都市計画区域においては 10,220ha(73.4%)となっています。

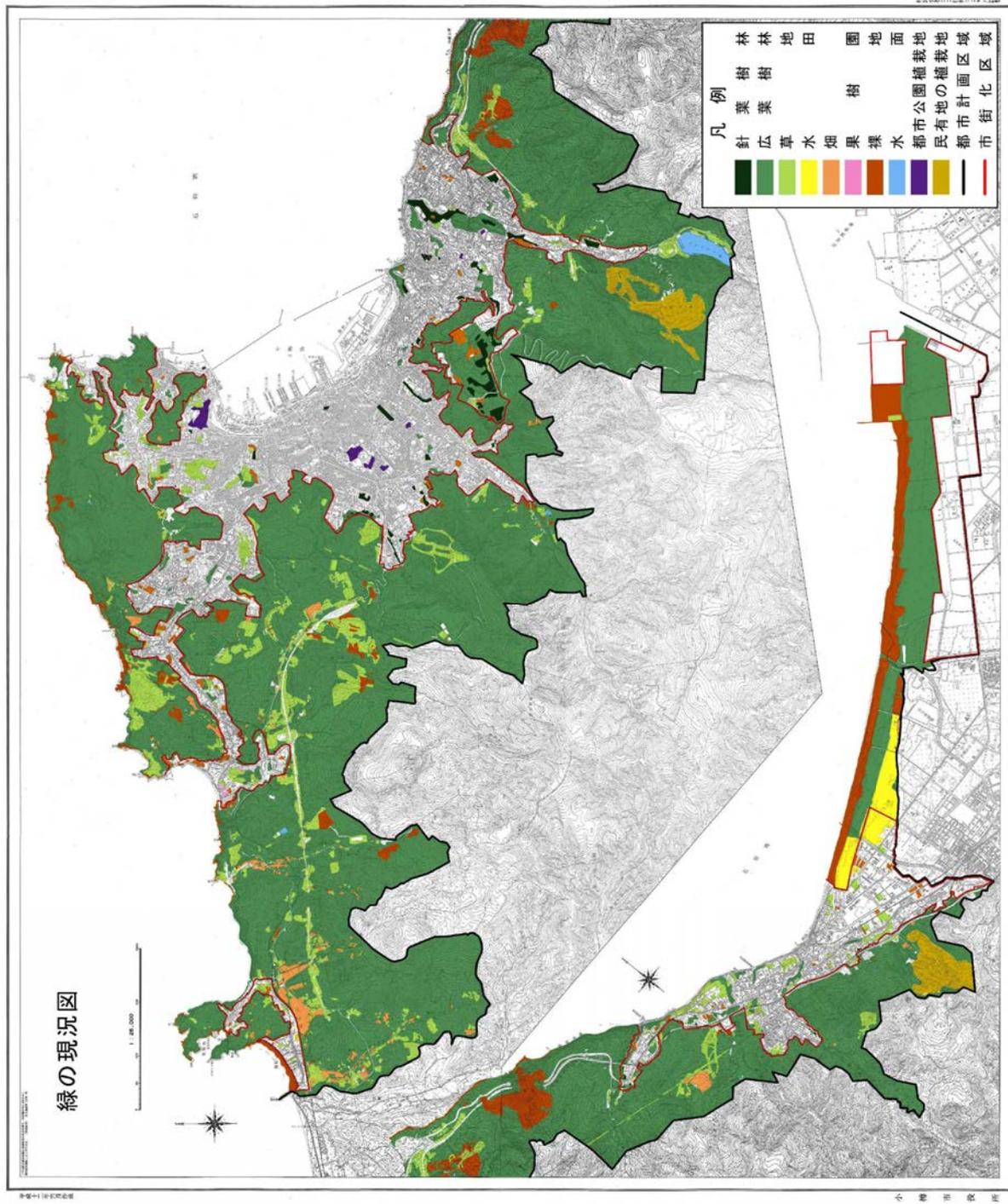
■緑被地の現況 (令和元年)

区分	市街化区域		都市計画区域	
	面積(ha)	緑被率*(%)	面積(ha)	緑被率(%)
緑被地	681	15.7	10,220	73.4
樹林地 (針葉樹林・広葉樹林)	191	4.4	8,306	59.7
草地	335	7.8	943	6.8
農地 (水田・畑・果樹園)	66	1.5	180	1.3
水面	0	0.0	36	0.2
裸地	6	0.1	465	3.3
都市公園の植栽地	56	1.3	86	0.6
民有地の植栽地	27	0.6	204	1.5
市街化区域(4,301ha)に対する緑被地の割合		15.7%		
都市計画区域(13,923ha)に対する緑被地の割合		73.4%		

■緑被地の構成



■緑の現況図



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

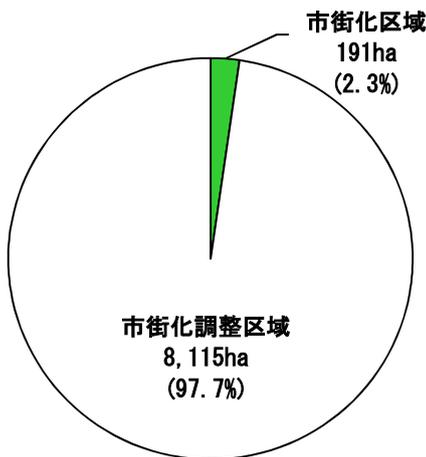
資料編

(2) 樹林地の分布

樹林地は、都市計画区域の 59.7% (8,306ha) を占め、そのうち 2.3% (191ha) が市街化区域に、残りの 97.7% (8,115ha) が市街化調整区域に分布しています。特に市街化区域における樹林地面積は 191ha (市街化区域面積の 4.4%) と少なくなっています。

■ 樹林地の分布

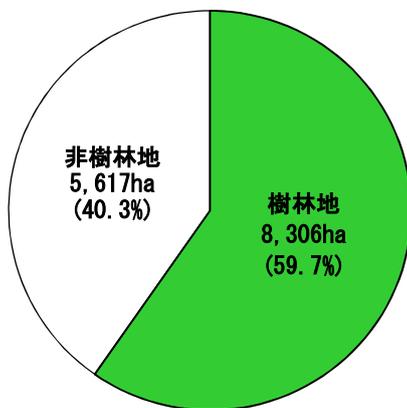
樹林地面積 8,306ha



〔丸山〕

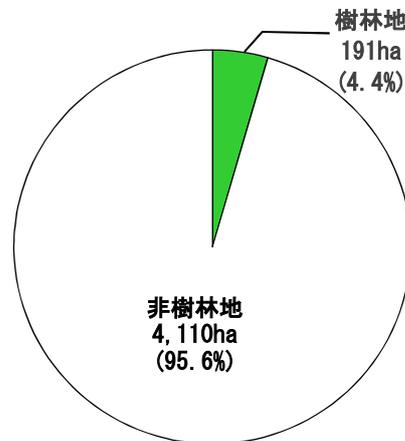
■ 都市計画区域に占める樹林地の割合

都市計画区域面積 13,923ha



■ 市街化区域に占める樹林地の割合

市街化区域面積 4,301ha



(3) 施設緑地★の整備状況

都市公園は、平成27年(2015)で93か所128.7ha整備されており、都市計画区域人口一人当たりの都市公園面積は10.6㎡となっています。

これは全国平均の10.2㎡/人と比べると同等の水準にありますが、全道平均の38.8㎡/人に対しては低い水準となっています。

そのほか、長期未整備の都市計画公園が3か所あります。

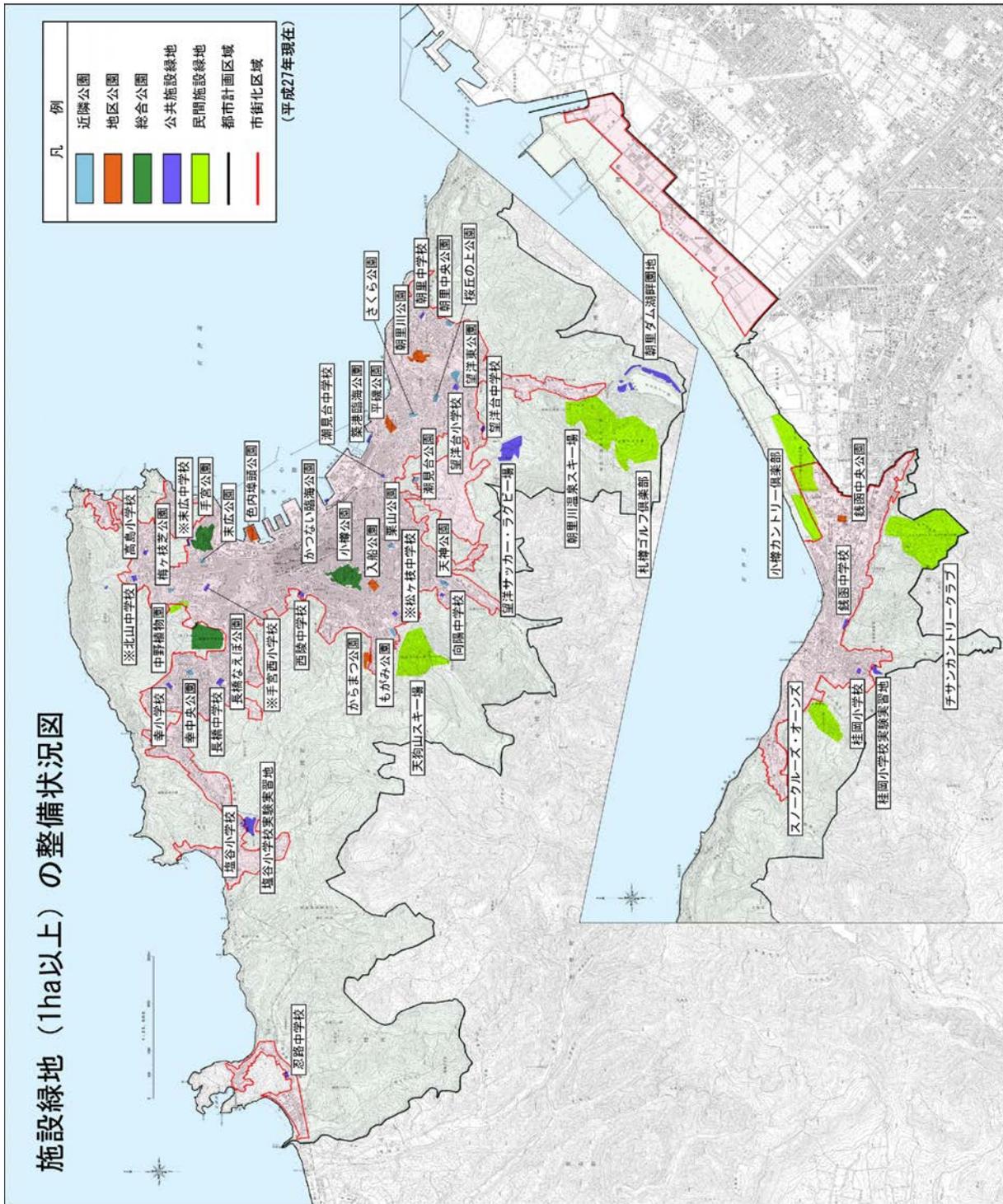
都市公園以外の施設として、港湾緑地や学校グラウンドなどの公共施設緑地★を含むと都市計画区域人口一人当たりの都市公園等面積は18.7㎡となっています。

また、民間施設緑地★として、ゴルフ場、スキー場や植物園などがあります。

■施設緑地の整備状況（平成27年）

公園種別		市街化区域		都市計画区域		一人当たり面積 (㎡/人)
		整備量		整備量		
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
住区基幹公園★	街区公園★	71	12.8	71	13.0	1.1
	近隣公園★	11	17.3	11	17.5	1.4
	地区公園★	6	22.2	6	23.8	2.0
小計		88	52.3	88	54.3	4.5
都市基幹公園★	総合公園★	2	42.3	3	73.4	6.0
	運動公園★	—	—	—	—	—
小計		2	42.3	3	73.4	6.0
基幹公園計		90	94.6	91	127.7	10.5
特殊公園★	風致公園★	—	—	—	—	—
	歴史公園★	—	—	—	—	—
広域公園★		—	—	—	—	—
緩衝緑地★		—	—	—	—	—
都市緑地★		2	1.0	2	1.0	0.1
都市公園計		92	95.6	93	128.7	10.6
公共施設緑地		241	53.9	249	99.5	8.2
都市公園等計		333	149.5	342	228.2	18.7
民間施設緑地		2	28.4	7	448.1	36.8
施設緑地合計		335	178.0	349	676.3	55.5
人口 (平成27年国勢調査)		市街化区域人口		121,129人		
		都市計画区域人口		121,923人		

■施設緑地★の整備状況図（平成27年現在）



施設緑地（1ha以上）の整備状況図

※印の学校について

- ・北山中学校  
平成29年3月閉校
- ・末広中学校  
平成29年3月閉校
- ・手宮西小学校  
平成28年3月閉校  
(現在北陵中学校)
- ・松ヶ枝中学校  
令和2年4月移転  
(旧最上小学校)

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

(4) 地域制緑地★の指定状況

本市で指定されている地域制緑地は、法によるものと条例によるものの重複面積を除くと市街化区域で 65.3ha、都市計画区域で 6,496.1ha となっています。

法に基づくものとして、自然公園法による自然公園★が 469.0ha、森林法による保安林★が 2,436.7ha、地域森林計画対象民有林★が 4,709.9ha、農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域農用地区★が 108.5ha、河川法による河川区域★が 88.3ha 指定されています。

また、条例に基づくものとして、「北海道自然環境等保全条例」による保護地区が 8か所 951.5ha、記念保護樹木★が 2か所、「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」による保全樹林★が 6か所 19.0ha、保存樹木★が 7か所指定されています。

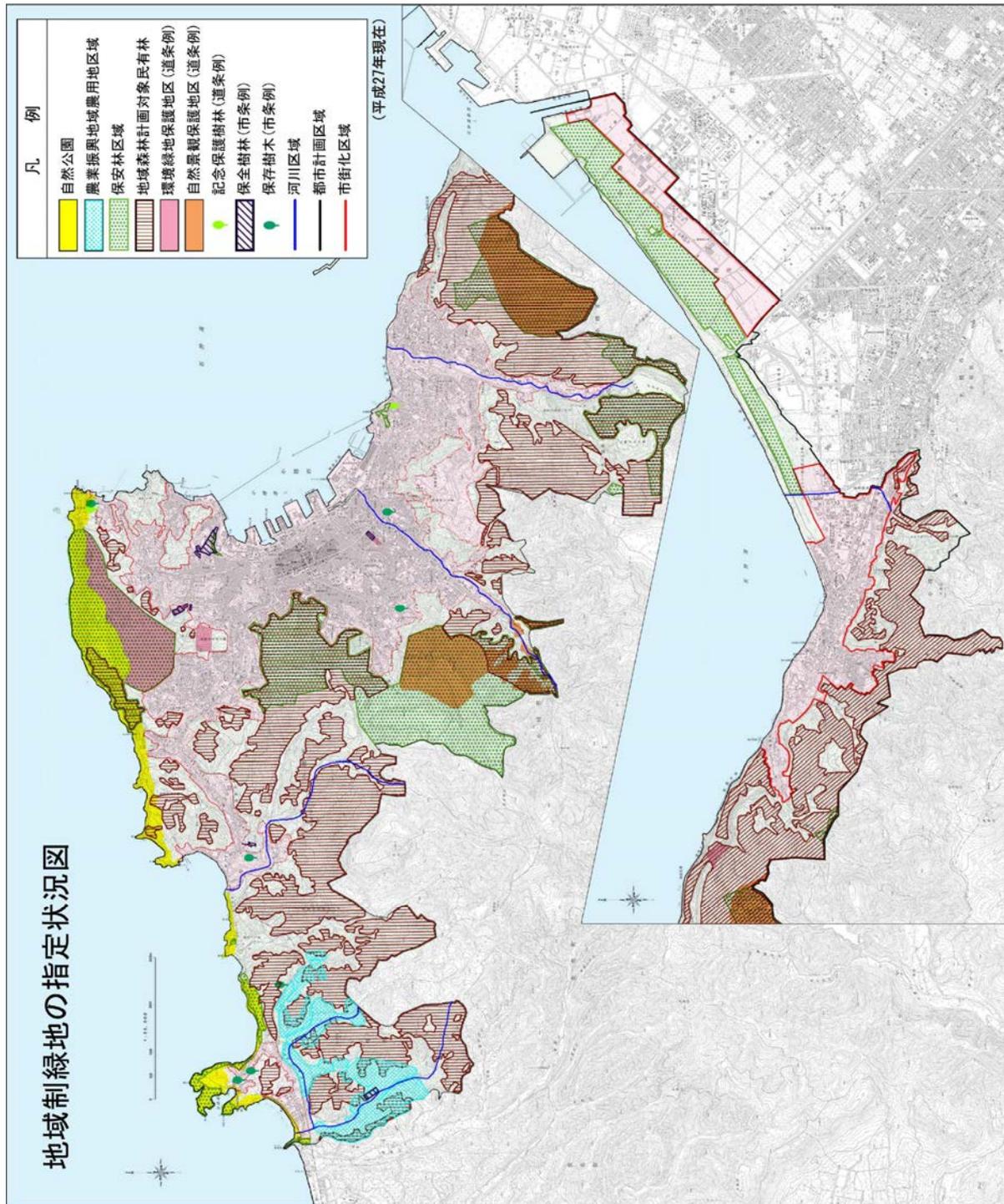
■地域制緑地の指定状況（平成 27 年）

地域制緑地種別	市街化区域	都市計画区域
	指定面積 (ha)	指定面積 (ha)
自然公園	—	469.0
保安林区域	7.0	2,436.7
地域森林計画対象民有林	—	4,709.9
農業振興地域農用地区	—	108.5
河川区域	46.3	88.3
法によるもの計	53.3	7,812.4
環境緑地保護地区★（道条例）	3.8	283.5
自然景観保護地区★（ 〃 ）	—	668.0
保全樹林（市条例）	13.0	19.0
条例によるもの計	16.8	970.5
小計	70.1	8,782.9
地域制緑地間の重複	△ 4.8	△ 2,286.8
地域制緑地合計	65.3	6,496.1



〔住吉神社〕

■地域制緑地\*の指定状況図（平成27年現在）



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

## (5) 都市の緑化状況

### 1) 公園の緑化状況

平成27年(2015年)の都市公園の緑化率\*は66.0%となっています。

公園種別では、街区公園\*27.1%、近隣公園\*59.1%、地区公園\*38.2%、総合公園\*83.4%、都市緑地\*55.3%となっています。



〔小樽公園〕

### 2) 道路の緑化状況

平成27年(2015年)の街路樹は、植栽本数が高木\*で約9,500本、低木\*で約81,700本となっています。

道路種別では、市道においては高木が約4,000本、低木が約35,600本植栽されています。

また、国道では高木が約3,900本、低木が約35,400本、道道では高木が約1,600本、低木が約10,700本植栽されています。

主要樹種は、高木類ではナナカマドが最も多く、他にプラタナス、イチョウ、カエデ類、サクラ類などが多く植栽されています。

低木類では、モンタナハイマツ、ツツジ類などが多く植栽されています。



〔市道 常春園通線〕

### 3) その他の緑化状況

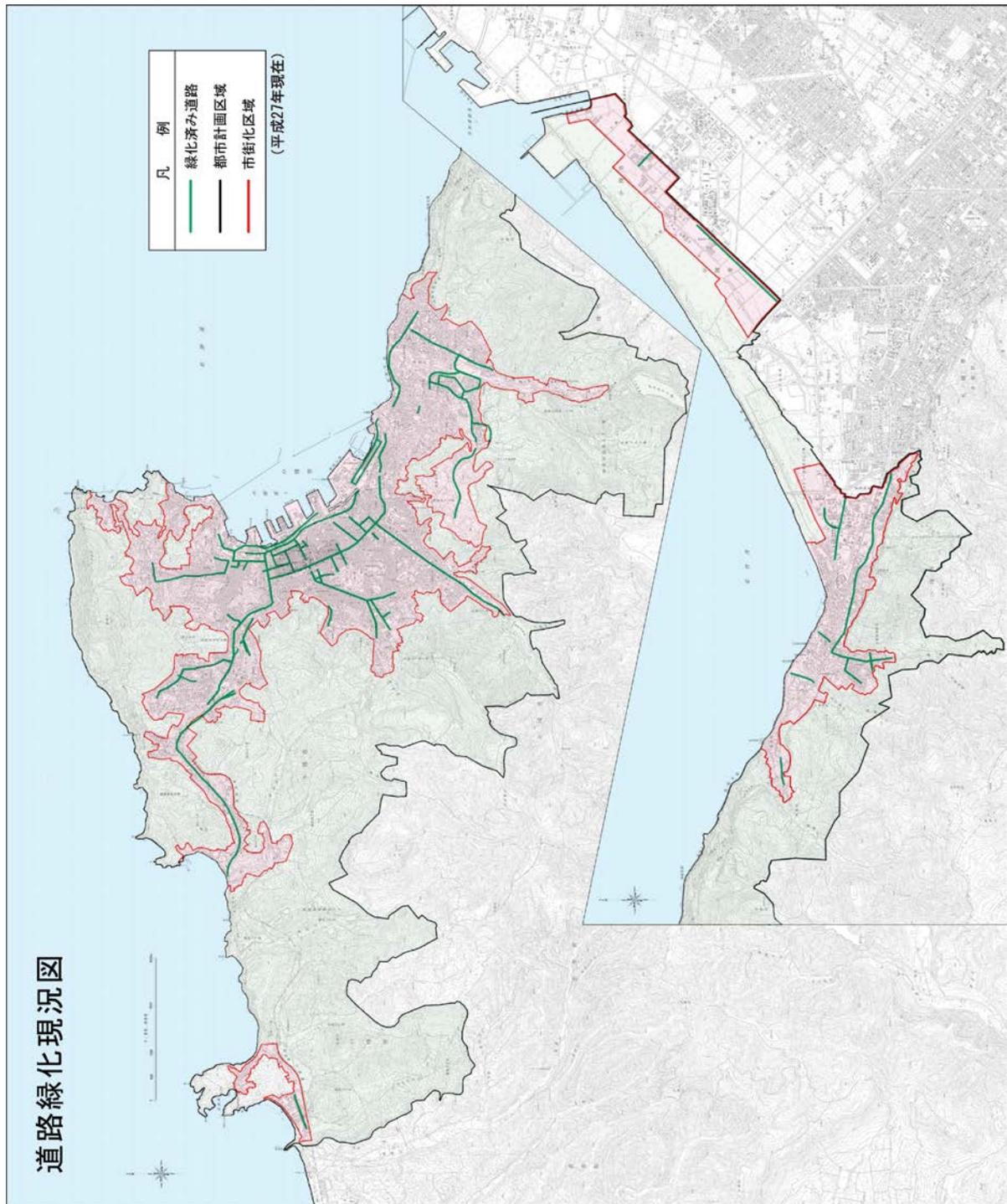


〔小樽市総合博物館〕



〔望洋台小学校〕

■道路緑化現況図（平成27年現在）



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

## (6) 緑化への取組状況

本市における都市緑化の普及・啓発活動には次のようなものがあります。

### 1) 行政による取組状況

#### 【緑化の推進】

本市では、体系的、継続的に進めるため、「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」(平成4年4月)や、「小樽市景観計画」(平成21年2月)により、都市景観の創出や緑化の推進を継続して取り組んでいます。



〔恵美須神社〕

#### 【緑化活動支援】

「オープン花壇ボランティア」により、入船公園、平磯公園、銭函中央公園、花園グリーンロード及び旧国鉄手宮線の5か所でボランティア団体による公園花壇の整備、維持管理活動などに対する支援を行っています。



〔オープン花壇ボランティア〕

#### 【自然観察会】

平成9年(1997年)にオープンした長橋なえぼ公園(森の自然館)では、身近な自然への理解と興味を高めるため、自然観察会を開催しています。



〔自然観察会〕

### 【花と緑のまちづくり事業】

公共公益施設\*や民間空地を利用した花壇造成及びプランターの設置がなされ、小樽フラワーマスター\*連絡協議会の設立に伴い、写真による花いっぱいコンクールが実施されています。



〔第21回花いっぱいコンクール 最優秀賞作品〕

## 2) 市民・事業者による取組状況

### 【緑化活動】

市民による記念樹や事業者による寄贈樹などの植樹が行われています。

また、小樽フラワーマスター連絡協議会などの緑化活動団体と協力・連携を図り、植栽やプランターの設置などの緑化活動を実施しています。



〔市民・事業者による植樹〕

### 【美化活動】

国道においては「ボランティア・サポート・プログラム」により、実施団体と国及び市が協力・連携を図り、植樹帯等の美化や歩道の清掃などの美化活動を実施しています。



〔市民・事業者による美化活動〕

### 3 緑に関する課題の整理

本計画の緑に関する課題は、アンケート調査結果と前計画の主要施策に関する実施状況より整理します。

#### (1) アンケート調査結果による課題

調査時期	平成30年4月27日～平成30年5月14日
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査対象	18歳以上の小樽市民3,000人（住民基本台帳より無作為に抽出）
有効回答数	727件
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな公園整備よりも、既存の公園の充実が望まれていることが伺える。</li> <li>・住吉神社、小樽稲荷神社、水天宮が今後も保全すべき緑地と考えられる。</li> <li>・積極的な利用が図られるような施設整備及び維持管理の検討が必要と考えられる。</li> <li>・イベントへの参加意思がある市民が一定割合いることから、市民ニーズに合った開催内容の検討が必要と考えられる。</li> <li>・イベントに関する周知方法について検討する必要があると考えられる。</li> <li>・公園整備に関しては、幅広い年代や多用途に対応することが求められる。</li> </ul>

※詳細は、資料編「アンケート調査結果」（82～99ページ）参照

#### (2) 前計画の主要施策に関する実施状況による課題

主な課題	<p>&lt;基本方針1&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木は二酸化炭素の吸収や大規模土砂災害などの減災対策の効果を有し、継続して保全を行うとともに、法または条例により地区指定する場合には、関係機関との協議が必要である。</li> <li>・社寺境内林などの緑地は、ヒートアイランド現象*の緩和のため、継続して保全を行うとともに、法または条例により地区指定する場合には、関係機関との協議が必要である。</li> </ul> <p>&lt;基本方針2&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少に伴う、長期未整備の都市計画公園を含めた公園の適正な配置により、既存公園を集約化することで、管理施設の縮小による維持管理費等の低減が図られる。</li> <li>・公園施設長寿命化計画*に基づき、老朽化した既存公園施設の維持管理及び更新の実施により、ライフサイクルコストの縮減が図られることから、今後も継続して行う必要がある。</li> </ul> <p>&lt;基本方針3&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化活動等を行うボランティア団体への支援方法の検討など、市民・事業者・行政が一体となって緑化活動を推進する体制づくりを形成する必要がある。</li> <li>・自然観察会などのイベントの継続や市民ニーズに合った新たなイベントについて検討が必要である。</li> </ul>
------	--

※詳細は、資料編「主要施策に関する実施状況及び緑の解析」（110～124ページ）参照

## 4 緑の課題

緑の現況解析をもとに、公園・緑地が有する機能である環境保全、レクリエーション、防災及び景観形成に関する課題を整理します。

### (1) 環境保全に関する課題

- ◇ヒートアイランド現象★の緩和や二酸化炭素の吸収を促進するため、樹林地や草地の保全をしていく必要がある。
- ◇都市の骨格を形成する貴重な自然資源である天狗山などの丘陵地や海岸線などの一体的な保全をしていく必要がある。
- ◇市街地内の主要河川を軸とする骨格緑地の維持保全をしていく必要がある。
- ◇自然と共存する環境を形成している多様な生き物の生息地・生育地である天狗山の豊かな森林資源などの丘陵地や緑道のほか、河川や海岸線などの水辺環境との緑と水による生物多様性に配慮したエコロジカルネットワーク★の形成をしていく必要がある。
- ◇既存の都市公園の適正な配置をしていく必要がある。
- ◇住吉神社の社寺境内林や勝納川などの市街地に存在する緑地の維持保全をしていく必要がある。
- ◇良好な都市環境の形成に資する緑地の保全をしていく必要がある。



〔銭函天狗山〕

## (2) レクリエーションに関する課題

- ◇長期未整備の都市計画公園は、その必要性等を総合的に点検・検証し、必要な見直しを検討していく必要がある。
- ◇既存公園を継続して整備するとともに、市民ニーズに対応した適正な公園配置や機能の集約をしていく必要がある。
- ◇市民の健康志向の高まりに応じた健康器具などの整備による健康増進を支援していく必要がある。
- ◇公園等の老朽化した施設の計画的な更新を継続して行うとともに、管理体制の強化を図りながら、効率的な維持管理による公園の充実をしていく必要がある。
- ◇公園の維持管理や緑化の推進に向け、町内会やボランティア団体とのパートナーシップの形成をしていく必要がある。
- ◇市民ニーズに合ったイベントの開催内容や周知方法の検討をしていく必要がある。
- ◇良好な自然景観地や歴史的資源を生かした公園の整備をしていく必要がある。
- ◇旧国鉄手宮線などを活用した観光拠点間を結ぶ歩行者空間としてのレクリエーションネットワークの形成と適正な維持管理の推進をしていく必要がある。



〔旧国鉄手宮線〕

## (3) 防災に関する課題

- ◇崩落や地すべりなどによる土砂流出の防止等につながる森林の保全をしていく必要がある。
- ◇台風や集中豪雨による洪水や土石流など水害を軽減する役割を果たしている河川上流域の山林や、雨水の貯水機能を持つオタルナイ湖、農地の保全をしていく必要がある。
- ◇避難場所として指定されている公園の適正な維持管理をしていく必要がある。
- ◇ヘリポート\*など多様な防災拠点として公園等の活用の検討をしていく必要がある。
- ◇グリーンインフラ\*を活用した防災・減災対策への取組の検討をしていく必要がある。



〔防災訓練 色内埠頭公園〕

#### (4) 景観形成に関する課題

- ◇美しい眺望を持つ天狗山や自然と調和したニセコ積丹小樽海岸国定公園★などの自然的景観の保全をしていく必要がある。
- ◇奥沢水源地周辺の潤いのある水辺景観の保全・活用を検討していく必要がある。
- ◇市街地と樹林地が織りなす景観を保持するため、住吉神社をはじめとする社寺境内林や丘陵樹林地など、市街地に自生する樹林地の保全をしていく必要がある。
- ◇既存公園を継続して整備するとともに、市民ニーズに対応した適正な公園配置や機能の集約をしていく必要がある。
- ◇都市景観の大きな要素である緑化の充実に向けて、市民・事業者・行政の協働による緑の創出をしていく必要がある。
- ◇町内会やボランティア団体などが主体となる公園等の美化活動における行政の支援をしていく必要がある。
- ◇旧国鉄手宮線の観光拠点間を結ぶ歩行者空間の歴史的な街並みを回遊できる散策ネットワークの活用を検討していく必要がある。
- ◇住宅地、商業地、工業地においては、美観の向上に寄与する緑化施策の体系的な推進をしていく必要がある。



[ニセコ積丹小樽海岸国定公園]

## 第2章 計画の基本方針と目標



## 第2章 計画の基本方針と目標

### 1 基本理念

本市は、海岸沿いの狭あいな平坦地を主体に発達している市街地が、前面に広がる日本海と背後に迫っている山岳丘陵に囲まれていることから、市街地の各所から豊かな森林を望むことができ、緑あふれる都市景観を形成しています。

また、先人が築き上げてきた歴史をしのばせるまちなみのほか、忍路環状列石、地鎮山環状列石などの史跡文化財が多く存在するとともに、海岸線の一部が「ニセコ積丹小樽海岸国立公園★」の指定を受けているなど良好な自然環境が多く残され、市街地においては、市民が身近に感じている社寺境内林や公園などの緑が存在しています。

一方、令和元年に策定された『第7次小樽市総合計画』においては、将来都市像として「自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽～あらたなる100年の歴史～」を掲げ、小樽が住みよい、魅力的なまちとなるよう、多彩な地域資源を効果的に活用して、誰もが快適で安心して心豊かに暮らせる、活力あふれる地域社会の実現を目指しています。

こうした中で、よりよい都市の姿を目指していくためには、子育てや介護環境、災害に対する備えなど、緑の持つ機能を最大限に取り入れた身近な環境を、市民・事業者・行政の協働により、整えていくことが必要となります。

さらに、小樽らしい四季の彩りに恵まれた自然や豊かな環境を将来の世代へ引き継いでいくとともに、潤いと安らぎのある自然と人が共生する緑のまちづくりも求められます。

『第2次小樽市緑の基本計画』では、前計画の理念を継承しつつ、緑の現況と課題を踏まえ、緑のまちづくりにおける基本理念を以下のように掲げます。

**市民との協働で築く、自然と人が共生する  
緑豊かな、潤いと安らぎのあるまち小樽**

## 2 緑の将来像

基本理念として掲げた「市民との協働で築く、自然と人が共生する 緑豊かな、潤いと安らぎのあるまち小樽」を目指して、次のような「緑の将来像」を設定します。

### ◇自然と人が共生するまち

市民の環境保全への意識を高め、豊かな自然環境を形成している緑を保全することにより、地球温暖化の抑制や生物多様性を確保し、自然と人が共生するまちを目指します。



### ◇緑を活かした快適・安心なまち

市民に快適な生活環境をもたらし、健康の維持・増進や安らぎの場となる都市公園の適正な配置や、これまで形成してきた緑のネットワークの適正な維持管理に努め、災害時の避難場所として活用することで防災機能を高め、緑を活かした快適・安心なまちを目指します。



### ◇緑を学び、触れ合えるまち

市民・事業者・行政が一体となって緑化に取り組める体制を整えるとともに、緑と触れ合える機会を充実し、緑を学び、触れ合えるまちを目指します。



### 3 基本方針

緑の将来像の実現に向けて、次の3つの基本方針を定め、「緑の保全」、「緑の創出と活用」、「緑の普及と啓発」を進めていきます。

#### 基本方針1 今ある緑を守ります（緑の保全）

本市には、緑の骨格となる市街地背後の丘陵樹林や海岸線の斜面樹林が貴重な自然資源として残されています。このような緑は、個性的なまちなみを形成しているとともに、多様な生き物の生息・生育環境となっているほか、雨水貯留、土砂流出防止などの都市防災上重要な役割も果たしています。

また、市街地に残っている社寺境内林などの緑は、日常生活の身近な景観資源として市民の心に潤いと安らぎを与えています。

そこで、「自然と人が共生するまち」の実現を目指し、長い歴史の中で育まれてきた貴重な緑を、次世代に継承していきます。

#### 基本方針2 新たな緑をつくり、生かします（緑の創出と活用）

本市の市街地は比較的緑が少ない状況にあるため、残っている緑の保全に加え、市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置や機能の集約による公園の整備、花と緑で潤うような公共公益施設\*や民有地の緑化を進め、花と緑で癒されるまちなみを形成していく必要があります。

また、これまで道路や河川、公園・緑地などの緑化により形成してきた緑のネットワークを活用し、都市の防災機能の向上や市民の健康の維持・増進や安らぎの場となるレクリエーション機能を取り入れることで、公園・緑地としての機能の向上が期待されます。

そこで、「緑を生かした快適・安心なまち」の実現を目指し、市民・事業者・行政の協働のもと、花と緑であふれ、潤いと安らぎのある空間をつくり、生かしていきます。

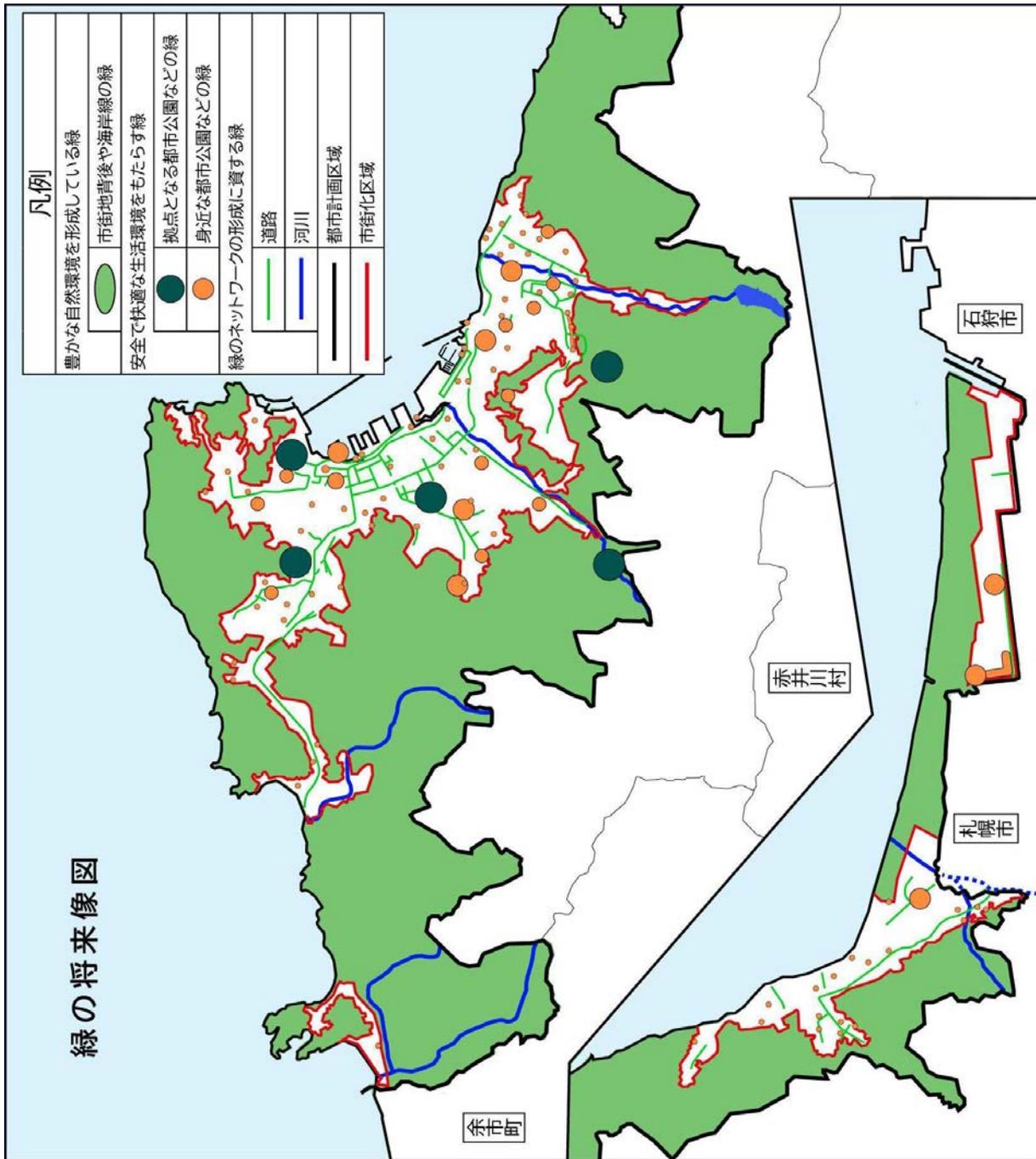
#### 基本方針3 緑への理解を深めます（緑の普及と啓発）

本市では、長橋なえぼ公園における自然観察会の実施により市民が緑を学び、公園愛護会の活動により触れ合うことができます。

花と緑で癒されるまちなみを形成していくためには、市民一人ひとりの都市の緑化に対する理解を深め、市民・事業者・行政の協働により、身近な緑を守り育てていくことが重要です。

そこで、「緑を学び、触れ合えるまち」の実現を目指し、より多くの市民が緑化活動などに参加できる体制と緑を学び、触れ合える機会の充実を図っていきます。

■緑の将来像図



序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
資料編

#### 4 施策の体系

本計画においては、3つの基本方針に沿って7つの取組を定めます。

基本方針	取組
<p><b>基本方針1</b></p> <p>今ある緑を守ります (緑の保全)</p>	<p><b>取組1 都市環境を形成する緑の保全</b></p> <p>都市に残された貴重な自然資源であり、災害から都市を守る重要な役割を持つ、市街地背後の天狗山などの丘陵樹林地や海岸線、河川などの水辺環境は、良好な都市環境を形成する骨格的緑地として保全に努めます。</p>
	<p><b>取組2 身近に触れ合える緑の保全</b></p> <p>身近に触れ合える市街地に残された社寺境内林などの貴重な緑は、身近な景観資源として保全に努めます。</p>
<p><b>基本方針2</b></p> <p>新たな緑をつくり、生かします (緑の創出と活用)</p>	<p><b>取組3 魅力ある公園づくり</b></p> <p>市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置と機能の集約による公園の充実や地域の利用形態に合わせた魅力ある公園・緑地の整備を図ります。</p>
	<p><b>取組4 花と緑で癒されるまちなみの形成</b></p> <p>市街地などの緑が少ない地域の公共施設★や民有地の緑化を推進し、花と緑で癒されるまちなみの形成に努めます。</p>
	<p><b>取組5 緑のネットワークの活用</b></p> <p>都市の快適で安心なまちづくりのため、これまで形成してきた道路、河川、公園・緑地の適正な維持管理に努めるとともに、都市の防災機能やレクリエーション機能を取り入れた緑のネットワークの活用に取り組みます。</p>
<p><b>基本方針3</b></p> <p>緑への理解を深めます (緑の普及と啓発)</p>	<p><b>取組6 緑を守り育てる体制の充実</b></p> <p>都市の緑化推進や公園の維持管理など、緑を守り育てる市民・事業者・行政によるパートナーシップの形成を目指します。</p>
	<p><b>取組7 緑と触れ合える機会の充実</b></p> <p>都市の緑化に対する理解を深めるため、緑化に関する情報発信や緑化イベントの開催を通じて、緑を学び、触れ合える機会の充実を図ります。</p>

◇具体的な施策の内容については、「第4章 計画の体系と施策」に示します。

## 5 計画フレーム

本計画の基礎条件である計画対象区域、都市計画区域人口の見通し、市街化区域の規模及び地域区分については、次のように設定します。

### (1) 計画対象区域

計画対象区域については、現在の都市計画区域 13,960ha を対象とします。

計画対象市町村名	都市計画区域名	
小樽市	小樽都市計画区域	13,050 ha
	札幌圏都市計画区域(小樽市分)	910 ha
	計	13,960 ha

### (2) 都市計画区域人口の見通し

将来人口（目標年次の計画人口）については、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針★(小樽及び札幌圏)（令和3年）」及び「第7次小樽市総合計画（令和元年）」との整合性を考慮し、次のように設定します。

年次	現況 (平成27年)	目標年次※ (令和14年)
人口	122 千人	90 千人

※将来推計人口は5年ごとに算出されており、将来人口の設定に当たっては、人口減少対策を考慮し、令和12年を適用します。

### (3) 市街化区域の規模

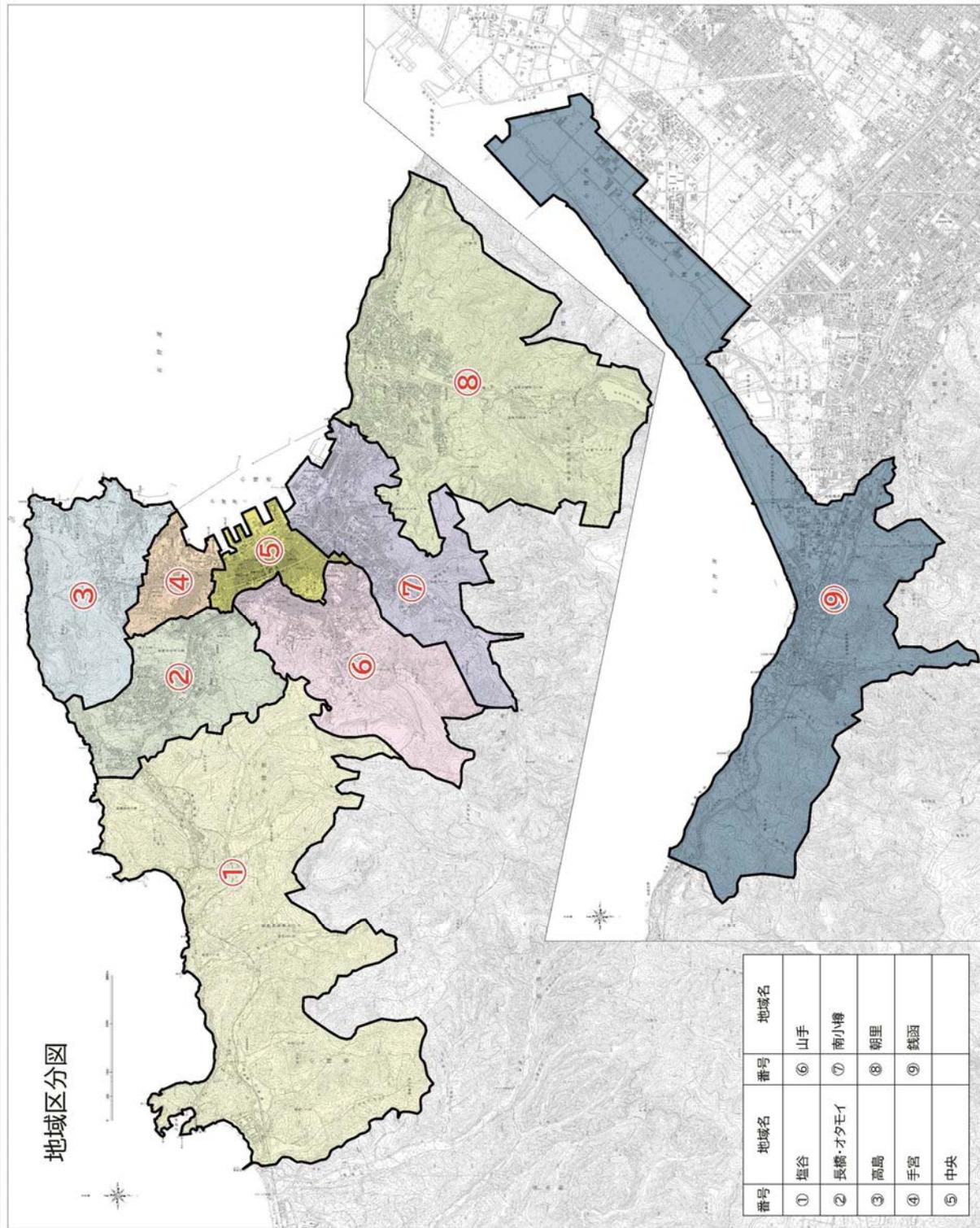
(2)と同様に、次のように設定します。

年次	現況 (平成27年)	目標年次 (令和14年)
市街化区域人口	121 千人	89 千人
市街化区域の規模	4,301 ha	4,288 ha

### (4) 地域区分

地域区分については、人口減少や市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置と機能の集約を検討するに当たり、第2次小樽市都市計画マスタープラン★を基本として、次の9地域に設定します。

■地域区分図



## 6 計画の目標水準

### (1) 公園・緑地の確保目標水準

本市における施設緑地★と地域制緑地★の確保量は、平成27年(2015年)で市街化区域では233ha(5.4%)、都市計画区域では7,139ha(51.3%)となっています。

目標年次(令和14年)においては市街化区域の公園・緑地の確保量は、長期未整備の都市計画公園などの公園・緑地の面積を加えた253ha(5.9%)を確保することを目標とします。

#### ■公園・緑地の確保目標水準

年次	現況 (平成27年)	目標年次 (令和14年)
市街化区域に占める 緑地面積(割合)	233 ha (5.4%)	253 ha (5.9%)
都市計画区域に占める 緑地面積(割合)	7,139 ha (51.3%)	7,165 ha (51.3%)

### (2) 都市公園等の施設として整備すべき公園・緑地の目標水準

本市における都市計画区域人口一人当たりの都市公園等の面積は、平成27年(2015年)で18.7㎡となっています。

目標年次(令和14年)においては都市公園等の施設として整備すべき公園・緑地の目標水準は、都市計画区域人口一人当たり31.3㎡を目標とします。

#### ■都市公園等の施設として整備すべき公園・緑地の目標水準

年次		現況 (平成27年)	目標年次 (令和14年)
都市計画区域人口 一人当たりの 目標水準	都市公園	10.6 ㎡/人	19.8 ㎡/人
	都市公園等 <sup>※</sup>	18.7 ㎡/人	31.3 ㎡/人

※都市公園等とは、都市公園に公共施設緑地★(港湾緑地や学校グラウンドなど)を加えたものです。

※算出根拠は、資料編「目標水準の算出根拠」(130、131ページ)参照

(3) 都市緑化の目指す姿

公共公益施設\*及び民有地については、次のような都市緑化を目指します。

■施設別の都市緑化の目指す姿

項 目		内 容
公共公益施設	都市公園*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然が感じられ、レクリエーションや憩いの場として市民に親しまれる緑の形成</li> <li>・公園整備における緑化の目標                      街区公園*…30%以上                      近隣公園*・地区公園*・総合公園*…50%以上                      緩衝緑地*・緑道…70%以上                      都市緑地*…80%以上</li> </ul> <p>※参考文献：「都市公園事業設計要領」 (北海道建設部まちづくり局都市環境課)</p>
	道 路	・これまで形成してきた緑のネットワークの維持管理
	河 川	・親水性などに配慮した水辺環境の創出
	学 校	・自然の仕組みや大切さを学び、触れ合えるような緑化の推進
	そ の 他 公 共 公 益 施 設	・潤いと安らぎのある交流の場として市民に親しまれる緑化の推進
民 有 地	住 宅 地	・周辺の自然環境などと調和したゆとりある良好な住環境の維持・創出
	商 業 地	・自然景観や親水空間などの地域の特性を生かし魅力ある交流空間の形成
	工 業 地	・周辺の環境向上のため、個々の工場敷地内の緑化等を促進

## 第3章 公園・緑地の配置方針



## 第3章 公園・緑地の配置方針

### 1 機能別の公園・緑地の配置方針

公園・緑地が持つ「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」及び「景観形成」の4つの機能を効率的に発揮させるためには、公園・緑地を総合的・体系的にバランスよく配置していくことが重要となります。

ここでは、緑の将来像と公園・緑地の確保目標水準の実現を目指して、「4つの機能からみた公園・緑地の配置方針」を示します。



#### 環境保全機能

- ◇都市の骨格を形成する緑地の保全
- ◇生物多様性に配慮した公園・緑地の保全・創出
- ◇歴史的風土を形成する公園・緑地の保全
- ◇快適な生活環境を形成する緑地の保全・創出



#### レクリエーション機能

- ◇身近なレクリエーションの場となる公園の配置
- ◇都市のレクリエーション拠点となる公園の配置
- ◇自然景観や歴史的資産を生かした公園の配置
- ◇レクリエーションネットワークの形成



#### 防災機能

- ◇防災・減災につながる緑地の保全・活用
- ◇避難地・避難路となる公園・緑地の保全・活用
- ◇快適・安心な都市環境を守る公園・緑地の保全



#### 景観形成機能

- ◇都市景観を形成する骨格的緑地の保全
- ◇歴史的風土を伝える景観資源の保全・活用
- ◇良好な眺望地点である公園・緑地の保全
- ◇潤いのある都市景観の保全・活用

## (1) 環境保全機能からみた配置方針

環境保全機能からみた公園・緑地については、都市の環境保全上の機能を発揮するよう、以下の4つの視点に立って配置方針を定めます。

## 配置方針

## ① 都市の骨格を形成する緑地の保全

- ・本市の骨格を形成し、都市環境を良好なものとして維持していく上で重要な緑地として、市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地や、祝津海岸から蘭島海岸、熊碓海岸から銭函海岸に至る海岸線、勝納川などの二級河川の保全を図ります。

## ② 生物多様性に配慮した公園・緑地の保全・創出

- ・多様な生き物の生息・生育環境を形成している樹林地や水辺環境などの緑地の保全に努めながら、生態系に合わせた郷土種などを活用した緑化の推進を行い、拠点となる都市公園の適正な配置により、生物多様性に配慮したエコロジカルネットワーク★の形成に努めます。

## ③ 歴史的風土を形成する公園・緑地の保全

- ・保存樹木★等に指定されている市街地内部の社寺境内林及び栗林の北限といわれる手宮の樹林地は、歴史的風土を形成する公園・緑地として保全を図ります。

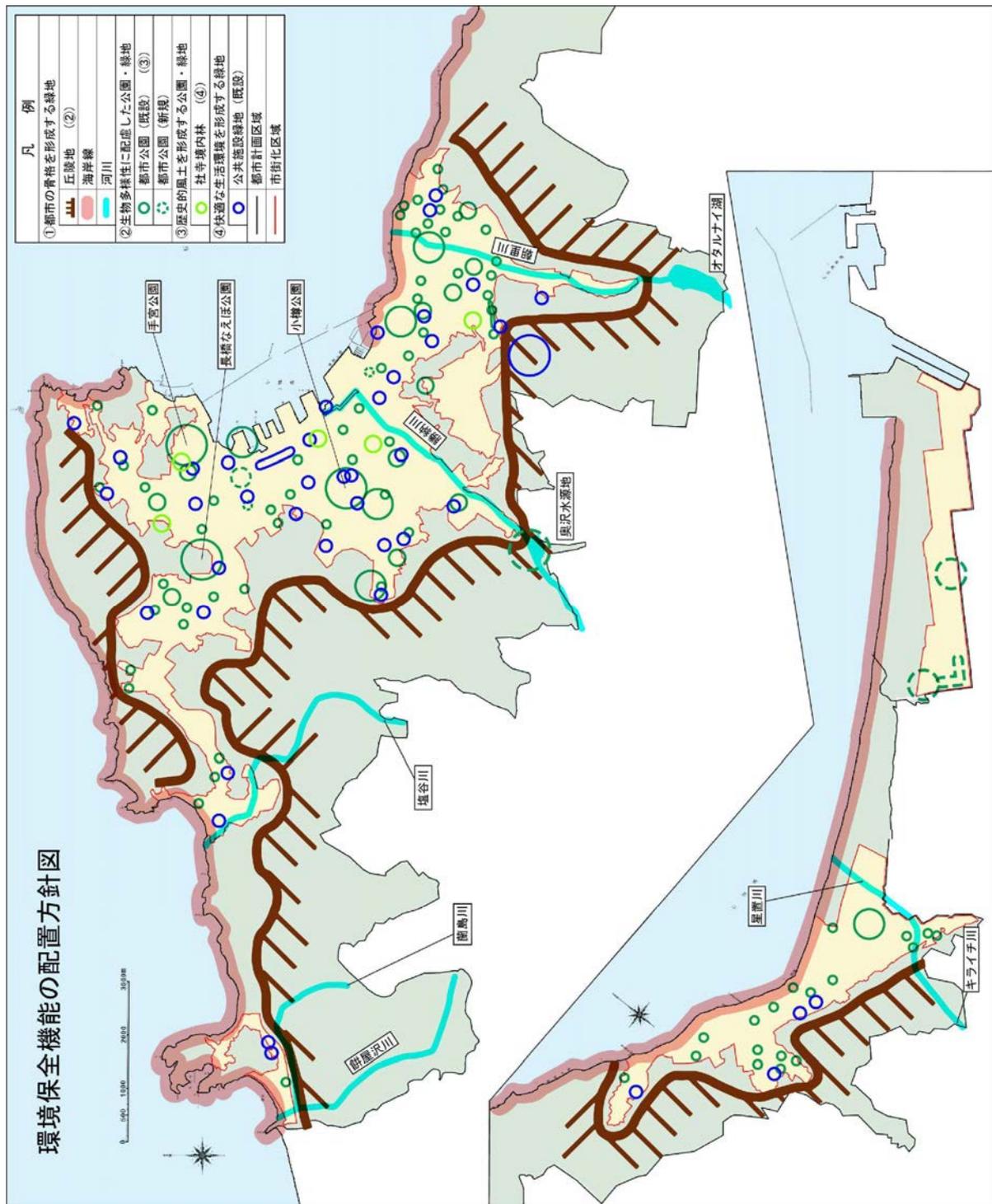
## ④ 快適な生活環境を形成する緑地の保全・創出

- ・ヒートアイランド現象★の緩和や二酸化炭素の吸収を促進するため、市街地に存在する社寺境内林などの緑地の保全や、緑の少ない地域へ郷土種を用いたガーデニングなどによる緑化の促進に努めます。
- ・学校などの公共公益施設★や空地などを利活用した緑化の推進に努めます。
- ・市街地周辺のまとまった緑地は、都市環境を高める緑地として位置付け、保全に努めます。



〔天狗山〕

■環境保全機能の配置方針図



## (2) レクリエーション機能からみた配置方針

レクリエーション機能からみた公園・緑地については、市民のレクリエーション需要に適切に応えるよう、以下の4つの視点に立って配置方針を定めます。

### 配置方針

#### ① 身近なレクリエーションの場となる公園の配置

- ・既存の都市公園については、市民ニーズや地域の利用形態に応じた都市公園の適正な配置や機能の集約による再編を検討します。
- ・長期未整備の都市計画公園は、その必要性等を総合的に点検・検証し、必要な見直しを検討します。
- ・緑に親しむ機会の充実や緑化に対する意識の向上のため、市民との協働により公園の緑化・維持管理活動を推進するパートナーシップの形成を目指します。

#### ② 都市のレクリエーション拠点となる公園の配置

- ・総合公園\*については、既存の小樽公園、手宮公園及び長橋なえぼ公園の施設の充実に努めます。
- ・老朽化した公園施設の計画的な更新を継続して行うとともに、維持管理体制の強化を図りながら、公園の充実に努めます。
- ・健康利用に応じたトレーニング機能を備えた施設整備により、市民の健康増進を促進します。
- ・市民ニーズに合った緑化イベントの開催や情報発信の充実を図るとともに、市民によるイベント等での利活用を促進します。

#### ③ 自然景観や歴史的資産を生かした公園の配置

- ・良好な自然景観や歴史的資産を生かした公園の配置を図ります。

#### ④ レクリエーションネットワークの形成

- ・市街地における河川や道路、旧国鉄手宮線などの連続性のある緑地を活用した観光拠点間を結ぶ歩行者空間としてのレクリエーションネットワークの形成と維持管理の充実に努めます。
- ・市民に潤いを与える都市緑地\*を緑の少ない中心市街地に配置するよう検討します。



〔複合遊具〕



〔遠足〕



### (3) 防災機能からみた配置方針

防災機能からみた公園・緑地については、地震などの災害時における防災機能を適切に果たすよう、以下の3つの視点に立って配置方針を定めます。

#### 配置方針

##### ① 防災・減災につながる緑地の保全・活用

- ・ がけ崩れなどによる土砂流出の防止等の都市防災上重要な機能を有する緑地である、市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地の保全を図ります。
- ・ 台風や集中豪雨による水害を軽減する河川上流域の山林や雨水貯留機能を有するオタルナイ湖、農地の保全を図ります。
- ・ 飛砂防止などの機能を有する緑地として海岸防風林を位置付け、保全を図ります。
- ・ 市街地の緑地など、グリーンインフラ★を活用した取組により、都市の防災性の向上を図ります。

##### ② 避難地★・避難路となる公園・緑地の保全・活用

- ・ 災害時における安全を確保するため、避難地・避難路としての機能を有する都市公園や幹線道路などの公園・緑地を適正に維持管理するほか、冬期間を除き利用可能な避難場所やヘリポート★などの多様な防災拠点として公園・緑地の活用を図ります。

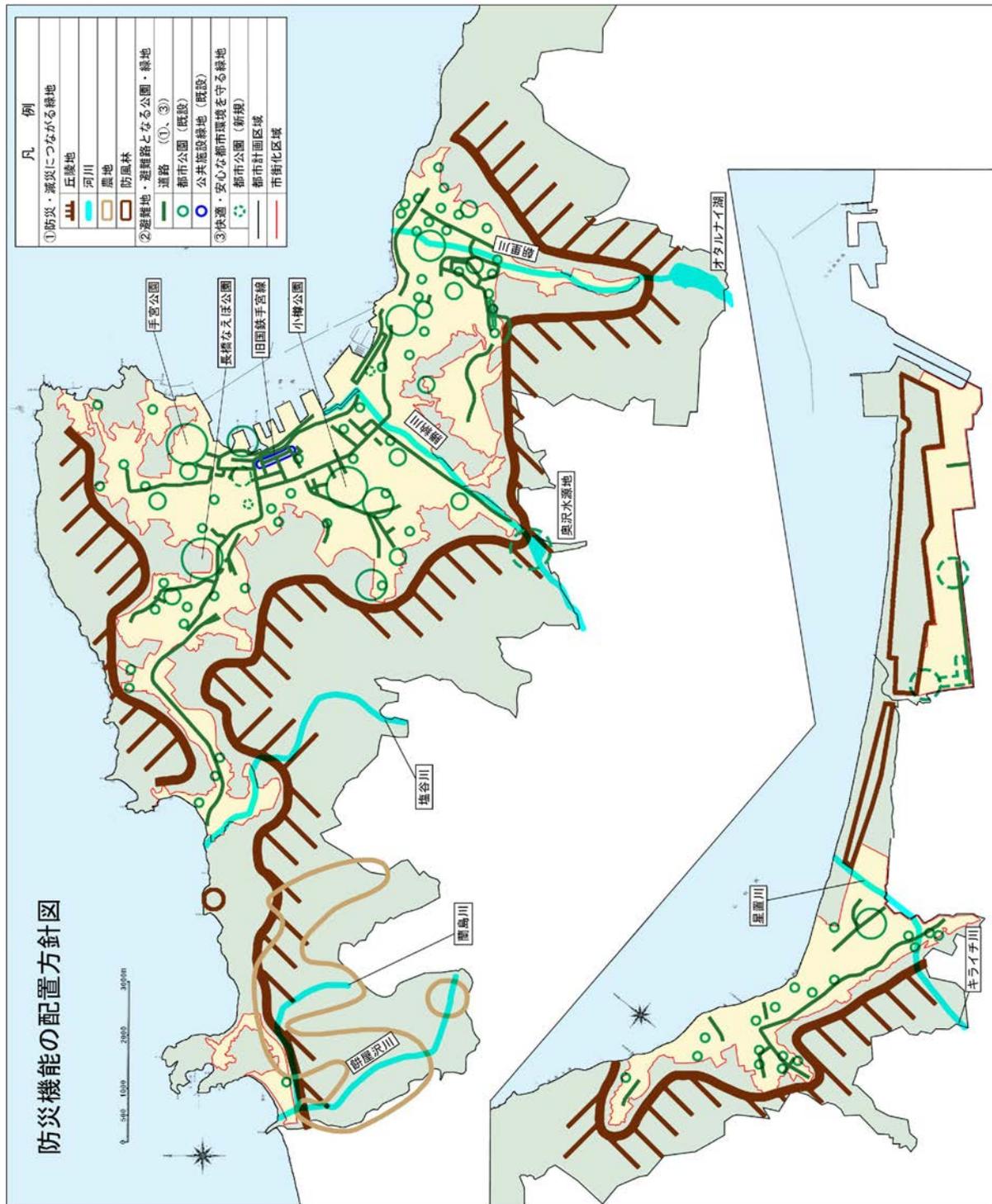
##### ③ 快適・安心な都市環境を守る緑地の保全

- ・ 工業団地などの工場が集積する地域では、工場の火災・事故による延焼などの緩和を目的として、工場などの緑化の促進に努めます。
- ・ 幹線道路周辺では、大気汚染や騒音などによる影響を緩和する街路樹などの適正な維持管理に努めます。
- ・ 市街地への公害を防止する役割を果たす公園・緑地として、緩衝緑地★の配置を図ります。



[オタルナイ湖]

■防災機能の配置方針図



#### (4) 景観形成機能からみた配置方針

景観形成機能からみた公園・緑地については、都市の良好な景観形成に資するよう、以下の4つの視点に立って配置方針を定めます。

#### 配置方針

##### ① 都市景観を形成する骨格的緑地の保全

- ・都市景観を形成する骨格的な緑地として、市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地や祝津海岸から蘭島海岸、熊碓海岸から銭函海岸に至る海岸線の保全を図ります。

##### ② 歴史的風土を伝える景観資源の保全・活用

- ・歴史的風土と結びついた緑の景観資源として、市街地景観に潤いを与えている社寺境内林などの保全を図ります。
- ・本市の観光拠点間を結び、歴史的なまちなみを回遊できる旧国鉄手宮線の保全・活用を図ります。

##### ③ 良好な眺望地点である公園・緑地の保全

- ・良好な都市景観を眺望できる手宮公園などの都市公園★の適正な維持管理や地域の特性ある景観を形成する公園・緑地の保全を図ります。

##### ④ 潤いのある都市景観の保全・活用

- ・自然豊かな水辺環境を形成する景観資源として、奥沢水源地周辺などの保全・活用を図ります。
- ・市街地における河川や街路樹などが織りなす連続性のある美しい景観の保全に努め、市民ニーズに合わせた維持管理を図ります。
- ・都市環境の向上を図るため地域の特性や市民ニーズに合わせた都市公園の適正な配置や機能の集約を検討します。
- ・緑化の充実に向けて、町内会やボランティア団体などの緑化活動団体が主体となって公共公益施設★や民有地などの緑化活動を行うことが可能となる行政の支援体制を充実し、市民・事業者・行政によるパートナーシップの形成を目指します。

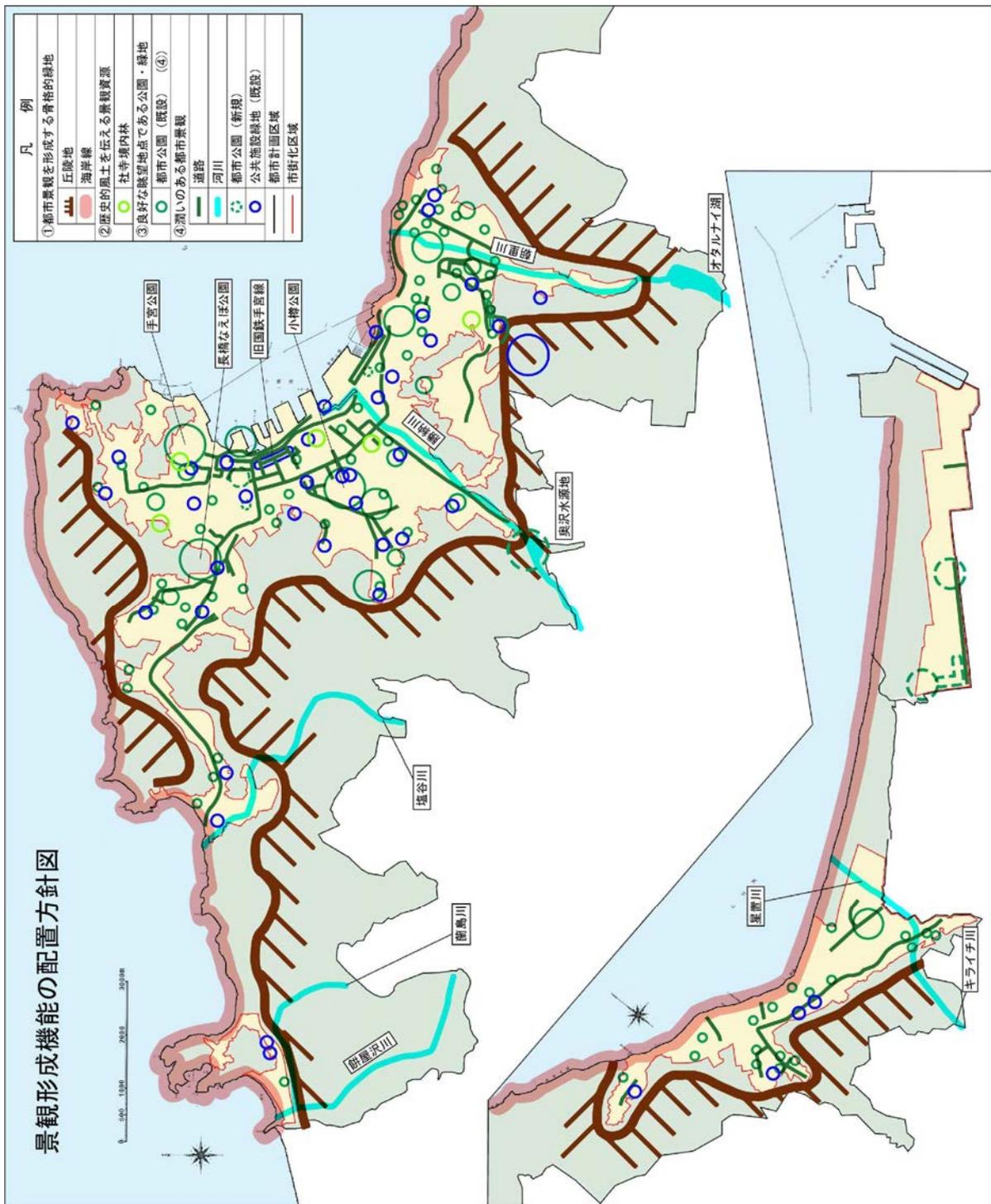


〔朝里川〕



〔水天宮からの眺望〕

■ 景観形成機能の配置方針図



## 2 総合的な公園・緑地の配置方針

前項の4つの機能（環境保全・レクリエーション・防災・景観形成）による公園・緑地の配置方針を踏まえて、緑の将来像の実現に向けた「総合的な公園・緑地の配置方針」を以下に定めます。

### 配置方針

#### ① 骨格的緑地の配置

- ・市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地、祝津海岸から蘭島海岸、熊碓海岸から銭函海岸に至る海岸線、緑のネットワークでもある勝納川などの二級河川を骨格的な緑地として保全します。

#### ② 公園・緑地の均衡ある配置

- ・市街地については、各地域の公園・緑地の充足度に配慮した都市公園★の適正な配置と機能の集約や社寺境内林などの既存樹林地の保全などにより、市全体で均衡ある良好な都市環境が形成されるよう配置します。
- ・既存の緑地を保全するとともに、緑地の確保が困難な地域では、ガーデニングなどによる緑化を促進します。
- ・市街地周辺部については、奥沢水源地の良好な自然景観や歴史的資産を生かした公園を配置します。
- ・自然と人が共生する河川、道路の植栽などの公園・緑地を、都市の防災機能の向上やレクリエーションなどに配慮した緑のネットワークの形成に努めます。

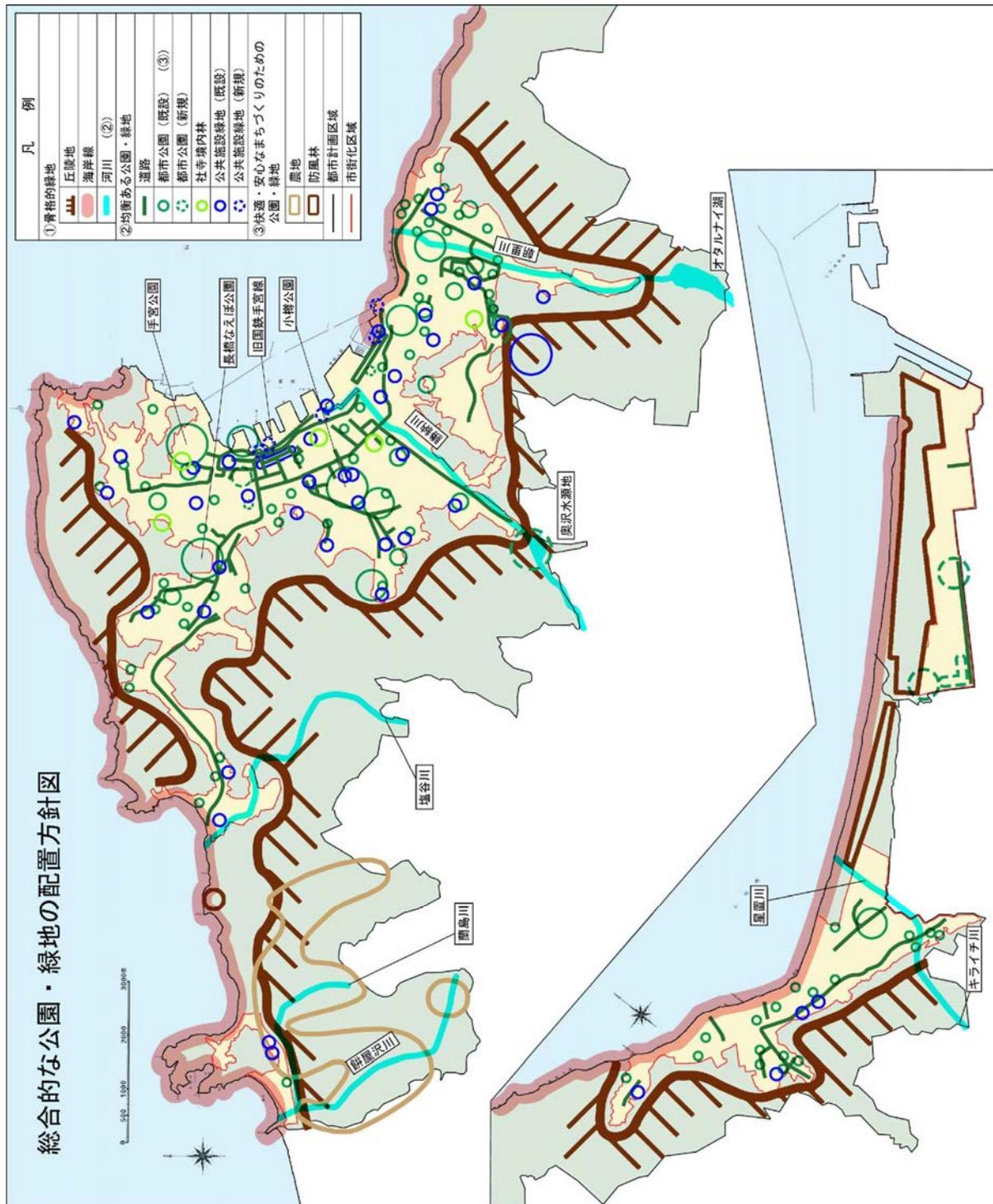
#### ③ 快適・安心なまちづくりのための公園・緑地の配置

- ・都市における安全性を確保するため、災害を未然に防止し、災害に強い都市構造を形成するため、公園・緑地が有する防災機能を活用した体系的な公園・緑地の配置を図ります。また、老朽化した公園施設の更新に併せて、子育てや介護環境に配慮した快適で安心な公園を配置します。



〔赤岩山〕

■総合的な公園・緑地の配置方針図



## 第4章 計画の体系と施策

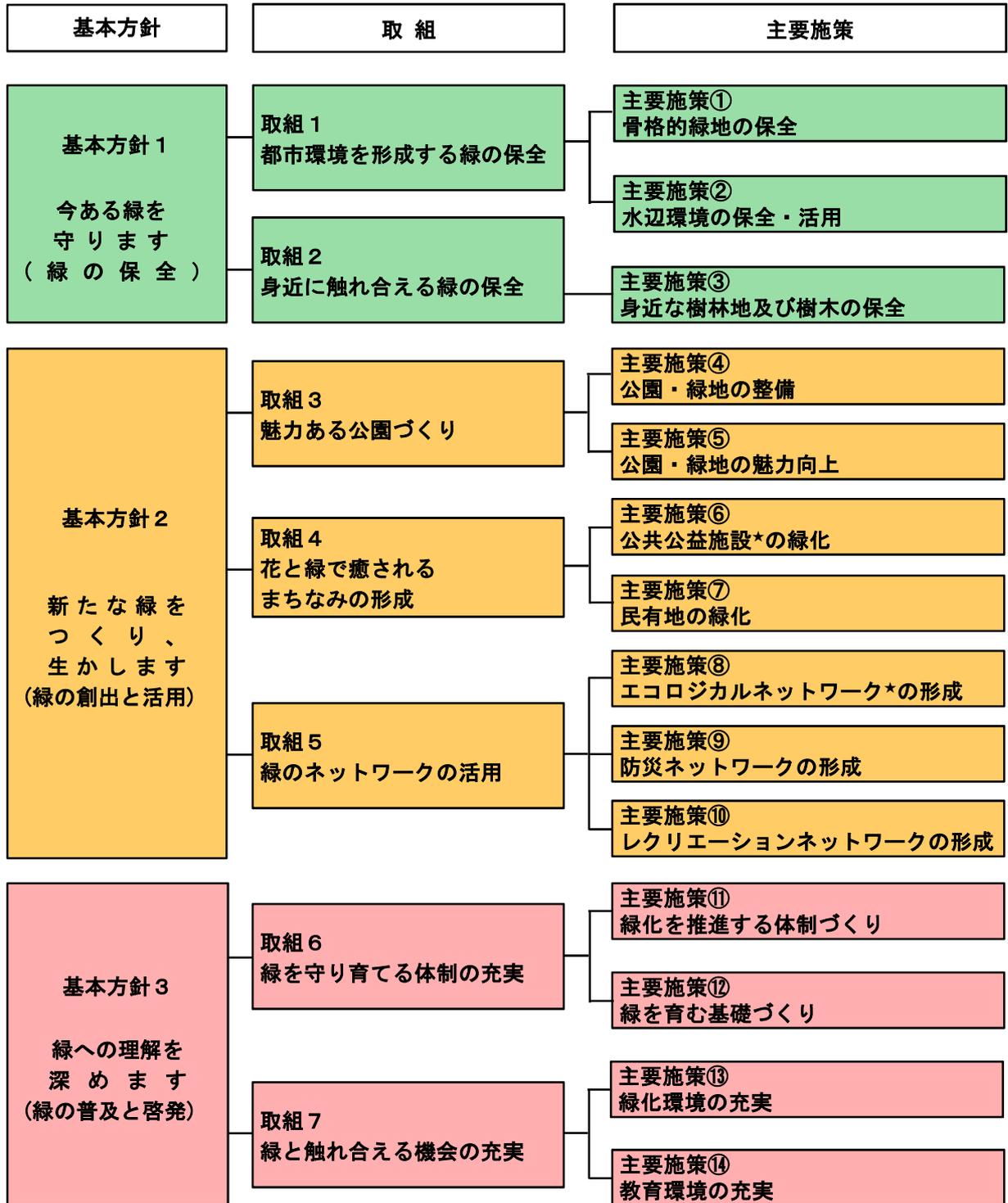


## 第4章 計画の体系と施策

### 1 計画推進のための体系

本計画の体系については、基本方針、取組及び主要施策とし、以下のように定めます。

#### ■計画の体系



## 2 計画推進のための取組と施策

### (1) 取組1 都市環境を形成する緑の保全

都市に残された貴重な自然資源であり、災害から都市を守る重要な役割を持つ、市街地背後の天狗山などの丘陵樹林地や海岸線、河川などの水辺環境は、良好な都市環境を形成する骨格的緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。

#### ◇主要施策① 骨格的緑地の保全

本市の個性的なまちなみの形成や都市防災上重要な役割を果たし、多様な生き物の生息・生育環境となっている「丘陵樹林地」、「海岸線」、「河川」及び「農地」は、豊かな自然環境を形成する骨格的緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。

#### 【丘陵樹林地：保安林\*などの保全】

赤岩山から春香山などに至る市街地背後の丘陵樹林地は、森林法による「保安林」及び「地域森林計画対象民有林\*」並びに北海道自然環境等保全条例による「環境緑地保護地区\*」及び「自然景観保護地区\*」の指定が継続され、都市環境を良好に維持していく上で重要な緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。



〔丘陵樹林地〕

#### 【海岸線：自然公園\*などの保全】

祝津海岸から蘭島海岸に至る海岸線は、自然公園法による「自然公園（ニセコ積丹小樽海岸国定公園\*）」の指定が継続され、都市景観を形成する緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。

また、海岸線に存在する樹林地は、森林法による「保安林」及び張碓海岸の一部を北海道自然環境等保全条例による「環境緑地保護地区」の指定が継続され、飛砂防止などの機能を有する緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。



〔海岸線〕

**【河川：河川区域\*の保全】**

勝納川などは、河川法による「河川区域」の指定が継続され、市街地における連続性のある美しい水辺環境を形成する緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。



〔勝納川〕

**【農地：農用地区域\*の保全】**

蘭島や忍路の農地は、農業振興地域の整備に関する法律により「農用地区域」の指定が継続され、台風や集中豪雨による水害を軽減する雨水の貯水機能を持った緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。



〔農地〕

**◇主要施策② 水辺環境の保全・活用**

自然豊かな水辺地とその周辺の樹林地は、潤いのある都市景観を形成する重要な景観資源として、保全・活用に努めます。

**【水辺環境：保安林\*などの保全・活用】**

自然豊かな水辺環境を形成する河川とその上流部にある水辺環境の一体的な保全・活用に努めます。

- ・朝里川の上流部にあるオタルナイ湖周辺の樹林地は、森林法による「保安林」の指定が継続され、次世代に継承できるよう保全に努めます。
- ・勝納川の上流部にある奥沢水源地周辺は、森林法による「保安林」及び北海道自然環境等保全条例による「自然景観保護地区\*」の指定が継続され、次世代に継承できるよう保全に努めるとともに、風致公園\*として良好な自然景観や歴史的資産を生かした水辺環境の活用を検討します。



〔奥沢水源地〕

## (2) 取組2 身近に触れ合える緑の保全

身近に触れ合える市街地に残された社寺境内林などの貴重な緑は、身近な景観資源として次世代に継承できるよう保全に努めます。

## ◇主要施策③ 身近な樹林地及び樹木の保全

市街地に存在する樹林地や樹木については、ヒートアイランド現象\*の緩和や二酸化炭素の吸収を促進することにより、良好な都市環境を形成するほか、歴史的風土と結びついた身近な景観資源として市民の心に潤いと安らぎを与える緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。

## 【社寺境内林：保全配慮地区\*などの保全】

市街地に残された社寺境内林のうち、小樽稲荷神社、住吉神社及び水天宮の「保全配慮地区」や、住吉神社の北海道自然環境等保全条例による「環境緑地保護地区\*」の指定が継続され、次世代に継承できるよう保全に努めます。

## 【樹林及び樹木：記念保護樹木\*などの保全】

市民に親しまれ、地域の美観風致を維持し、都市景観を形成する樹林の保全及び樹木の保存に努めます。

- ・長昌寺の夫婦銀杏及び恵美須神社の桑は、北海道自然環境等保全条例による「記念保護樹木」の指定が継続され、次世代に継承できるよう保全に努めます。
- ・手宮公園の栗林などは、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例による「保全樹林\*」の指定が継続され、次世代に継承できるよう保全に努めます。
- ・社寺境内などに存在する樹木は、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例による「保存樹木\*」の指定が継続され、次世代に継承できるよう保全に努めます。



[小樽稲荷神社]

(3) 取組3 魅力ある公園づくり

市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置と機能の集約による公園の充実や地域の利用形態に合わせた魅力ある公園・緑地の整備を図ります。

◇主要施策④ 公園・緑地の整備

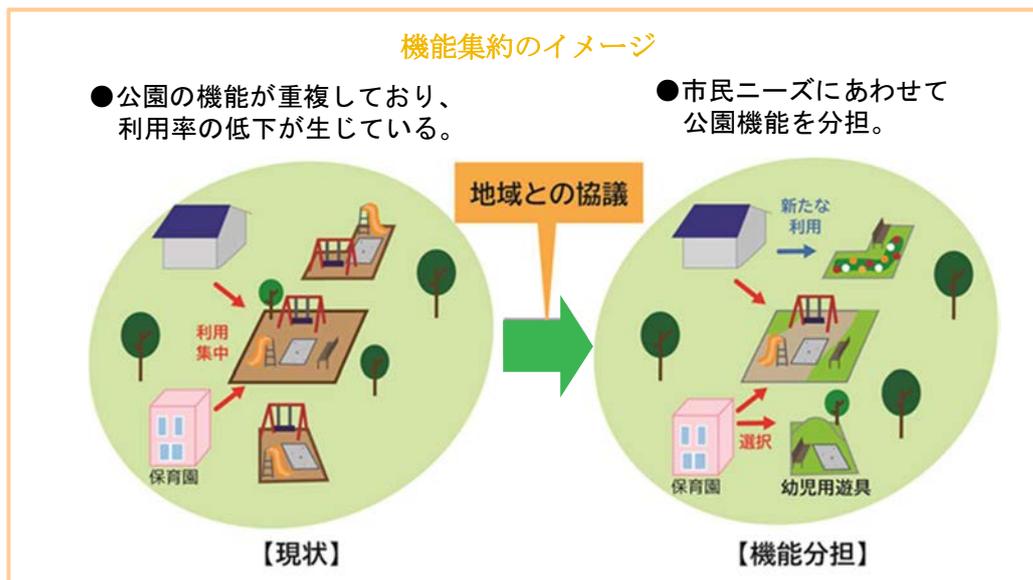
人口減少等の社会情勢や市民ニーズの変化に対応した都市公園の適正な配置と機能の集約により、都市の利便性を向上させ、快適・安心なまちづくりを目指し、公園・緑地の整備を図ります。

【都市公園の適正な配置】

都市公園の適正な配置については、市民ニーズや地域の利用形態に対応するよう検討するとともに、長期未整備の都市計画公園などの未整備公園の必要性等を総合的に検証し、都市再生特別措置法に基づく小樽市立地適正化計画★（策定中）と適合を図り、必要な見直しを行います。

【都市公園の機能の集約】

都市公園の機能の集約については、市民ニーズや地域の利用形態に対応するよう検討するとともに、小樽市公園施設長寿命化計画★に基づき、老朽化した公園施設の計画的な更新を図ります。



【都市公園の整備】

市民ニーズや地域の利用形態に応じた都市公園の整備を図ります。

- ・未整備公園については、市民の憩いの場などとして整備を図ります。
- ・自然豊かな水辺環境を形成している奥沢水源地周辺は、その良好な自然景観や歴史的資産を生かした風致公園★として整備を検討します。
- ・銭函地区の工業地に就業者等のための運動や憩いの場などとして地区公園★や、騒音、振動等に対する環境保全の役割を果たす緑地として、緩衝緑地★の整備に努めます。

### 【公共施設緑地★の整備】

小樽港の景観や水辺を生かしたにぎわいある交流空間を創出するため、港湾緑地の整備を図ります。



〔港湾緑地 築港臨海公園〕



〔港湾緑地 運河公園〕

### ◇主要施策⑤ 公園・緑地の魅力向上

冬期間の有効利用など、市民に広く親しまれる、誰もが快適・安心に利用できる公園・緑地の魅力向上に努めます。

### 【公園施設の充実】

老朽化した公園施設については、小樽市公園施設長寿命化計画★に基づき計画的な更新を進めるとともに、子育てや介護環境に配慮し、誰もが快適・安心に公園を利用できるよう公園施設の充実に努めます。

- ・小樽公園、手宮公園及び長橋なえぼ公園の総合公園★については、都市のレクリエーション拠点として施設整備の充実に努めます。
- ・トイレや駐車場などの公園施設の整備については、バリアフリー★化に努めます。
- ・市民の健康維持・増進の場として、トレーニング機能を備えた施設整備に努めます。



〔小樽公園〕



〔手宮公園〕



〔長橋なえぼ公園〕

### 【冬期間の公園利用】

からまつ公園ではクロスカンリースキーなどの冬期利用がされており、そのほかの公園においても市民ニーズや地域の利用形態に対応した利活用を検討します。



〔からまつ公園〕

### 【公園・緑地の維持管理】

公園・緑地は小樽市公園施設長寿命化計画★等に基づき、日常的な点検や維持保全により公園施設の安全性確保や機能保全を図りつつ、適正な時期に補修若しくは更新を行うなど、計画的な公園施設の維持管理に努めます。

- ・公園施設の維持管理については、事故防止を最優先するため、法令に基づく定期点検のほか日常点検を実施し、安全性の確保に努めます。
- ・樹木の落枝や倒木による被害の発生を防止するため、公園・緑地の日常点検に合わせて状況把握を行い、必要に応じて剪定や伐木のほか、補植による維持管理に努めます。



〔複合遊具〕



〔手宮公園〕

#### (4) 取組4 花と緑で癒されるまちなみの形成

市街地などの緑が少ない地域の公共公益施設★や民有地の緑化を推進し、花と緑で癒されるまちなみの形成に努めます。

##### ◇主要施策⑥ 公共公益施設の緑化

公共公益施設は、多くの市民が利用することから、地域の特性を生かした緑化を進め、市民の緑化に対する意識の向上を図ることで周辺地域の緑化を促進し、花と緑で癒されるまちなみの形成に努めます。

##### 【公園の緑化】

市民のレクリエーションや憩いの場として身近に自然が感じられ、地域に親しまれる空間が形成されるよう、公園の緑化に努めます。

- ・地域に親しまれる空間の創出に向けて、地域の特性に合わせた樹木・草花による公園の緑化に努めます。
- ・緑化活動の拠点として、植樹・植花が可能な空間の提供に努めます。
- ・手宮公園などについては、多様な生き物を身近に感じられる空間として、生態系に合わせた郷土種などを活用した緑化に努めます。



〔手宮公園〕

##### 【道路の緑化】

公園や河川などと結ぶ緑のネットワークの形成に向けて、都市の防災性の向上や連続性のある美しい景観となるよう、道路の緑化に努めます。

- ・街路樹などについては、老木や枯損などの状況把握に努め、剪定や伐木のほか、樹高や落葉などを考慮した植栽などの維持管理を図ります。また、緑化されていない道路については、既存の植樹帯への植栽やプランターの設置などによる緑化を検討します。
- ・駅前や幹線道路など地域の顔となる道路の交差点付近には、花壇やプランターの設置などにより、市街地における潤いと安らぎある空間の確保に努めます。



〔プランターの設置〕

### 【河川の緑化】

河川管理者や地域との連携を図りながら、水辺環境の生物多様性の確保、親水性の向上や周辺環境に配慮した河川整備がされるよう努めます。

- ・河川整備については、水せい生物の生息・生育環境に配慮した良好な水辺環境の形成がされるよう努めます。
- ・勝納川などの良好な水辺環境において、連続性のある美しい水辺景観を楽しめるような修景緑化を施した散策路などの整備がされるよう努めます。



〔朝里川〕

### 【学校などの緑化】

子どもが自然の仕組みや大切さを学べるよう、地域を彩る草花等の植栽による修景緑化など、身近に緑と触れ合える空間の確保に努めます。

### 【その他の公共公益施設\*の緑化】

市役所などの官公庁施設においては、潤いと安らぎのある交流の場として市民に親しまれる緑化の推進に努めます。

- ・新設する一定規模以上の施設では、市街地における良好な都市環境を維持するために必要な緑地の確保に努めます。
- ・市役所、総合体育館などの市有施設については、樹木や草花による緑化の推進に努めます。また、国や北海道の施設に対しても緑化の推進を要請していきます。
- ・新たな緑地となりうる土地を利活用した緑化の推進を検討します。



〔総合体育館〕

### ◇主要施策⑦ 民有地の緑化

花と緑であふれ、潤いと安らぎのある都市環境を創出していくため、周辺の自然環境などと調和した民有地の緑化に努めます。

### 【住宅地、商業地及び工業地の緑化】

市民・事業者・行政の協働により、各地域の特性に応じた緑化の推進に努めます。

- ・住宅地では、良好な住環境の維持・創出に向けた緑化の促進に努めます。
- ・商業地では、地域の特性を生かし魅力ある交流空間の形成に向けた緑化の促進に努めます。
- ・工業地では、周辺の環境向上に向けた個々の工場敷地内の緑化の促進に努めます。

### 【緑化に関する制度の活用】

都市緑地法のほか、条例等による助成制度などの活用を図ります。

- ・「小樽市花と緑のまちづくり事業助成要綱★」により、緑化活動団体による快適な都市環境の創出を支援します。
- ・一定規模以上の新築する建築物や開発行為などを行う場合は、「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」及び「小樽市開発指導要綱」などにに基づき、植生の維持又は回復及び緑化の推進に努めるよう指導します。

### 【市街地の緑化】

緑が少ない市街地については、残された緑を保全するとともに民有地の緑化を進め、花と緑で癒されるまちなみの形成に向けて、「小樽市花と緑のまちづくり事業助成要綱」に基づく支援により、限られたスペースを効果的に活用したガーデニングなどによる緑化活動を促進します。

### コラム【ガーデニングにおける一年草と多年草】

植物には「一年草」と「多年草」があり、それぞれの特徴によって楽しみ方が変わってきます。

#### 《一年草》

種を植えた年に発芽～枯れる植物です。

花数が多く、色も華やか、開花期間が長めなことが特徴です。

育てやすいものが多く、ガーデニング初心者の方にはおすすめです。

※一年草の例：パンジー、アサガオなど

#### 《多年草》

一年で枯れてしまうことが無く、何年も成長し続けます。

多年草の花数は少ないですが、その分一年中葉が茂っているものもあるため、緑を楽しむのにおすすめです。

そのほか、多年草には季節によって根を残したまま枯れたり、また開花したりする植物もあります。

※多年草の例：チューリップ、ヒヤシンスなど

(5) 取組5 緑のネットワークの活用

都市の快適で安心なまちづくりのため、これまで形成してきた道路、河川、公園・緑地の適正な維持管理に努めるとともに、都市の防災機能やレクリエーション機能を取り入れた緑のネットワークの活用に取り組みます。

◇主要施策③ エコロジカルネットワーク\*の形成

多様な生き物の都市郊外における生息・生育環境となる樹林地などの緑地、市街地の拠点となる都市公園などの公園・緑地、それらの公園・緑地を有機的に結び移動空間となる河川や道路などの連続性のある緑地の適正な維持管理に努めることで、エコロジカルネットワークの形成に取り組みます。

■エコロジカルネットワークの考え方



中核地区	都市の郊外に存在し、他の地域へ多様な生き物の供給等に資する核となる緑地 [丘陵樹林地、海岸線]
拠点地区	市街地に存在し、多様な生き物の分布域の拡大等に資する拠点となる公園・緑地 [都市公園など]
回廊地区	中核地区と拠点地区を結び多様な生き物の移動空間となる河川や緑道等の公園・緑地 [道路、河川など]
緩衝地区	中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯 [社寺境内林、公共公益施設、民有地など]

## 【生物多様性に配慮した公園・緑地の保全】

エコロジカルネットワーク★の形成においては、全域でシジュウカラやホオジロなどの森林性鳥類やヒバリなどの草原性鳥類が移動、繁殖できる環境や、カワセミやオオヨシキリなどの鳥類が繁殖し、また、ニホンザリガニ、ハナカジカ、エゾサンショウオなどの水せい生物が生息できる水辺環境が形成されるよう、下表に示す方策に基づき、生物多様性に配慮した公園・緑地の保全に努めます。

## ■生物多様性に配慮した公園・緑地の保全

区 分		保 全 の 方 策
中核地区	丘陵樹林地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市郊外の丘陵樹林地は、多様な生き物の生息・生育環境を形成する良好な自然環境として、法令等を活用して緑地の保全に努めます。</li> <li>・多様な生き物の生息・生育環境やその周辺での開発行為や事業活動が実施される場合には、自然環境への配慮を促します。</li> </ul>
	海岸線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園★や海岸線の樹林地は、法令等を活用して緑地の保全に努めます。</li> </ul>
拠点地区	都市公園★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園は、多様な生き物を身近に感じられる空間として、生態系に合わせた郷土種などを活用した緑化に努めることで、市街地における多様な生き物の生息・生育環境の創出に努めます。</li> </ul>
回廊地区	道 路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街路樹などの適正な維持管理やプランターの設置により緑化を推進し、多様な生き物の移動空間が確保されるよう努めます。</li> </ul>
	河 川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川は、清掃活動などの実施により、水せい生物の生息・生育環境に配慮した良好な水辺環境の維持管理を行い、多様な生き物の移動空間が確保されるよう努めます。</li> </ul>
緩衝地区	社寺境内林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社寺境内林などの樹林及び樹木は、多様な生き物の生息・生育環境を補完する緑地として、条例等を活用して維持保全に努めます。</li> </ul>
	公共公益施設★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共公益施設などの空地は、生態系に合わせた郷土種などを活用した緑化を推進し、多様な生き物の生息・生育環境を補完する緑地として創出に努めます。</li> </ul>
	民 有 地	

### コラム【生物多様性】

生物多様性とは、生き物の豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生き物が生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支え合って生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるととしています。

#### 生態系の多様性

山・川・海・まちなどの多様な種類の自然環境があります。



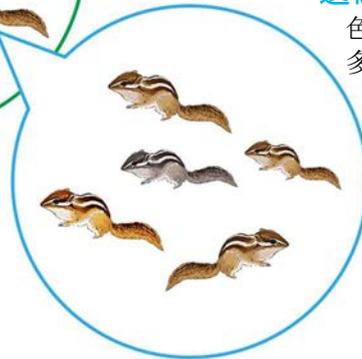
#### 種の多様性

動物・植物・昆虫などの多様な生き物がいます。



#### 遺伝子の多様性

色・形・模様などの多様な個性があります。



※参考文献：「生物多様性」（環境省HP）

### ◇主要施策⑨ 防災ネットワークの形成

災害時における安全を確保するため、避難地★としての機能を有する公園・緑地や火災時に延焼を抑制する幹線道路などを活用し、適正な維持管理に努めることで、防災ネットワークの形成に取り組みます。

#### 【防災拠点としての公園・緑地の活用】

災害時における安全を確保するため、市民の広域的な避難地として、小樽市地域防災計画において「指定緊急避難場所」に位置付けられている総合公園★の手宮公園（陸上競技場）と小樽公園（花園グラウンド）のほか、緊急時において人や物資を安全、迅速に輸送するためのヘリポート★として活用されている公園・緑地を適正に維持管理し、防災機能の確保に努めます。



〔手宮公園（陸上競技場）〕



〔小樽公園（花園グラウンド）〕

#### 【防火帯としての道路の緑化】

幹線道路などについては、災害時の火災延焼を抑制する防火帯として、街路樹などの適正な維持管理に努め、地域の特性に合わせた緑化の推進により、防災ネットワークの形成に取り組みます。

### コラム【緑の延焼防止機能】

植物には、火災などの際に、延焼を防止する機能があります。

例えば火災時に、近隣の建物との間に街路樹などがあると、燃え移るリスクが少なくなります。

街路樹などは、心地よい景観だけでなく、いざという時の延焼防止にもなるのです。



◇主要施策⑩ レクリエーションネットワークの形成

多様なレクリエーション活動の場を備えた都市環境を形成するため、市街地における連続性のある緑地と拠点間を有機的に結び、レクリエーションネットワークの形成に取り組みます。

【拠点及び回遊路によるネットワークの創出・活用】

レクリエーションネットワークの形成においては、多くの人々が自然や歴史文化を体感でき、都市公園などのレクリエーション拠点間の回遊性を高めるよう、回遊路となる歩行者空間の創出・活用に努めます。

- ・多くの人々が利用でき、総合公園★などの拠点となるレクリエーションネットワークの整備・保全に努めます。
- ・拠点となる都市公園などとネットワークを形成するため、回遊路となる道路及び河川において、快適性の高い歩行者空間の創出に努めます。
- ・自然歩道などの回遊路においては、レクリエーションの場として多くの人々が気軽に楽しめるよう、案内板などの充実に努めます。
- ・小樽運河沿いにおいては、本市の自然や歴史文化を感じることができる水辺環境の回遊路として周辺の歴史的建造物と一体となった緑化に努めます。
- ・市街地における連続性のある緑地を形成し、本市の観光拠点間を結び歩行者空間を有した旧国鉄手宮線を歴史的なまちなみを散策できる回遊路として維持管理に努め、活用を図ります。



〔手宮公園〕



〔小樽運河〕



〔旧国鉄手宮線〕

**(6) 取組6 緑を守り育てる体制の充実**

都市の緑化推進や公園の維持管理など、緑を守り育む市民・事業者・行政によるパートナーシップの形成を目指します。

**◇主要施策⑩ 緑化を推進する体制づくり**

都市の緑化の充実に向けて、市民・事業者・行政の協働により緑化を推進する体制の充実を図ります。

**【緑化活動団体の育成】**

自然観察会などの行事を通じて、子どもが自然の仕組みや大切さを学ぶとともに、学校などと連携するボランティア団体の育成に努めます。

**【緑化活動への支援】**

公園の清掃、除草などを行う公園愛護会や花の育成管理に関する知識と技術を有するフラワーマスター\*などが花のまちづくりリーダーとして効果的に活躍できるよう支援します。

- ・町内会などの緑化活動団体や事業者による緑化活動などに対して、「小樽市花と緑のまちづくり事業助成要綱\*」及び「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」に基づく助成や資材の支給などにより、市民・事業者・行政によるパートナーシップの形成を目指します。

**【市民参加による公園づくり】**

老朽化した公園施設の更新に合わせてアンケート調査を行い、市民ニーズに対応した公園づくりを進めるとともに、公園愛護会などの身近な公園の維持管理や緑化活動に協力する地域ボランティアの拡充を目指します。



〔公園愛護会〕

◇主要施策⑫ 緑を育む基礎づくり

市民・事業者・行政の協働による公園・緑地の保全や緑化を推進するため、身近な緑を守り育てていくことへの理解を深める機会の充実を図ります。

【緑化手法の検討】

地域の特性ある景観などを生かした緑化手法を検討し、市民ニーズに対応した緑化の推進を図ります。

【緑化推進制度の周知】

市民・事業者・行政の協働により緑化を推進するため、「小樽市花と緑のまちづくり事業助成要綱★」による助成制度の周知を図ります。

市民・事業者・行政の協働のイメージ



**(7) 取組7 緑と触れ合える機会の充実**

都市の緑化に対する理解を深めるため、緑化に関する情報発信や緑化イベントの開催を通じて、緑を学び、触れ合える機会の充実を図ります。

**◇主要施策⑬ 緑化環境の充実**

市民が暮らしの中で花と緑を身近に感じ、緑化イベント等を通して緑に対する理解を深めることを目指し、市民一人ひとりの緑を楽しむ緑化環境の充実を図ります。

**【緑化イベントの開催】**

花と緑で癒されるまちなみの形成に向けた草花種子・球根等の無料配布など、新たな緑化イベントの開催を検討します。



〔公園花壇ボランティア〕

**【自然観察会の開催】**

身近な自然への理解と興味を高めるために、長橋なえぼ公園を活用した自然観察会の定期的な開催を継続します。



〔自然観察会〕

**【広報活動の充実】**

緑への理解を深めるために、保存樹木★等の指定状況や公園愛護会の緑化活動、緑化イベントの開催等をホームページのほか様々な広報手法を用いて、緑化に関する情報を共有し、広報活動の充実を図ります。



〔保全樹林（住吉神社）〕

◇主要施策⑭ 教育環境の充実

緑を育む担い手として、市民が緑化活動への参加意欲を高め、緑の育て方や樹種の選定、維持管理の手法など、身近な緑について学べる教育環境の充実に努めます。

【野外学習の場の活用】

市民が多様な生き物と触れ合いながら緑を学ぶため、生きた教材となる野外学習の場として長橋なえぼ公園（森の自然館）及び手宮公園（手宮緑化植物園）の活用を促進します。



〔長橋なえぼ公園（森の自然館）〕



〔手宮公園（手宮緑化植物園）〕

【学習機会の充実】

若い世代の担い手の育成に向けて、子どもが自然の仕組みや大切さを学ぶために、フラワーマスター★や学校などの協力を得ながら、身近な緑に触れ合い学べる機会の充実に努めます。

身近な緑について学べる教育環境のイメージ



〔公園を活用した遠足〕



〔学校敷地で花植え〕

## 第5章 計画の体制と管理

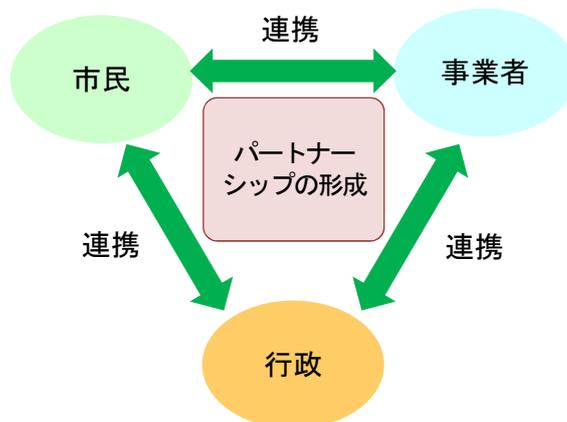


## 第5章 計画の体制と管理

### 1 計画の推進体制

本計画の実現に向け、第4章に示した施策を計画的かつ効果的に進めていくため、市民・事業者・行政が対等な立場で協力・連携し、それぞれの役割を果たしていきます。

#### ■市民・事業者・行政による協働の仕組み



#### ■市民・事業者・行政の役割分担

市民	<b>【緑の保全】</b>
	○樹林地の保全 ○農地の保全 ○樹林等の保全 など
	<b>【緑の創出と活用】</b>
	○レクリエーションの場として公園の活用 ○公共公益施設*の緑化 ○住宅敷地内の緑化 ○制度等を活用した地域との連携による緑化 など
事業者	<b>【緑の保全】</b>
	○樹林地の保全 ○農地の保全 ○樹林等の保全 ○建築・開発行為等に伴う自然環境に配慮した緑地の確保 など
	<b>【緑の創出と活用】</b>
	○公共公益施設の緑化 ○事業所敷地内の緑化 ○制度等を活用した地域による緑化 など
行政	<b>【緑の普及と啓発】</b>
	○緑化活動への参加 ○制度等を活用した緑化活動の実施 ○公園づくりに関する提案と維持管理への協力 など
	<b>【緑の保全】</b>
	○法令等を活用した緑地の保全 ○開発行為等に伴う緑化の指導 など
	<b>【緑の創出と活用】</b>
○公園・緑地の整備 ○公園・緑地の維持管理 ○公園の利活用に向けた公園施設の充実 ○公共公益施設の緑化 ○制度等を活用した緑化活動の支援 ○緑化に関する情報発信 ○緑のネットワークの形成 など	
<b>【緑の普及と啓発】</b>	
○緑に親しむ機会の創出と情報発信 ○緑化活動に対する支援制度の充実 ○市民参加による公園づくり ○緑化に対する学習機会と環境の充実 など	

2 計画の推進管理

実現に向けて、目標を段階的に達成しつつ、着実に実施していくことを基本とし、第4章に示した施策の推進プログラムを設定します。

(1) 推進プログラム

推進プログラムについては、策定年の令和5年(2023年)から目標年次である令和14年(2032年)までの10年間で5年ごとに前期と後期に分けて設定します。

実施目標の前期では、関係部局との連携を図りながら、早期に着手可能な施策を中心に設定し、後期では、計画の前期に整えた体制・仕組みを生かして、前期の施策を継続しながら、計画の実現に向けて施策に取り組んでいきます。

■施策の実施目標と実施主体

基本方針	取組	主要施策	具体的な施策	実施目標		実施主体			指標		実績		備考
				前期 (R5~R9)	後期 (R10~R14)	市民	事業者	行政	内容	目標値	H27	直近値	
基本方針1 今ある緑を守ります (緑の保全)	取組1 都市環境を形成する緑の保全	①骨格的緑地の保全	○丘陵緑地：保安林などの保全	→	○	○	○	保安林面積	2,436.7 ha	2,436.7 ha	2,436.7 ha	直近値(R3)の維持	
			○海岸線：自然公園などの保全	→			○	自然公園面積	469.0 ha	469.0 ha	469.0 ha	直近値(R3)の維持	
			○河川：河川区域の保全	→			○	河川区域面積	88.3 ha	88.3 ha	88.3 ha	直近値(R3)の維持	
			○農地：農用地区域の保全	→	○	○		農用地区域面積	108.5 ha	108.5 ha	108.5 ha	直近値(R3)の維持	
	取組2 身近に触れ合える緑の保全	③身近な樹林地及び樹木の保全	○水辺環境：保安林などの保全・活用	→			○		-	-	-		
			○社寺境内林：保全配慮地区などの保全	→		○		保全配慮地区面積	5.7 ha	5.7 ha	5.7 ha	直近値(R3)の維持	
基本方針2 新たな緑をつくり、 生かします (緑の創出と活用)	取組3 魅力ある公園づくり	④公園・緑地の整備	○都市公園の適正な配置	→			○		-	-	-		
			○都市公園の機能集約	→			○		-	-	-		
			○都市公園の整備	→			○	都市公園の開設数	101箇所	93箇所	93箇所	都市公園の整備(新設8箇所、拡張3箇所)	
			○公共施設緑地の整備	→			○	港湾緑地の開設数	6箇所	3箇所	3箇所	港湾緑地の整備(新設3箇所、拡張1箇所)	
		⑤公園・緑地の魅力向上	○公園施設の充実	→			○		-	-	-		
			○冬期間の公園利用	→	○		○		-	-	-		
	取組4 花と緑で癒されるまちなみの形成	⑥公共施設緑地の緑化	○公園の緑化	→		○	○	○	オープン花壇の実施団体数	3団体	-	2団体	活動場所(3箇所、3団体)
			○道路の緑化	→		○	○	○	街路樹本数	81,000本	91,200本	81,000本	直近値(R2)の維持
			○河川の緑化	→		○		○		-	-	-	
			○学校などの緑化	→		○		○		-	-	-	
		⑦民有地の緑化	○その他の公共施設緑地の緑化	→		○		○		-	-	-	
			○住宅地、商業地及び工業地の緑化	→		○	○			-	-	-	
	取組5 緑のネットワークの活用	⑧エコロジカルネットワークの形成	○緑化に関する制度の活用	→		○	○			-	-	-	
			○市街地の緑化	→		○	○		花と緑のまちづくり事業助成団体数	3団体	1団体	1団体	活動場所(3箇所、3団体)
			○生物多様性に配慮した公園・緑地の保全	→		○	○	○		-	-	-	
		⑨防災ネットワークの形成	○防災拠点としての公園・緑地の活用	→				○		-	-	-	
			○防火帯としての道路の緑化	→				○	街路樹本数	81,000本	91,200本	81,000本	直近値(R2)の維持
			○レクリエーションネットワークの形成	→		○	○	○		-	-	-	
基本方針3 緑への理解を深めます (緑の普及と啓発)	取組6 緑を守り育てる体制の充実	⑩緑化を推進する体制づくり	○緑化活動団体の育成	→			○	自然観察会の開催回数	4回	2回	0回	夏2回及び秋2回	
			○緑化活動への支援	→			○	花と緑のまちづくり事業助成団体数	3団体	1団体	1団体	活動場所(3箇所、3団体)	
			○市民参加による公園づくり	→		○		地域ボランティアの団体数	45団体	46団体	44団体	公園愛護会(42団体)、オープン花壇(3団体)	
		⑪緑を育む基礎づくり	○緑化手法の検討	→			○		-	-	-		
			○緑化推進制度の周知	→			○	花と緑のまちづくり事業助成団体数	3団体	1団体	1団体	活動場所(3箇所、3団体)	
			○緑化イベントの開催	→			○	緑化イベントの開催回数	7回	3回	1回	自然観察会4回、左記以外3回	
	取組7 緑と触れ合える機会の充実	⑫緑化環境の充実	○自然観察会の開催	→			○	自然観察会の開催回数	4回	2回	0回	夏2回及び秋2回	
			○広報活動の充実	→			○	ホームページの更新回数	12回	4回	1回	自然観察会、工事、イベント等	
			○野外学習の場の活用	→			○	自然観察会の開催回数	4回	2回	0回	夏2回及び秋2回	
		⑬教育環境の充実	○学習機会の充実	→			○		-	-	-		

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

**第5章**

資料編

## (2) 計画の推進管理

計画の推進管理は、計画の策定（Plan）、施策の実施（Do）、進捗状況などの検証・評価（Check）、評価に基づいた改善策（Action）を検討するPDCAサイクルによる管理を行います。そして、定期的に施策の進捗状況や問題点などを検証し、関係部局と連携を図り、本計画の推進に努めます。

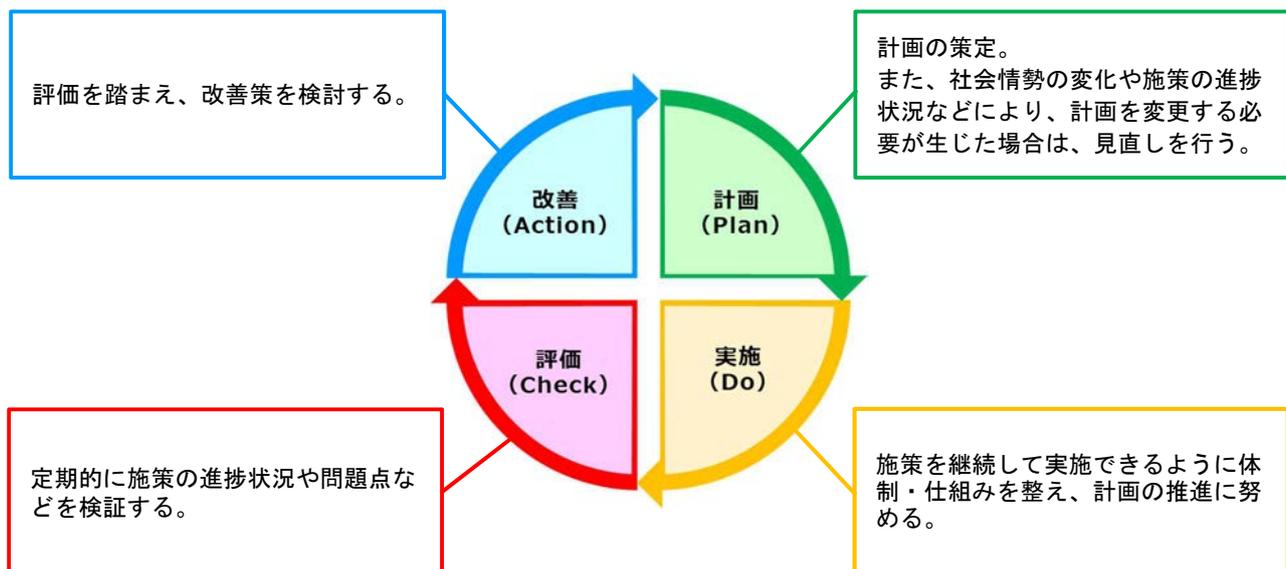
## (3) 関係機関との連携及び協力要請

上位計画・関連計画を有する国や北海道などの関係機関と連携を図り、計画の推進に向けて協力を要請していきます。

## (4) 計画の見直し

計画の見直しは、本市を取り巻く社会情勢の変化や施策の進捗状況などのほか、中間年、「小樽市立地適正化計画★」の策定において、計画変更の必要性が生じた場合は適宜見直しを行います。

【PDCAサイクル】



序  
章

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

資  
料  
編

# 資料編

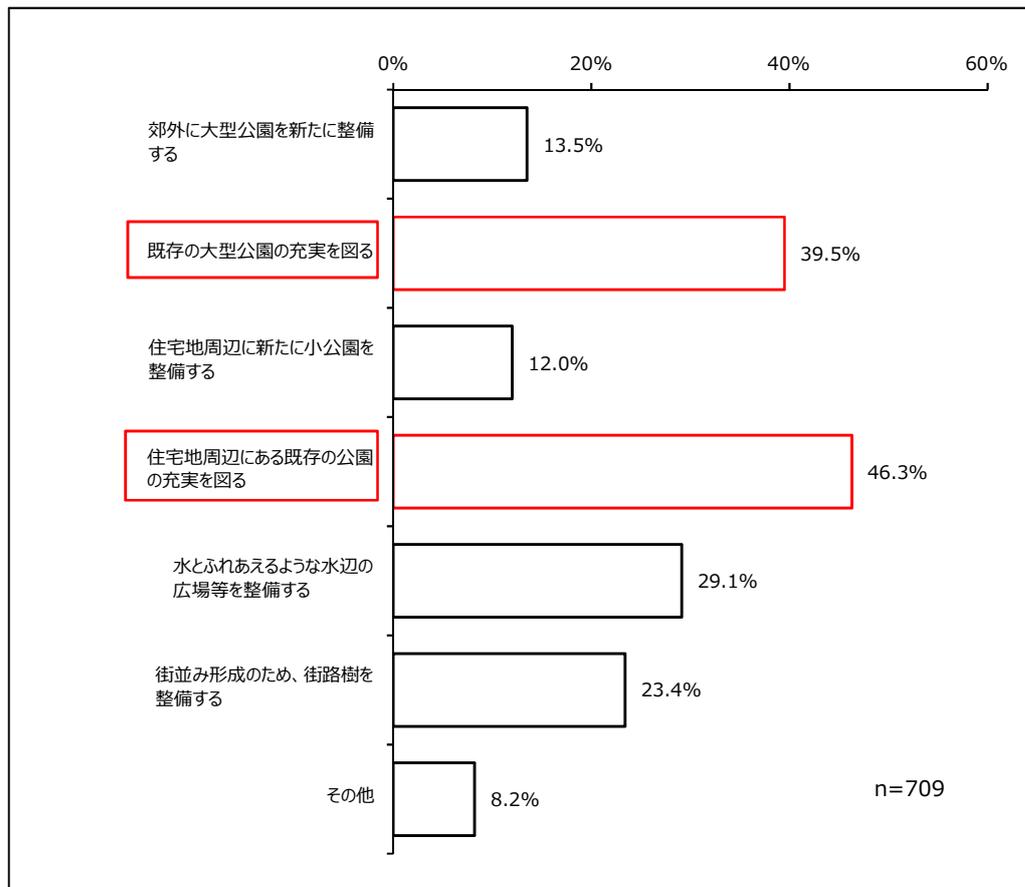


## 1 市民参加の記録

### (1) アンケート調査結果

#### ①公園や緑地、水辺の環境に関する、今後重点をおくべき事について

- ・「住宅地周辺にある既存の公園の充実を図る」が46.3%と最も多く、次いで「既存の大型公園の充実を図る」が39.5%となっています。
- ・新たな公園整備よりも、既存の公園の充実が望まれていることが伺えます。



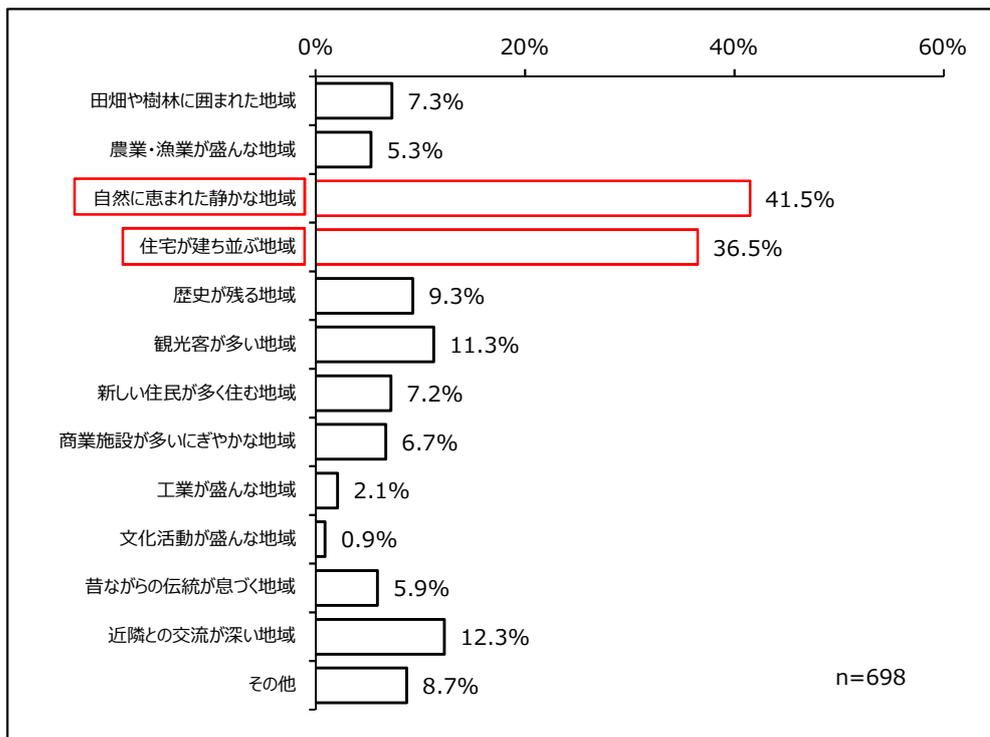
## ②お住まいの地域の「たからもの」、「将来へ残したいもの」について

- ・公園に関する意見が100件と最も多くなっています。
- ・公園に対する関心が高く、また、意見全体を通して自然環境や街並みの景観の保全が望まれていることが伺えます。

	分類	回答数	主な場所（主な理由）など
1	公園	100	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長橋なえぼ公園（広大な自然がすばらしい。四季が楽しめる。ほか）</li> <li>・手宮公園（眺望が良い。四季が感じられる。桜がすばらしい。ほか）</li> <li>・小樽公園（運動環境がある。緑豊か。眺望が良い。ほか）</li> <li>・その他（近くで船が見られる。水遊びができる。景観がよく憩いの場として最適。ほか）など</li> </ul>
2	海・海岸	76	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オタモイ海岸（景色がきれい。ほか）</li> <li>・塩谷海岸（海水浴場としての賑わい。景色がきれい。ほか）</li> <li>・銭函海水浴場（海がきれい。海水浴場としての賑わい。ほか）</li> <li>・その他（対岸が見えて夜がきれい。小樽駅から海が一望できる。ほか）など</li> </ul>
3	山	34	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塩谷丸山（眺望が良い。動植物が豊富。ほか）</li> <li>・天狗山（市街地を一望できる。四季折々の風情。ほか）</li> <li>・その他（四季を感じられる。山菜取りなど楽しめる。ほか）など</li> </ul>
4	小樽運河	32	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小樽運河（小樽を象徴する場所だから。観光資源だから。にぎわいがあり街並みがきれい。ほか）</li> </ul>
5	鉄道施設	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR 銭函駅（駅からの海の眺望が良い。昔の面影を残している。ほか）</li> <li>・旧手宮線（歴史を感じながら緑が多く安らげる。歴史を感じる場所だから。ほか）</li> <li>・その他（北海道鉄道発祥の地、札幌に近い。ほか）など</li> </ul>
6	歴史的建造物など	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建造物（旧日本郵船や和光荘など小樽を象徴するものだから。歴史を体感できる。ほか）</li> <li>・史跡（ゴロダの丘からの景観が良い。ほか）など</li> </ul>
7	水族館	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おたる水族館（観光名所だから。親しみがある。大人も子どもも楽しめる。ほか）</li> </ul>
8	展望台	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旭展望台（市街地が一望できる。散歩コースに最適。ほか）</li> <li>・祝津パノラマ展望台（景観が全て美しい。ほか）</li> </ul>
9	まち（各地区）	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区（朝里地区は地域の活動が盛ん。朝里川温泉地区は四季の景観が美しい。天神地区は新幹線駅ができる。桂岡地区は静かで過ごしやすい。手宮地区や南小樽地区は小樽発展の原動力となり未来の子どもたちに受け継ぎたい。ほか）など</li> </ul>
10	神社	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水天宮（自然と眺望がマッチしている。祭りなどがある。ほか）</li> <li>・住吉神社（初詣に行く場所だから。）</li> <li>・宗円寺（有形文化財の五百羅漢像がある。）など</li> </ul>

## ③お住まいの地域のイメージについて（現在）

- ・「自然に恵まれた静かな地域」が41.5%と最も多く、次いで「住宅が建ち並ぶ地域」が36.5%となっています。地区別で見ると、ほとんどの地区が「自然に恵まれた静かな地域」もしくは「住宅が建ち並ぶ地域」を最も多く選択する中、「中央地区」は、「観光客が多い地域」が最も多くなっています。
- ・自然に恵まれた静かな住宅地と感じている市民が多い結果となりました。

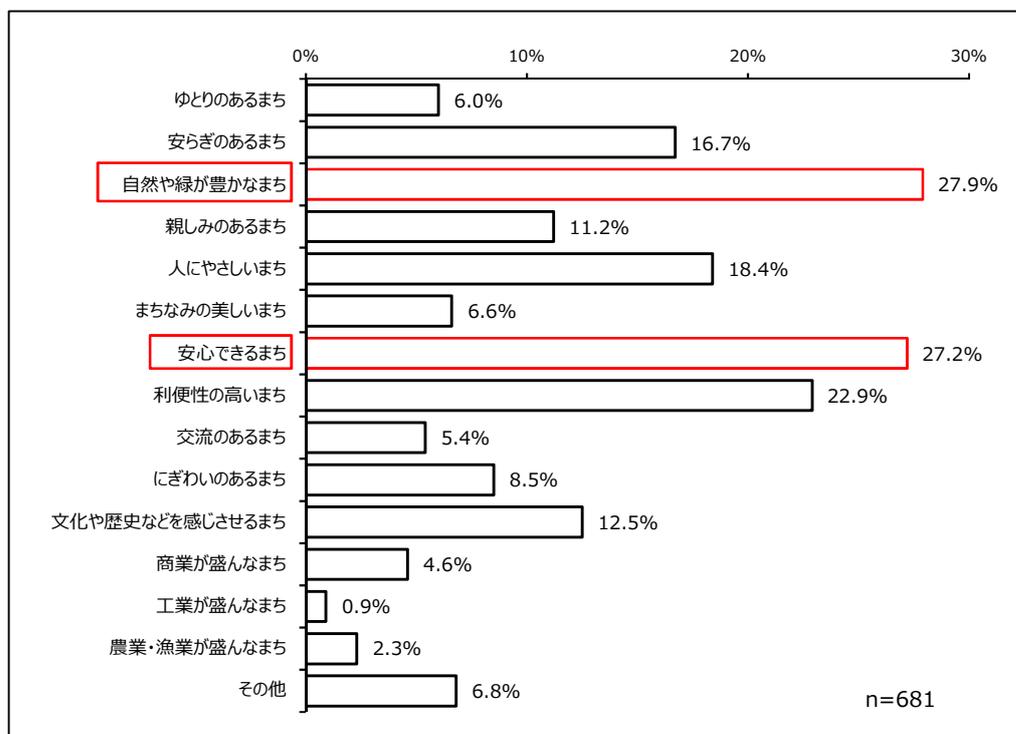


	田畑や樹林に囲まれた地域	農業・漁業が盛んな地域	自然に恵まれた静かな地域	住宅が建ち並ぶ地域	歴史が残る地域	観光客が多い地域	新しい住民が多く住む地域	商業施設が多いにぎやかな地域	工業が盛んな地域	文化活動が盛んな地域	昔ながらの伝統が息づく地域	近隣との交流が深い地域	その他
全体(n=698)	7.3%	5.3%	41.5%	36.5%	9.3%	11.3%	7.2%	6.7%	2.1%	0.9%	5.9%	12.3%	8.7%
性別													
男(n=238)	6.7%	3.8%	38.2%	41.2%	10.1%	10.9%	8.8%	8.0%	3.4%	0.4%	7.1%	8.8%	7.1%
女(n=431)	7.4%	6.0%	42.7%	34.3%	9.3%	11.4%	6.5%	6.5%	1.4%	0.9%	5.3%	14.6%	9.0%
地区別													
塩谷地区(n=81)	23.5%	18.5%	67.9%	4.9%	1.2%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	12.3%	13.6%	12.3%
長橋・杵臼地区(n=79)	5.1%	0.0%	45.6%	59.5%	3.8%	1.3%	6.3%	0.0%	2.5%	0.0%	1.3%	15.2%	8.9%
高島地区(n=63)	12.7%	20.6%	52.4%	27.0%	3.2%	3.2%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	9.5%	17.5%	6.3%
手宮地区(n=58)	5.2%	6.9%	48.3%	17.2%	29.3%	8.6%	1.7%	1.7%	0.0%	0.0%	8.6%	8.6%	13.8%
中央地区(n=93)	0.0%	0.0%	4.3%	28.0%	23.7%	50.5%	4.3%	33.3%	0.0%	3.2%	3.2%	8.6%	6.5%
山手地区(n=71)	2.8%	1.4%	42.3%	56.3%	8.5%	8.5%	7.0%	7.0%	0.0%	1.4%	1.4%	8.5%	8.5%
南小樽地区(n=72)	5.6%	1.4%	26.4%	50.0%	11.1%	13.9%	6.9%	6.9%	5.6%	0.0%	6.9%	16.7%	5.6%
朝里地区(n=86)	2.3%	1.2%	37.2%	64.0%	3.5%	4.7%	20.9%	4.7%	0.0%	0.0%	3.5%	7.0%	5.8%
銭函地区(n=85)	10.6%	1.2%	60.0%	22.4%	3.5%	2.4%	12.9%	0.0%	9.4%	2.4%	4.7%	16.5%	10.6%

□ は各分類の中で最も多い項目

## ④お住まいの地域のイメージについて（将来）

- ・「自然や緑が豊かなまち」が27.9%と最も多く、次いで「安心できるまち」が27.2%となっています。地区別でも、多くの地区で上記2項目を選択する中、「手宮地区」と「中央地区」は「文化や歴史などを感じさせるまち」が最も多くなっています。
- ・自然や緑が豊かで安心できると感じられていることが伺えます。



	ゆとりのあるまち	安らぎのあるまち	自然や緑が豊かなまち	親しみのあるまち	人にやさしいまち	まちなみの美しいまち	安心できるまち	利便性の高いまち	交流のあるまち	にぎわいのあるまち	文化や歴史などを感じさせるまち	商業が盛んなまち	工業が盛んなまち	農業・漁業が盛んなまち	その他	
全体(n=681)	6.0%	16.7%	27.9%	11.2%	18.4%	6.6%	27.2%	22.9%	5.4%	8.5%	12.5%	4.6%	0.9%	2.3%	6.8%	
性別	男(n=236)	8.1%	25.8%	9.7%	19.9%	7.6%	21.6%	19.9%	5.9%	8.1%	14.8%	5.9%	0.8%	3.8%	5.5%	
	女(n=420)	4.5%	13.3%	28.3%	12.1%	17.9%	31.0%	25.0%	5.5%	9.0%	11.7%	3.8%	1.0%	1.7%	6.9%	
地区別	塩谷地区(n=78)	5.1%	12.8%	43.6%	2.6%	11.5%	0.0%	34.6%	16.7%	9.0%	10.3%	7.7%	5.1%	0.0%	5.1%	9.0%
	長橋・杵臼地区(n=78)	5.1%	12.8%	29.5%	12.8%	20.5%	2.6%	32.1%	23.1%	6.4%	5.1%	6.4%	2.6%	1.3%	0.0%	10.3%
	高島地区(n=60)	5.0%	20.0%	31.7%	8.3%	20.0%	3.3%	23.3%	16.7%	8.3%	6.7%	16.7%	0.0%	0.0%	6.7%	5.0%
	手宮地区(n=59)	11.9%	22.0%	20.3%	20.3%	11.9%	0.0%	18.6%	18.6%	1.7%	5.1%	23.7%	6.8%	0.0%	1.7%	10.2%
	中央地区(n=89)	6.7%	9.0%	10.1%	13.5%	18.0%	15.7%	22.5%	28.1%	5.6%	15.7%	29.2%	14.6%	1.1%	2.2%	2.2%
	山手地区(n=66)	6.1%	13.6%	28.8%	9.1%	24.2%	12.1%	33.3%	27.3%	4.5%	6.1%	10.6%	1.5%	0.0%	0.0%	1.5%
	南小樽地区(n=73)	6.8%	16.4%	20.5%	6.8%	16.4%	8.2%	30.1%	21.9%	4.1%	11.0%	12.3%	6.8%	1.4%	2.7%	8.2%
	朝里地区(n=85)	5.9%	22.4%	29.4%	14.1%	23.5%	8.2%	24.7%	22.4%	3.5%	3.5%	4.7%	1.2%	0.0%	1.2%	9.4%
	銭函地区(n=86)	3.5%	22.1%	38.4%	11.6%	18.6%	5.8%	25.6%	27.9%	5.8%	10.5%	3.5%	1.2%	3.5%	2.3%	5.8%

は各分類の中で最も多い項目

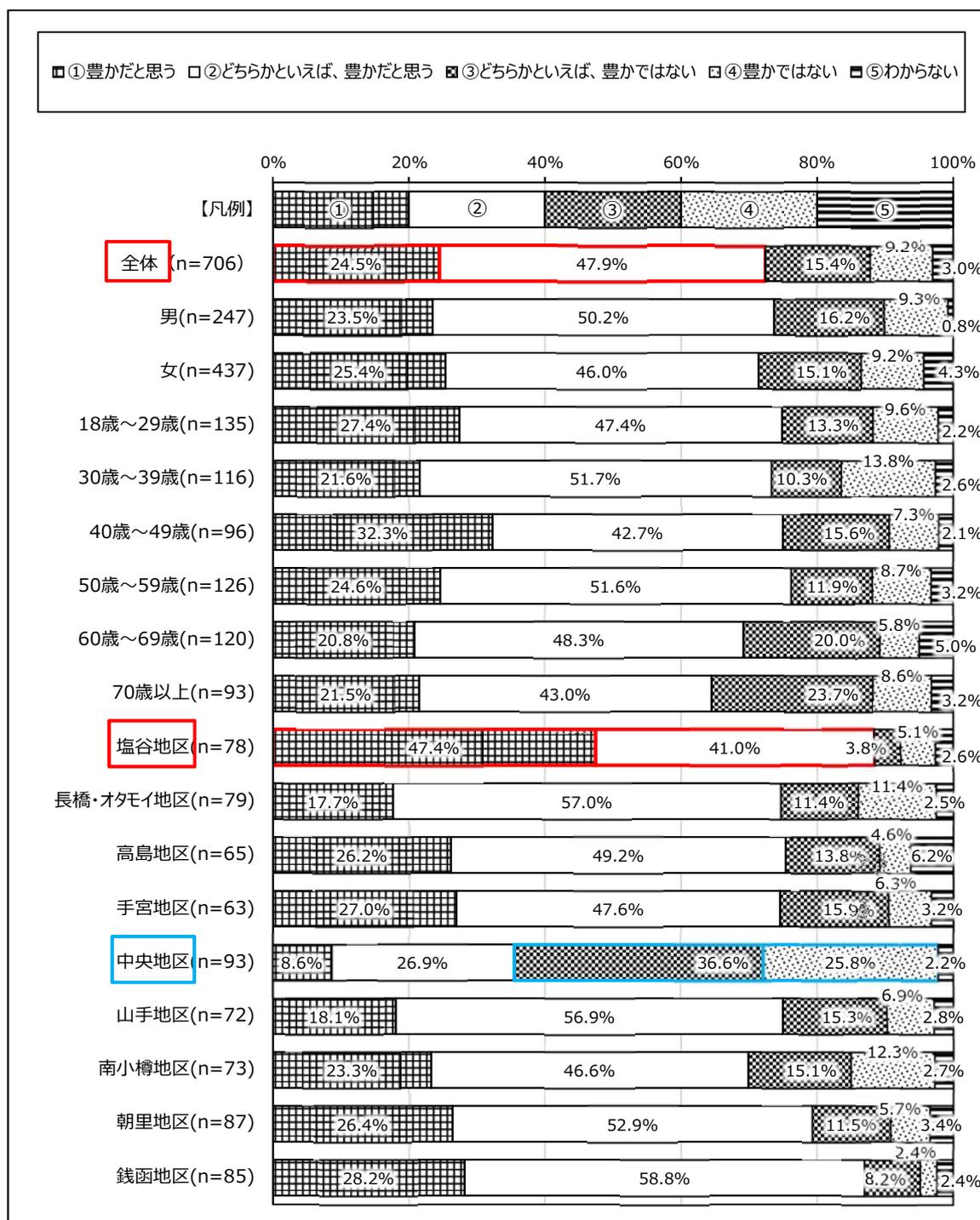
## ⑤魅力的なまちにするためのアイデアや提案

- ・公園整備や緑化推進に関する提案が93件となっています。
- ・公園整備に関しては、幅広い年代や多用途に対応することが提案されています。

	分野	主なアイデアや提案の内容
1	<u>公園整備</u> (75件)	・子どもを遊ばせに行きたいと思える公園の充実。
		・年代を問わず楽しめる大型の公園。 (池、花見、紅葉狩り、雪遊びができる)
		・大型公園の整備により、自転車が乗れたり、バーベキューができる。
		・既存公園を活用して、様々なイベントの開催。
		・公園遊具の充実。
10	<u>緑化推進</u> (18件)	・庭先に鉢植えや花壇などが目に入ってくると素敵です。
		・地域の行事や呼びかけを増やし、個人宅周りの緑化を進める。
		・桜の木をたくさん植えたり、公園に花をたくさん植えたりして、花の名所的なところができたら素敵です。 など

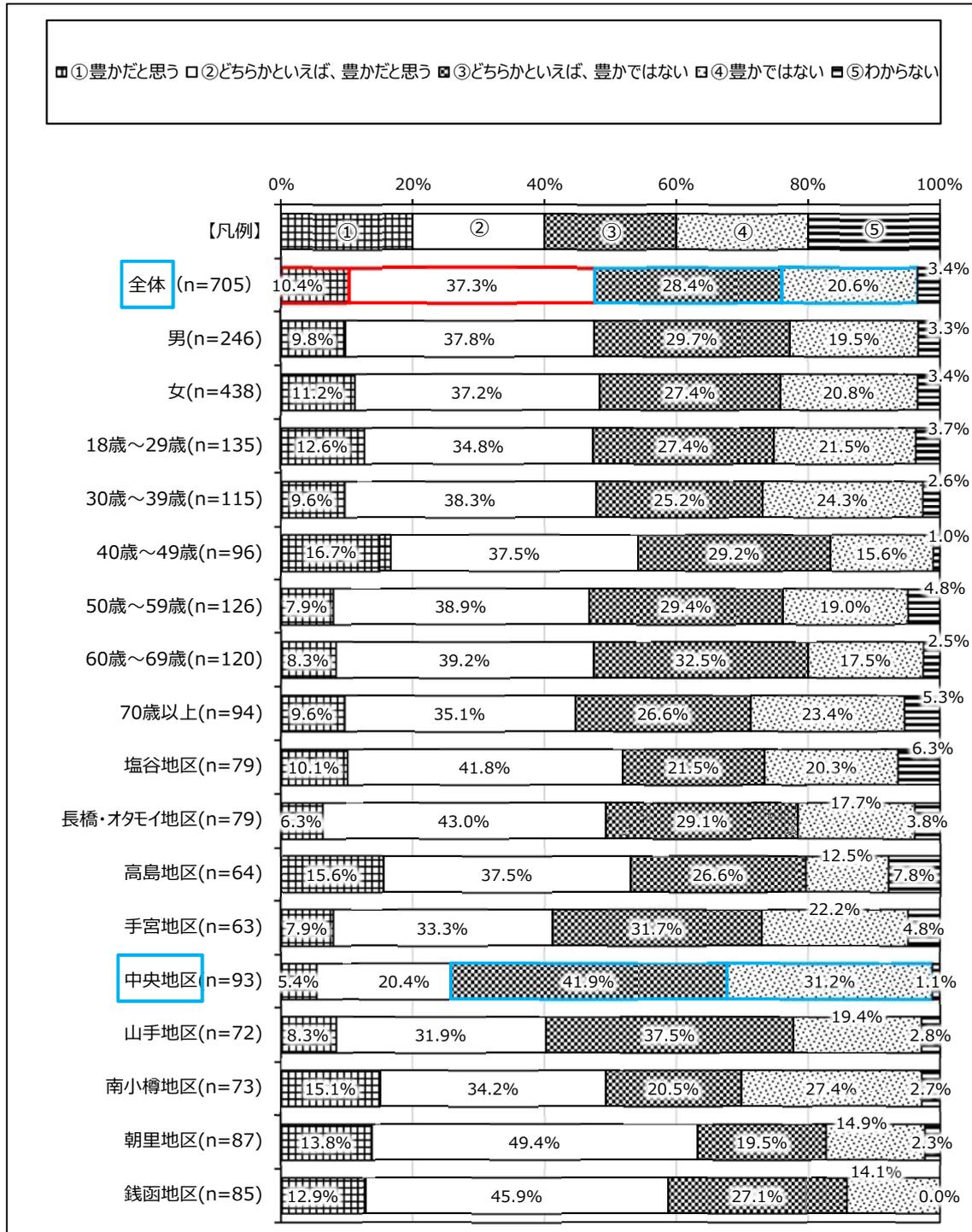
## ⑥お住まいのまわり（住宅の庭や公園、背後の樹林地など）のみどり豊かさについて

- ・「豊かと感じている」割合は72.4%となっています。地区別では、塩谷地区では、その割合が88.4%と最も多いが、中央地区では「豊かと感じていない」割合が62.4%となっています。
- ・中央地区における緑の充実が課題であることが伺えます。



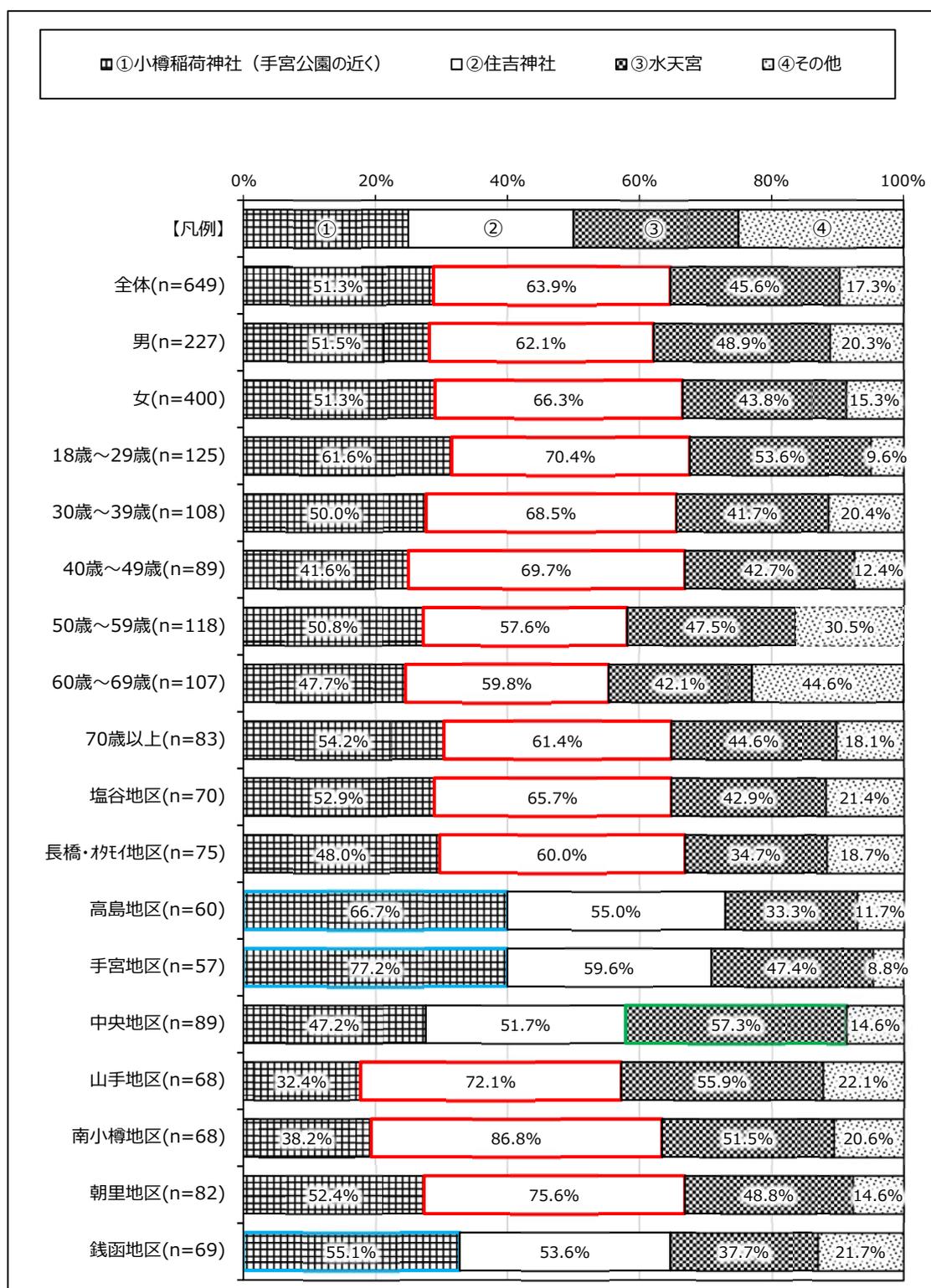
## ⑦お住まいのまわりの道路（街路樹や花壇など）のみどり豊かさについて

- ・「豊かと感じている」割合は47.7%、「豊かに感じていない」割合が49.0%となっています。地区別では、中央地区は「豊かではないと感じている」割合が73.1%となっています。
- ・中央地区の道路における緑の充実が課題であることが伺えます。



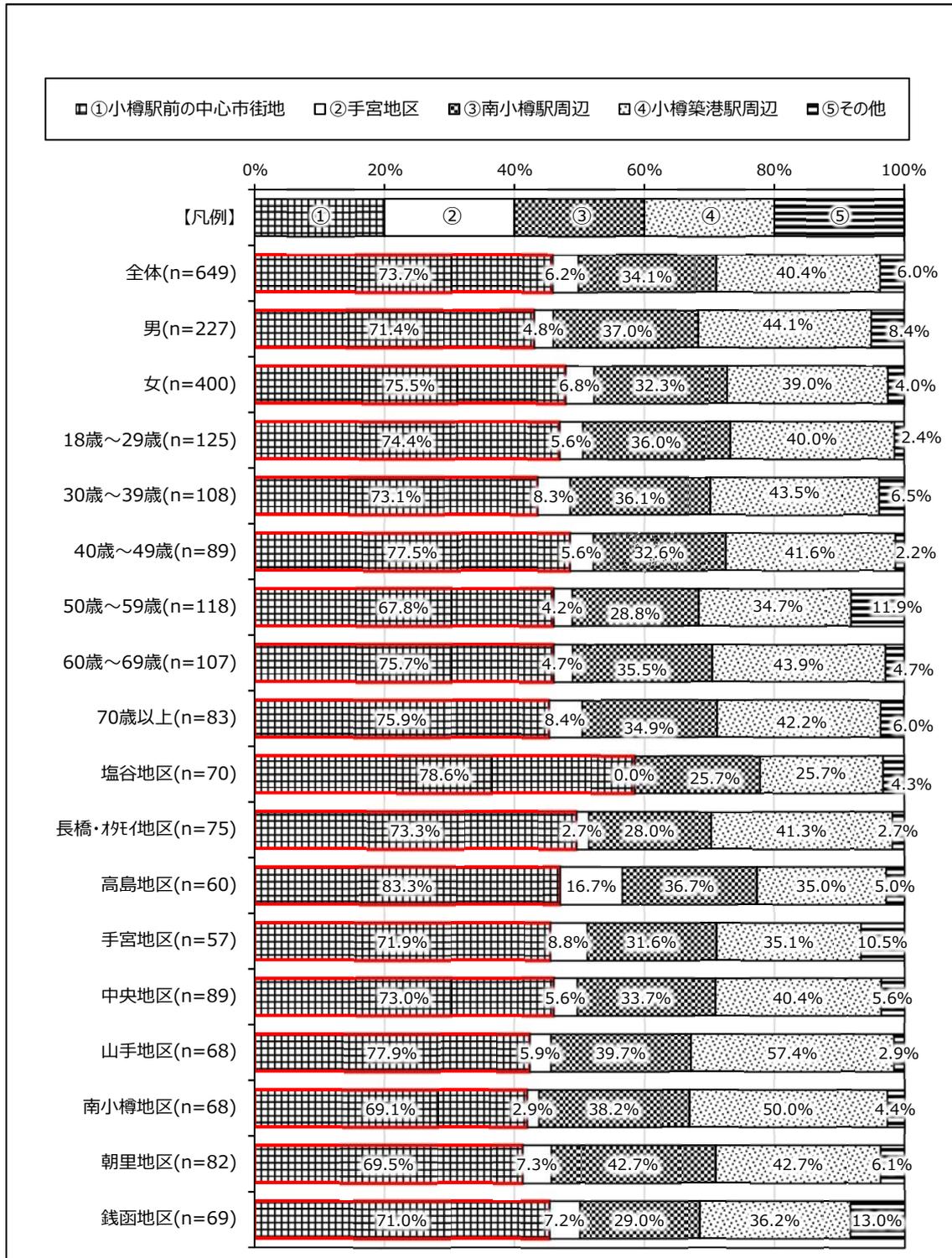
### ⑧公園以外で、市街地内の「今後も保全すべき緑地」について

- ・「住吉神社」が63.9%と最も多く、地区別でも50%以上となっています。
- ・住吉神社、小樽稲荷神社、水天宮が今後も保全すべき緑地と考えられています。



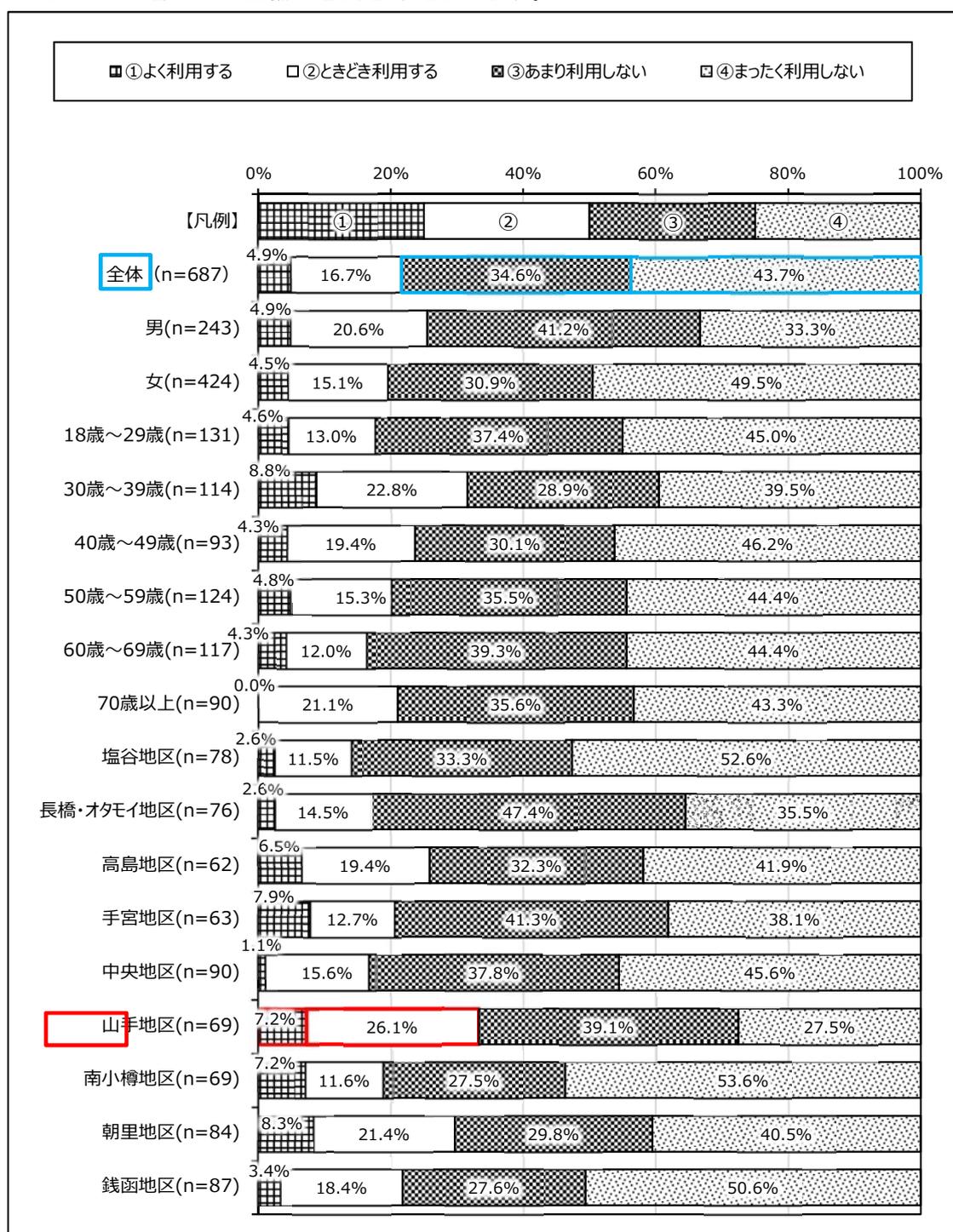
### ⑨市街地内で特にみどりが少ないと感じる地域について

- ・「小樽駅前の中心市街地」が73.7%と最も多く、性別、年代、地区別においても最も多くなっています。
- ・小樽駅前の中心市街地における緑の充実が課題であることが伺えます。



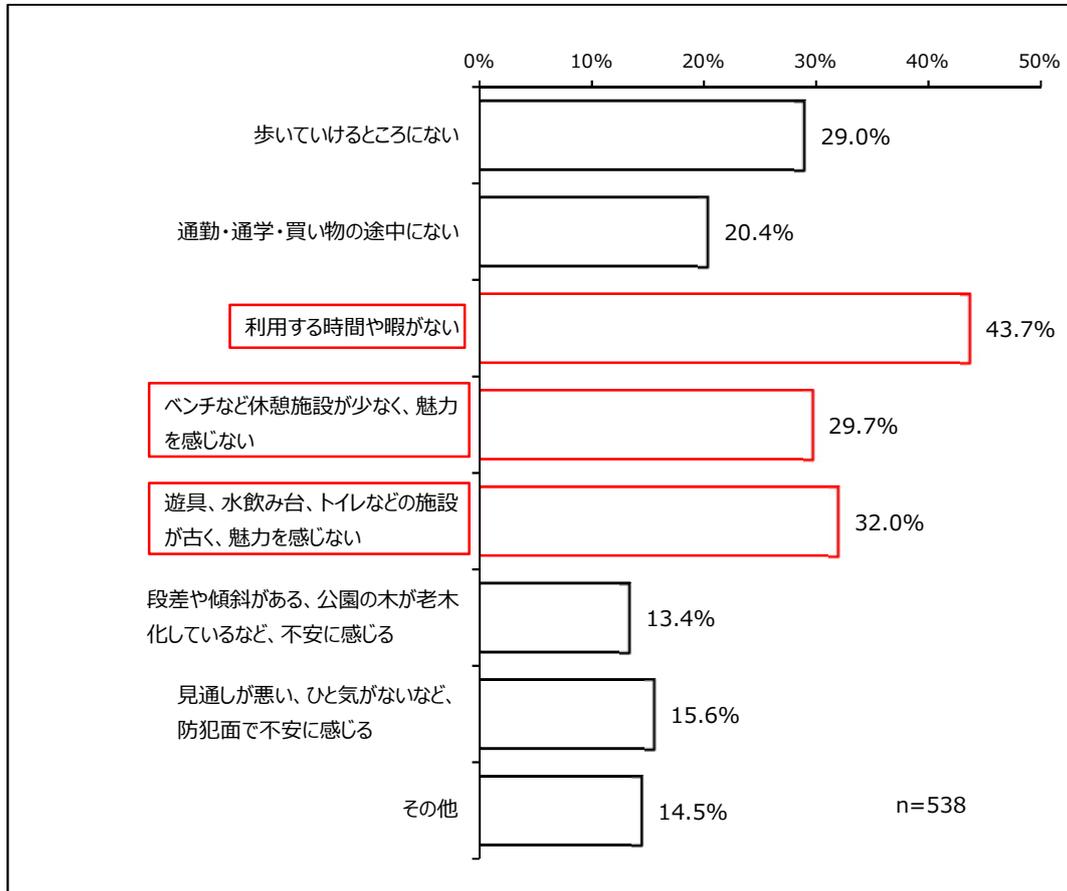
## ⑩身近な公園の利用頻度について

- ・「まったく利用しない」が43.7%と最も多く、次いで「あまり利用しない」が34.6%と「利用しない傾向」が78.3%となっています。地区別では、山手地区は他地区よりも利用する頻度が高くなっています。
- ・市民ニーズに合わせた整備が必要と考えられます。



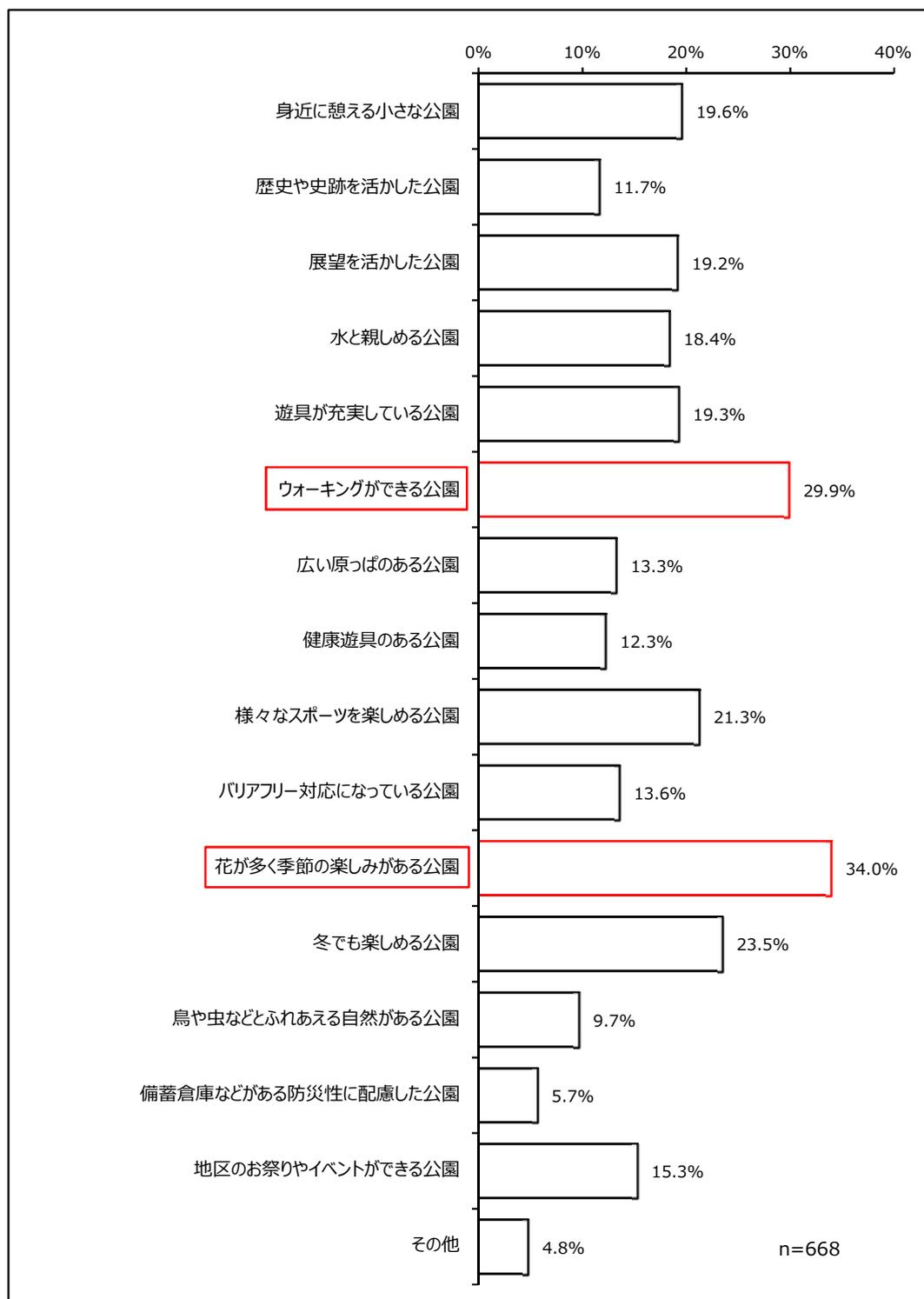
## ①身近な公園を利用しない理由について

- ・「利用する時間や暇がない」が43.7%と最も多く、他には公園施設が古く、休憩施設が少ないため魅力に感じないことが理由となっています。
- ・積極的な利用が図られるような施設整備及び維持管理の検討が必要と考えられます。



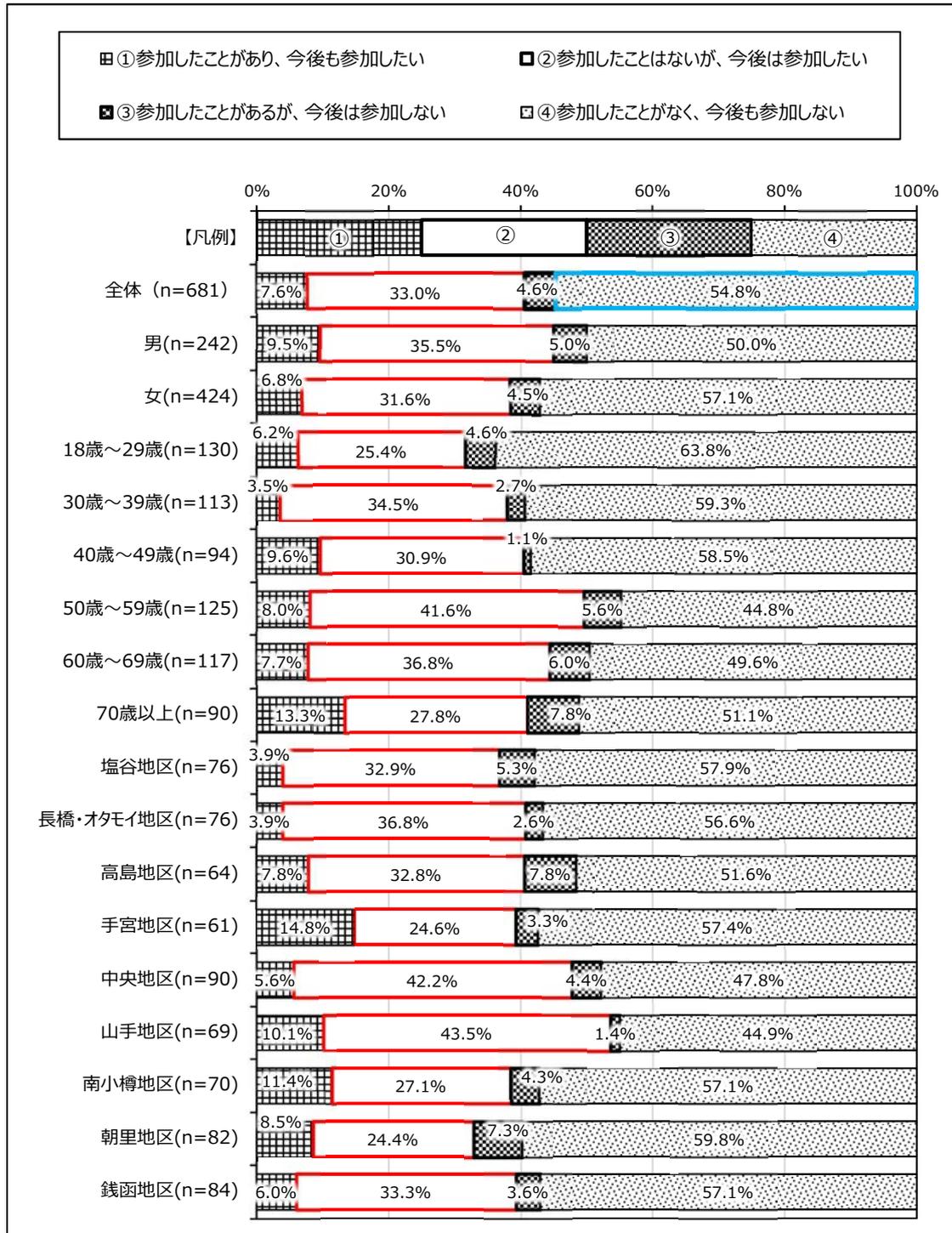
## ⑫小樽にあると良いと思う公園について

- ・「花が多く季節の楽しみがある公園」が34.0%と最も多く、次いで「ウォーキングができる公園」が29.9%となっています。
- ・公園整備に関しては、多用途に対応することが求められています。



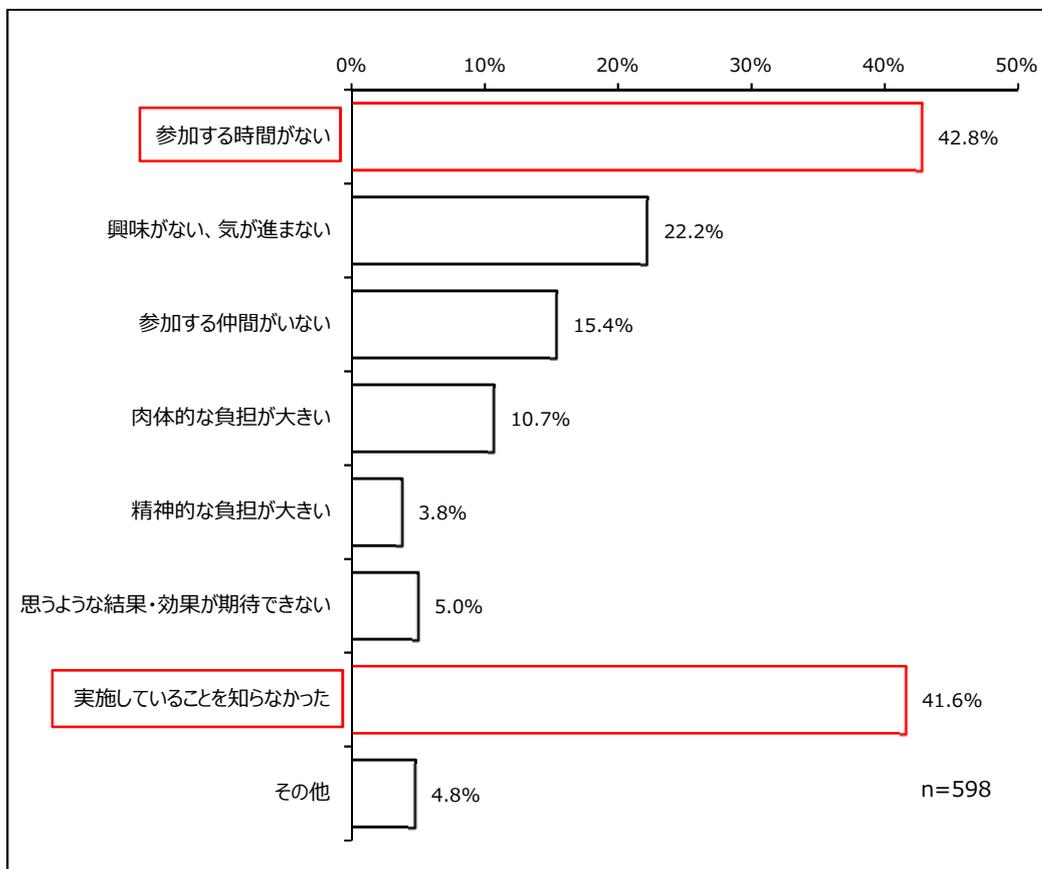
## ⑬みどりづくりやイベント（自然観察会、植樹会など）への参加の有無

- ・「参加したことがなく、今後も参加しない」が54.8%と最も多く、次いで「参加したことはないが、今後は参加したい」が33.0%となっています。
- ・イベントへの参加意思がある市民が一定割合いることから、市民ニーズに合った開催内容の検討が必要と考えられます。



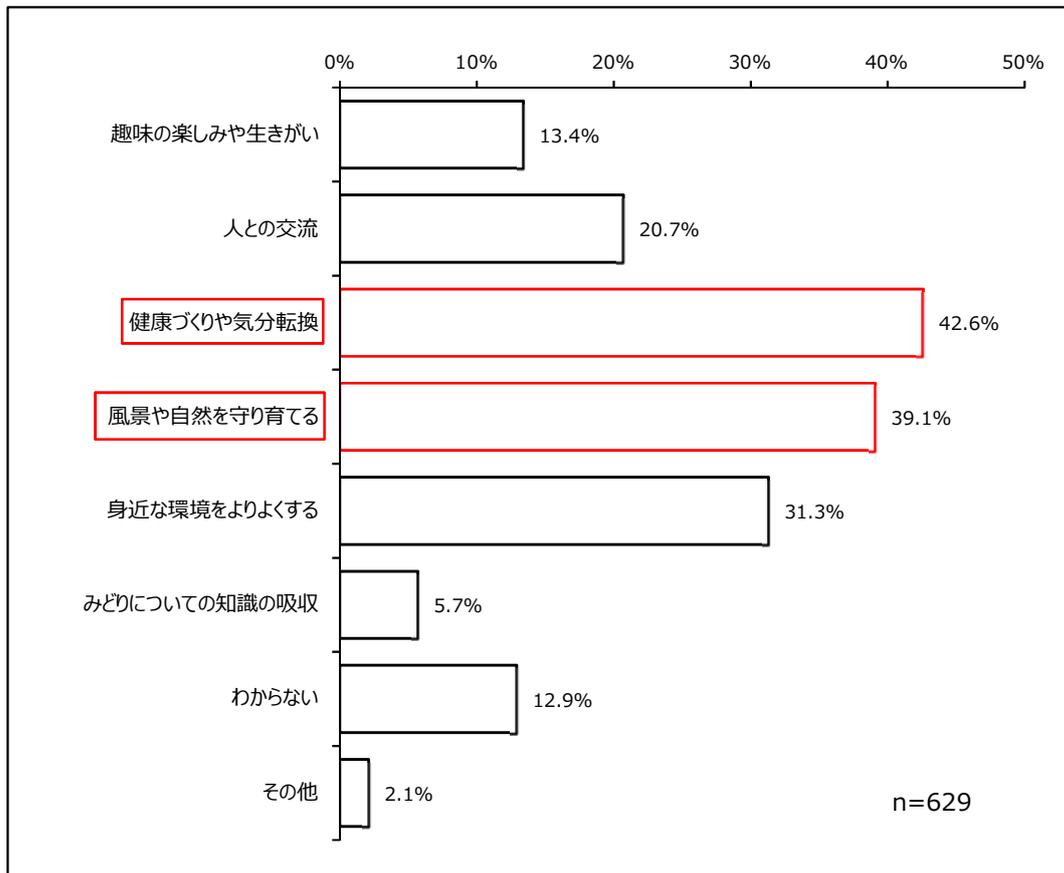
#### ⑭ イベントに「参加したことがない」理由について

- ・「参加する時間がない」が42.8%と最も多く、次いで「実施していることを知らなかった」が41.6%となっています。
- ・イベントに関する周知方法について検討する必要があると考えられます。



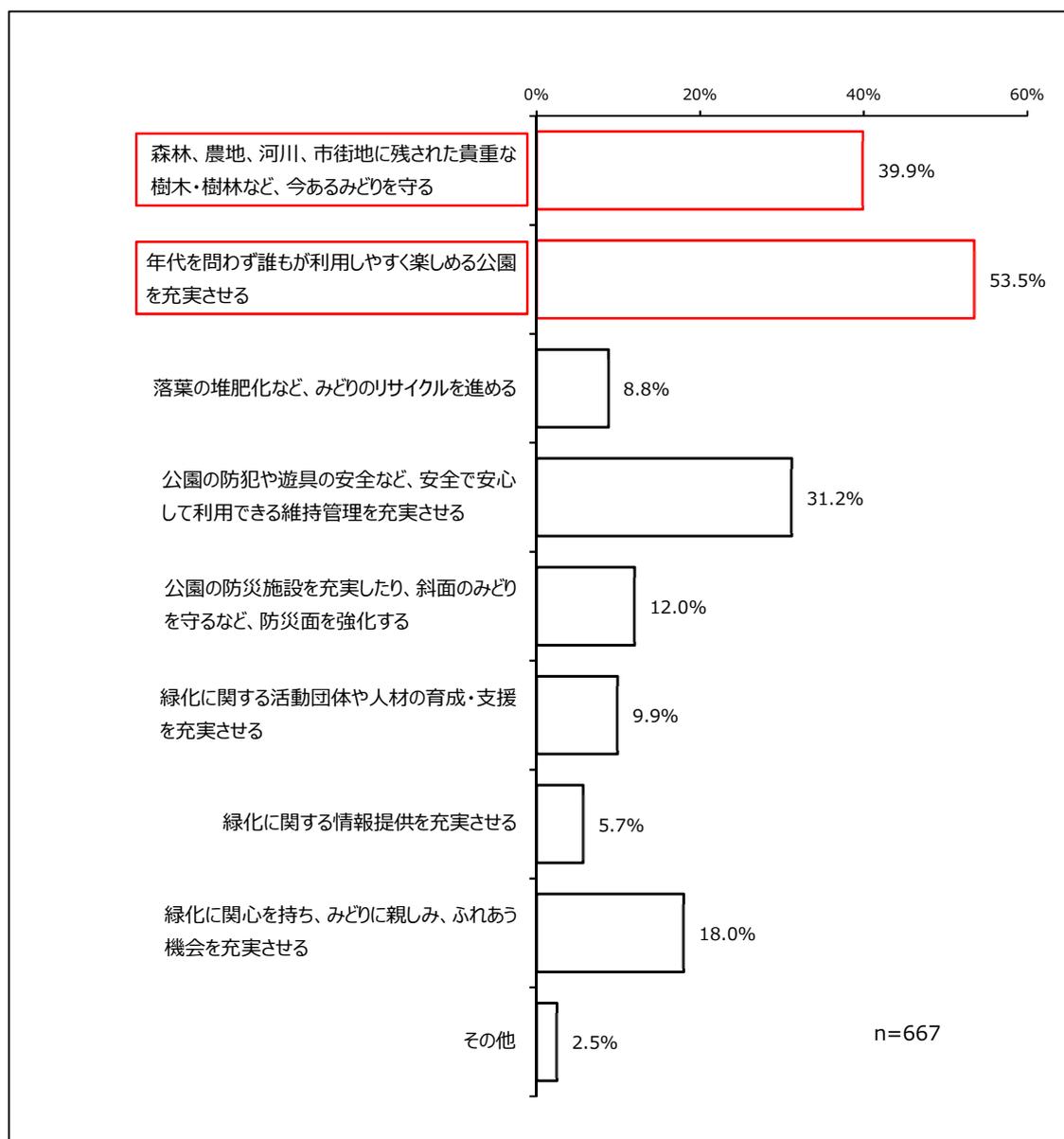
## ⑮ 「みどりとのふれあい」に期待していることについて

- ・「健康づくりや気分転換」が42.6%と最も多く、次いで「風景や自然を守り育てる」が39.1%となっています。
- ・自然を感じながら健康利用できる施設整備を検討する必要があると考えられます。



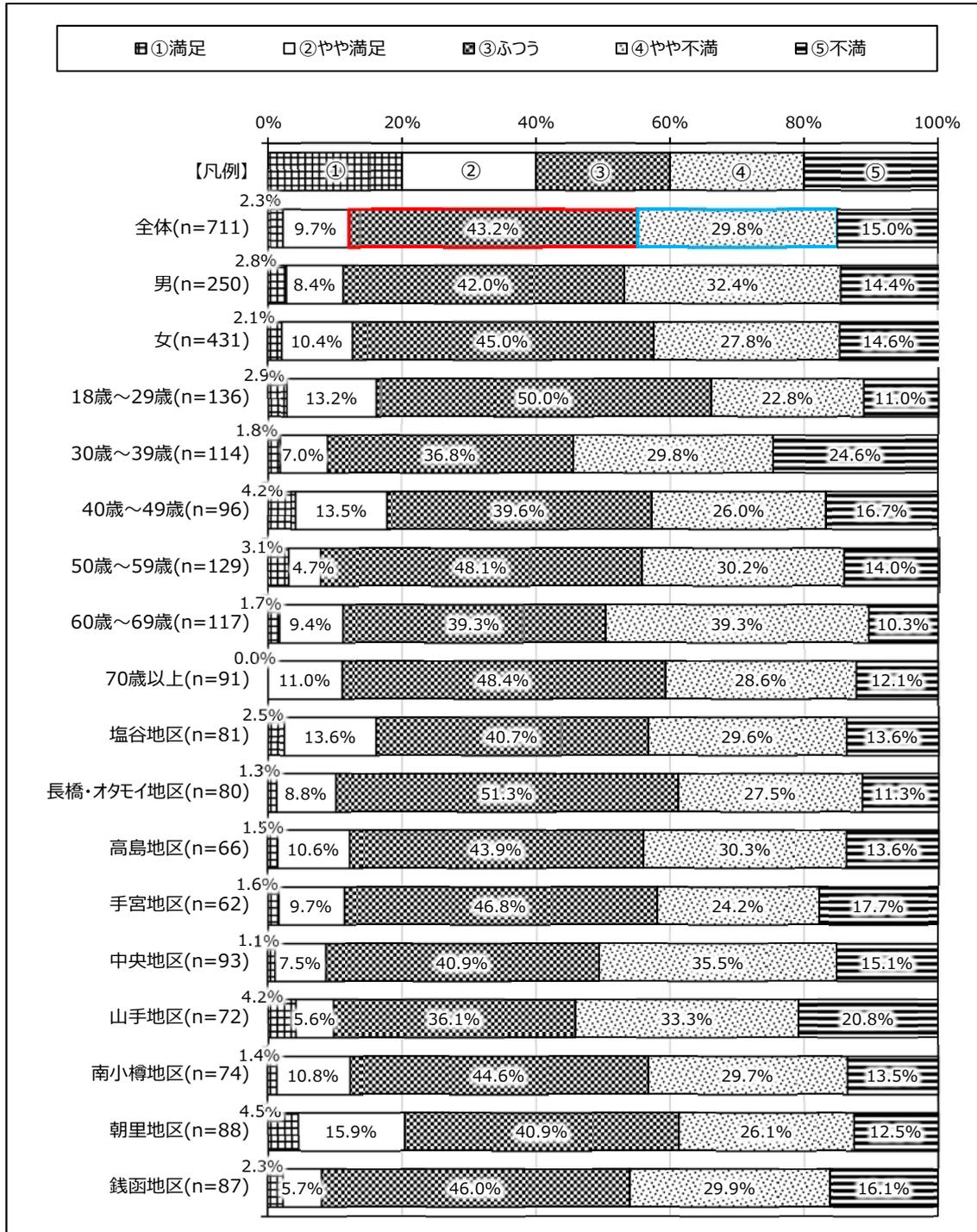
## ⑩小樽のみどりをより良くしていく上で、大事だと感じることについて

- ・「年代を問わず誰もが利用しやすく楽しめる公園を充実させる」が53.5%と最も多く、次いで「森林、農地、河川、市街地に残された貴重な樹木・樹林など、今あるみどりを守る」が39.9%となっています。
- ・公園整備に関しては、幅広い年代や多用途に対応することが求められています。



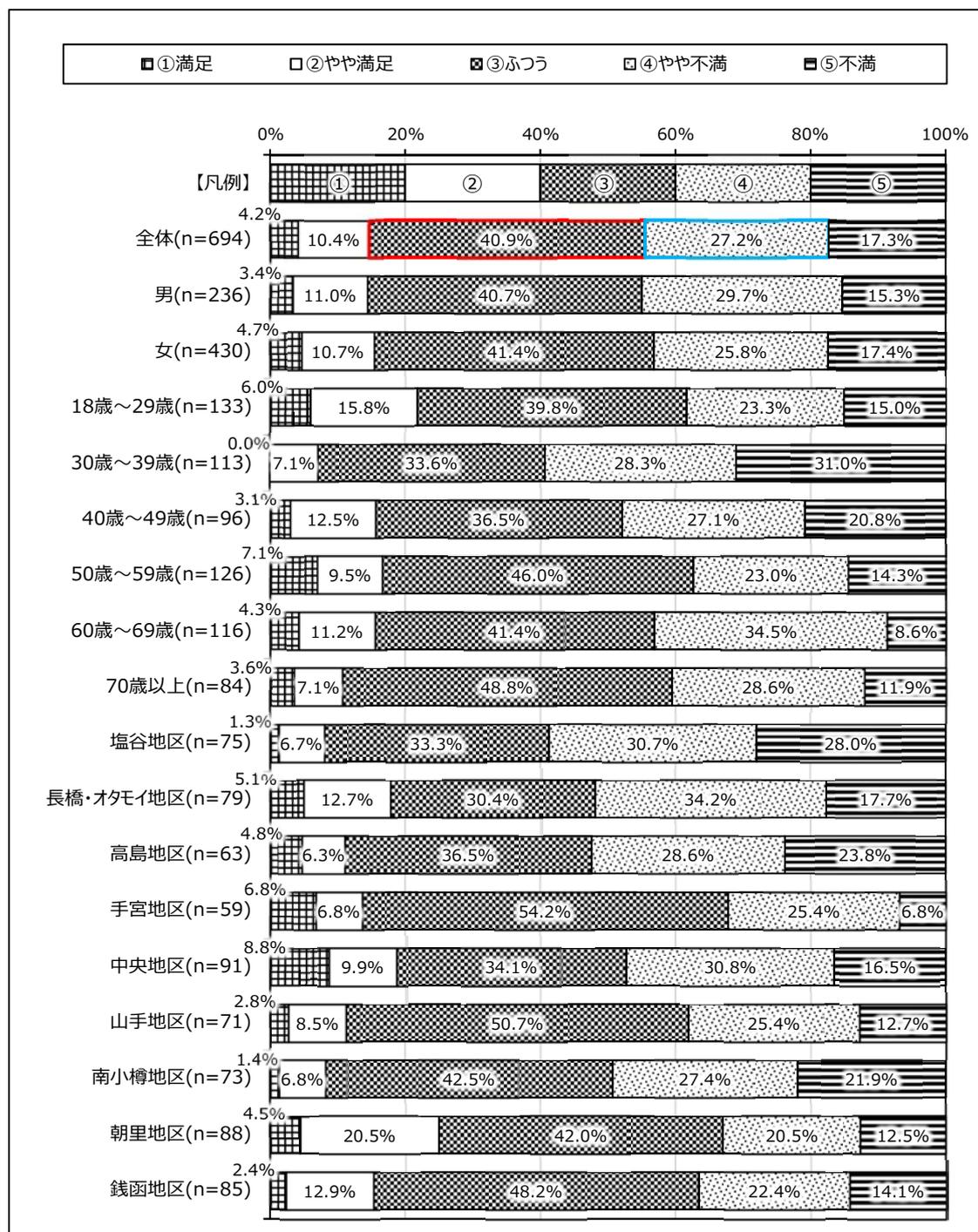
## ⑰公園や緑地、水辺の整備状況の満足度について

- ・「ふつう」が43.2%と最も多く、次いで「やや不満」が29.8%となっています。
- ・公園整備に関しては、幅広い年代や多用途に対応することが求められています。



## ⑩子どもの遊び場や身近な公園の満足度について

- ・「ふつう」が40.9%と最も多く、次いで「やや不満」が27.2%となっています。
- ・公園整備に関しては、幅広い年代や多用途に対応することが求められています。



## (2) 第1回 市民懇談会

計画の策定については、学識経験者、関係行政機関、市民及びその他市長が必要と認める者で構成される「小樽市緑の基本計画策定委員会」の意見を伺いながら進めてきました。

そして、市民意見を反映させるため、市民、町内会やまちづくり団体などの参加のもと、グループ討論を行い、ご意見をいただきました。

### ◇開催状況

- |                |   |            |    |                |    |          |    |            |    |
|----------------|---|------------|----|----------------|----|----------|----|------------|----|
| 1) 日 時         | 令和3年11月6日(土) 13:30~17:00  |            |    |                |    |          |    |            |    |
| 2) 会 場         | 小樽市役所 消防庁舎6階講堂  |            |    |                |    |          |    |            |    |
| 3) 参加者数        | 18名(テーマ別に4グループ)   |            |    |                |    |          |    |            |    |
|                | <table border="0"> <tr> <td>「環境保全」グループ</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>「レクリエーション」グループ</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>「防災」グループ</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>「景観形成」グループ</td> <td>5名</td> </tr> </table> | 「環境保全」グループ | 4名 | 「レクリエーション」グループ | 6名 | 「防災」グループ | 3名 | 「景観形成」グループ | 5名 |
| 「環境保全」グループ     | 4名  |            |    |                |    |          |    |            |    |
| 「レクリエーション」グループ | 6名  |            |    |                |    |          |    |            |    |
| 「防災」グループ       | 3名  |            |    |                |    |          |    |            |    |
| 「景観形成」グループ     | 5名  |            |    |                |    |          |    |            |    |
| 4) 内 容         | ①緑の基本計画の概要説明<br>②グループ討議<br>③グループ発表  |            |    |                |    |          |    |            |    |



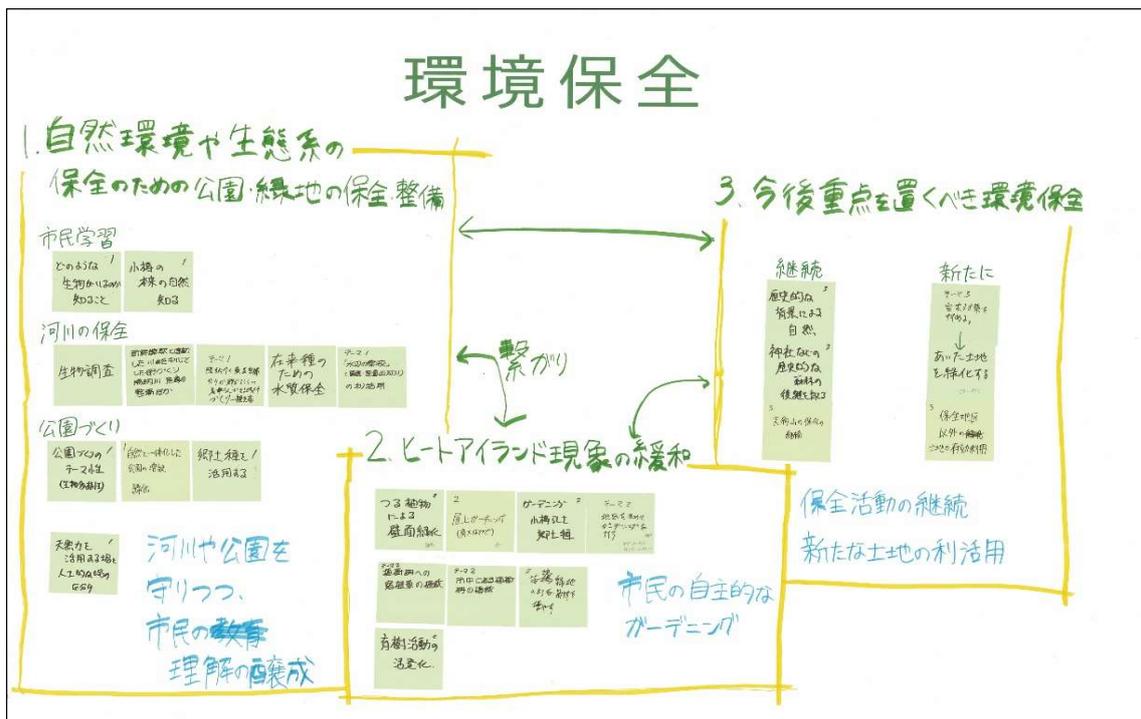
[グループ討議]



[グループ発表]

◇市民懇談会における意見

「環境保全」グループ



「環境保全」グループ

テーマ1 自然環境や生態系の保全のために必要となる公園及び緑地の保全・整備について

主な意見	まとめ
<p>《小樽の自然環境に対する市民への理解を深める》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小樽にどのような生物が生息しているか、小樽本来の自然について市民に知ってもらおう。</li> </ul> <p>《河川の保全・活用》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勝納川の整備による観光客の増加など、新幹線駅と連動した、川を中心とした街づくりを行う。</li> <li>・生物調査を行い、在来種・外来種の把握と在来種のための水質保全を行う。</li> <li>・「水辺の楽校」(蘭島川)の利活用を促進させる。</li> </ul> <p>《小樽市の自然を生かした公園づくり》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性など、公園づくりにテーマ性を持たせる。</li> <li>・郷土種を活用し、自然と一体化した公園づくりを行う。</li> <li>・自然を活用する場と都市的な場を区分けした公園を整備する。</li> </ul>	<p>生態系に合わせた自然環境の保全や河川、公園などを活用して自然環境に対する市民の理解を深める必要がある。</p>

序章

第1章

第2章

第3章

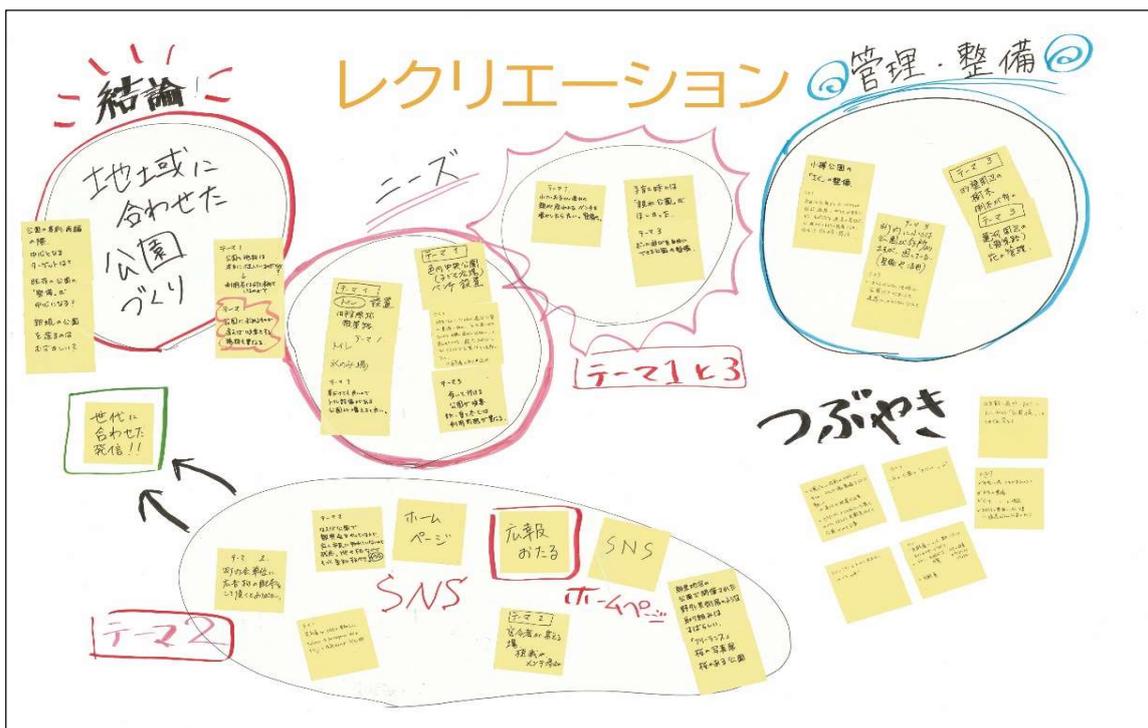
第4章

第5章

資料編

序章	「環境保全」グループ	
	テーマ2 ヒートアイランド現象の緩和について	
第1章	主な意見	まとめ
	<p>《既存の緑の保全・緑化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存で見られる、つる性植物による壁面緑化を保全する。</li> <li>・長橋なえぼ公園のような自然の緑を楽しめる箇所を増やす。</li> <li>・市民と行政の協働により、育樹活動を活性化させる。</li> </ul> <p>《ガーデニングによる緑の充実化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民によるガーデニングを推進する。</li> <li>・小樽商科大学などで屋上ガーデニングを行う。</li> <li>・郷土種を用いたガーデニングを推進することで小樽らしさをもたせる。</li> <li>・小樽市全域に緑を増やすことは難しいため、緑が少ない地区に対して簡易的なガーデニングを行う。</li> <li>・植樹ますに花を植栽する際に、従来的一年草から宿根草を植栽する。</li> </ul>	<p>壁面緑化の保全や育樹活動のほか、緑が少ない地区に郷土種を用いたガーデニングによる緑化の推進を図る必要がある。</p>
第2章	テーマ3 今後重点を置くべき環境保全について	
	主な意見	まとめ
第3章	<p>《保全を継続すべき緑》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的な背景を持った自然を守る。</li> <li>・社寺境内林の歴史的な森林は、適切な管理のもと、継続して保存・保全を図る。</li> <li>・天狗山周辺の丘陵樹林地一帯の保全を継続する。</li> </ul> <p>《新たな緑地となりうる資源の有効利用》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空家などが取り壊され、空地となった土地を緑地として活用する。</li> <li>・空家をリノベーションする際に、ガーデニングを整備して緑を充実化させる。</li> </ul>	<p>歴史的風土を形成する緑地の保全と、新たな緑地となりうる土地の利活用を図る必要がある。</p>
	第4章	
第5章		
	資料編	

「レクリエーション」グループ



「レクリエーション」グループ

テーマ1 身近な公園で、特に不足している公園施設について

主な意見	まとめ
<p>《不足・設置が求められている公園施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧手宮線跡の散策路など、トイレが備えられていない緑地において、期間限定によるトイレを設置する。</li> <li>子どもが利用する公園には、遊具に触れた後に手を洗う場所や水飲み場を設置する。</li> <li>色内中央公園（子ども広場）等では、子どもが遊ぶ様子を座りながら見守ることが可能なベンチを設置する。</li> <li>小さい子どもが遊ぶ遊具を設置する。</li> </ul> <p>《強化して欲しい公園施設の整備・管理》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小樽公園の「外柵」の整備が必要</li> <li>身近な公園では、遊具の老朽化が進んでいるため、安全性での不安を感じる。</li> </ul> <p>《市民のニーズに応じた施設の配置検討》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園に求めるものが違えば必要とする施設も異なることから、利用者のニーズに合わせた適切な配置が必要である。</li> </ul>	<p>市民ニーズに応じた都市公園の適正な配置と施設整備や、安全・安心に公園利用できるように維持管理の強化を図る必要がある。</p>

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

「レクリエーション」グループ		
テーマ2 緑化の推進に向けたイベントの開催内容や周知方法について		
主な意見		まとめ
<p>《緑化の推進に向けたイベント》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝里地区の公園で開催された野外美術展のような取り組みが普及すると素晴らしい。</li> <li>・フリーランスの写真愛好家による桜の写真展</li> <li>・高齢者が集える場所において、樹木の植栽やメンテナンスの講習を実施すると参加者が増えるのではないか。</li> <li>・長橋なえぼ公園において観察会を実施しているが、広く市民に周知されていないことが残念である。</li> </ul> <p>《情報発信の手法》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢層によって周知システムの求められる形態は異なるため、SNSを活用するなど、年齢層に応じて周知形態を増やすことが効果的である。</li> <li>・HPやSNS（Twitter、Instagram、Facebook等）、広報おたる、チラシ、回覧などを利用する。</li> <li>・町内会単位に広告物の配布を行う。</li> </ul>	➡	<p>イベント開催の場として、公園の提供や年齢層に応じた情報発信を図る必要がある。</p>
テーマ3 今後重点を置くべき公園整備について		
主な意見		まとめ
<p>《市民が求める公園》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生などの小さな子が遊ぶ公園</li> <li>・「その公園に行きたいから小樽に遊びに行きたい」と思わせるような、観光スポットとなりうるような公園</li> <li>・水辺で遊べる公園</li> </ul> <p>《管理・整備について》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幸・オタモイ地区に小さな公園が5ヶ所あるが、管理や活用に困っている。</li> <li>・散策路をはじめとする、運河周辺の花の管理が必要</li> </ul> <p>《公園整備で考慮する点》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冬期は閉鎖しており雪捨て場になるなど、季節により公園の利用形態が異なる。</li> <li>・公園の集約・再編の際、中心となるターゲットを考慮して整備するべきである。</li> <li>・新規の公園を造ることが困難であれば、既存の公園の整備が中心となり、地域に合わせた公園づくりが必要となる。</li> </ul>	➡	<p>市民ニーズや季節ごとの利用形態なども考慮した既存公園の集約・再編を検討する必要がある。</p>

「防災」グループ

### テーマ1

グリーンインフラを活用した  
防災・減災対策への取組について

**前提**... 小樽は災害が少ない

→ 山地に森林が多い事で  
土砂災害や鉄砲水を防止!!

**木** 森林保全が大事!

## 防 災

### テーマ2

災害時における避難場所  
について

→ 季節に分けて利用  
できる場所を考慮

夏 → 公園 施設の利用  
冬 → 施設の利用

### テーマ3

今後の緑地の防災機能  
として必要な機能について

土砂災害 鉄砲水  
防止

民有林保全のための  
法的整備

※ 公有林は行政による管理が可能

「防災」グループ	
テーマ1 グリーンインフラを活用した防災・減災対策への取組について	
主な意見	まとめ
<p>《小樽市の災害の傾向》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小樽市は災害が少ない街である。</li> </ul> <p>《防災・減災機能を持つ緑地の保全》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木等が有する防災機能を保全しながら、山林の無秩序な開発を抑制する。</li> <li>・海岸沿いや、市街地背後における丘陵地の森林を保全する。</li> <li>・市街地における低地の冠水を防ぐ。</li> <li>・協定や制度を活用したゆるやかな縛りによって、民地への植栽を促す。</li> <li>・花園グリーンロードなど、防火帯としての機能を有する樹木を保全する。</li> <li>・建物が連なる事を防ぐ広めの公園</li> </ul> <p>《樹木の保全における課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木に落雷の危険があるため、適切な剪定が必要である。</li> <li>・大きくなりすぎた樹木は、倒木や落枝による危険性が高いため、伐採も必要である。</li> </ul>	<p>防災・減災の機能を有する緑地を保全するとともに、樹木の生育に伴う剪定などの適正な管理を行う必要がある。</p>

## 序章

## 第1章

## 第2章

## 第3章

## 第4章

## 第5章

## 資料編

「防災」グループ		
テーマ2 災害時における避難場所について		
主な意見		まとめ
<p>《現在の避難場所と季節別の利用》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の代表的な避難場所は 屋内：町内会館、学校、ウイングベイ 屋外：グラウンド、公園</li> <li>災害時における避難場所は季節に分けて利用できる場所を考慮する。</li> <li>トイレ、水飲み場などの水道設備は春から秋までとし、冬は降雪や凍結により使用不可とするのが良い。</li> <li>四季に応じた公園における避難場所を検討すべきである。</li> </ul> <p>《避難場所の課題点》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所が考慮されても、からだの不自由な方を連れていくのは難しい。</li> </ul>	➡	<p>冬期間を除き利用可能な避難場所の検討と適正な維持管理を行う必要がある。</p>
テーマ3 今後の緑地の防災機能として必要な機能について		
主な意見		まとめ
<p>《小樽市に必要な防災機能》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害の防止（土砂崩れ、土石流、地滑り、落石など）</li> <li>鉄砲水の防止</li> </ul> <p>《森林保全の管理体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林保全において、公有林は行政による管理が可能であるならば、行政が介入すると良い。</li> </ul>	➡	<p>土砂災害防止につながる森林が有する防災機能を活用していく必要がある。</p>

## 「景観形成」グループ

テーマ1 保全すべき景観

- 身近な景観と大切にしていこう。
- うもれてしまっている景観。

例) 手宮公園  
朝里川遊歩道  
桜ロータリー  
平磯公園  
望洋東公園

景観形成

テーマ2 美化活動と支援

- 助成金
- 人手
- リターン、リサイクル
- 子どもと夏からの教育
- 学生主体のボランティア

テーマ3 街路樹

- 大きくはない
- 多年草などへ
- 落ち葉の回収

## 「景観形成」グループ

## テーマ1 特に保全すべき景観について

主な意見	まとめ
<p>《継続して保全すべき景観》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>朝里川公園から朝里川温泉につながる、朝里川沿いの遊歩道と桜並木を保全すべき。</li> <li>ながら公園に接する百想園（アジサイ・桜の見本園）の景観を保全する。</li> <li>「海」「運河」など水を中心とした美しい景観の保全</li> </ul> <p>《市民への周知》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>桜ロータリーは5本の道路が放射状に伸びる全国的にも稀なロータリーである。花壇の手入れも精力的であり、沢山の人が知ってもらいたい。</li> </ul> <p>《改善すべき景観》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手宮公園の栗林は老木化しており景観が良くない。</li> <li>小樽公園、長橋なえぼ公園の樹木を整え以前のような綺麗な植栽を復活させてほしい。</li> <li>「眺望景観」へのアクセスは適切に整備されているか。</li> </ul>	<p>朝里川などの水辺環境のほか地域の特性ある景観を保全・周知していく必要がある。</p>

「景観形成」グループ		
テーマ2 市民・事業者が主体となる公園等の美化活動における行政の支援について		
主な意見		まとめ
<p>《美化活動における現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・草刈り機を市で貸与しているが、壊す恐れがある為、市民団体が草刈り機を購入し、維持管理費も負担している。</li> </ul> <p>《助成金に関する要望》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金を活用して桜ロータリー周辺の花植込みは、どこまで助成してもらえるだろうか。</li> </ul> <p>《物資での支援に関する要望》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動している人たちの高齢化が進んでいるため、助成金よりも担い手がほしい。</li> </ul> <p>《人手の確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨今は、一度使用した雑巾をすぐに捨ててしまうような子どももいる時代である。子供のころから美化活動に親しむような教育が必要</li> <li>・学生主体によるボランティア活動の推進。学生が目的をもって徹底的に行動することも必要</li> <li>・行政による助成金だけではなく、民間活力をもっと取り入れていくべき。</li> </ul>	➡	<p>美化活動の参加に対する魅力の提供を検討し、学生が主体となるボランティア活動の推進のため、学校との連携を図る必要がある。</p>
テーマ3 今後の街路樹に関する取組について		
主な意見		まとめ
<p>《街路樹の美しい景観》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連続した立派な並木景観</li> <li>・四季の変化による景観</li> </ul> <p>《街路樹の危険性》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・側溝への落葉によって、側溝が埋もれたり道路が滑って危険な状態になる等、落葉が増えることへの心配がある。</li> <li>・街路樹が育ちすぎると根が張って、植樹木の土が浅くなるとともに、地面に不陸が生じて危険である。</li> </ul> <p>《今後の管理の方針・手法》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「街路樹マップ」を市民に普及させることで、維持や伐採に理解を得られやすいのではないかと。</li> <li>・適期に剪定を行うほか、大径木は伐採することも必要である。</li> <li>・花の植込みは、一年草から宿根草や多年草にシフトする。その際のアドバイスを望む。</li> </ul>	➡	<p>街路樹が織りなす美しい景観は保全しつつ、市民ニーズに合わせた維持管理を図る必要がある。</p>

## (3) 第2回 市民懇談会

## ◇開催状況

- 1) 日 時 令和4年11月4日(金) 18:00~19:30  
 2) 会 場 小樽市役所 消防庁舎6階講堂  
 3) 参加者数 14名(テーマ別に4グループ)

「環境保全」グループ	4名
「レクリエーション」グループ	4名
「防災」グループ	3名
「景観形成」グループ	3名

- 4) 内 容
- ①基調講演  
 「歴史と自然が根づく場所 長橋なえぼ公園の魅力」  
 講師：能瀬晴菜氏(策定委員・学芸員)
- ②第2次小樽市緑の基本計画の素案説明



〔基調講演〕



〔素案説明〕

## (4) パブリックコメント手続

パブリックコメント手続により、市民等から△人(○件)の意見等をいただきました。

◇実施時期:令和4年12月○日~令和5年1月○日

## 2 主要施策に関する実施状況及び緑の解析

(1) 基本方針1 いまあるみどりを守ります(緑の保全)

【取組1】自然豊かな緑を守る

◇主要施策①：緑の骨格の保全

具体的な施策		緑地の配置方針	実施結果		解析結果
丘陵の自然環境の保全	①保安林(防風保安林を除く)の保全	<b>【環境保全】</b> ①都市の骨格を形成する緑地の保全 <b>【防災】</b> ①自然災害の防止に役立つ緑地の保全 <b>【景観構成】</b> ①都市景観を構成する骨格緑地の保全	○	保安林は継続して保全されている。	樹木は二酸化炭素の吸収や大規模土砂災害などの減災対策の効果を有し、継続して保全を行うとともに、法または条例により地区指定する場合には、関係機関との協議が必要である。
	②地域森林計画対象民有林の保全		○	地域森林計画対象民有林継続して保全されている。	
	③環境緑地保護地区の保全		○	1箇所指定解除となったが、それ以外の地区指定及び緑地は継続して保全されている。	
	④自然景観保護地区の保全		○	地区指定及び緑地は継続して保全されている。	
	⑤風致地区の指定(天狗山周辺の丘陵樹林地一帯)		×	風致地区として指定されていないが、当該地区は自然景観保護地区に指定されていることから、緑地は継続して保全されており、風致地区指定の必要性について、検討する必要がある。	
海岸線の自然環境の保全	①保安林(防風保安林)の保全	○	防風保安林は継続して保全されている。		
	②自然公園の保全と活用(ニセコ積丹小樽海岸国定公園)	○	自然公園は継続して保全されている。		
主要河川の保全	①河川区域の保全	<b>【環境保全】</b> ①都市の骨格を形成する緑地の保全 <b>【防災】</b> ①自然災害の防止に役立つ緑地の保全 <b>【景観構成】</b> ④うるおいのある都市景観の創出	○	河川区域は継続して保全されている。	
市街地周辺の農地の保全	①農業振興地域農用地区域の保全	<b>【環境保全】</b> ②生き物の生息・生育環境の保全・創出	○	農業振興地域農用地区域の指定は約270ha減少しているが、それ以外は継続して保全されている。	

## ◇主要施策②：水辺環境の保全

具体的な施策		緑地の配置方針	実施結果		解析結果
水辺地周辺の樹林地の保全	①風致公園の整備 (奥沢水源地周辺)	<b>【環境保全】</b> ②生き物の生息・生育環境の保全・創出 <b>【景観構成】</b> ②歴史的風土を伝える景観資源の保全・活用 ④うるおいのある都市景観の創出	×	新規公園の整備に当たっては、長期未整備の都市計画公園があることから、新規公園の整備は実施されておらず、整備に要する財源等の確保が難しい状況である。	樹木は二酸化炭素の吸収や大規模土砂災害などの減災対策の効果を有し、継続して保全を行うとともに、法または条例により地区指定する場 合については、関係機関との協議が必要である。
	②風致地区の計画決定(奥沢水源地周辺)		×	風致地区として指定されていないが、当該地は自然景観保護地区に指定され、継続して保全されており、地区指定の必要性について、検討する必要がある。	
	③特別緑地保全地区の指定(奥沢水源地)		×	特別緑地保全地区として指定されていないが、当該地は自然景観保護地区に指定され、継続して保全されており、地区指定の必要性について、検討する必要がある。	
	④風致地区の指定(天狗山周辺の丘陵樹林地一帯)		×	風致地区として指定されていないが、当該地は自然景観保護地区に指定され、継続して保全されており、地区指定の必要性について、検討する必要がある。	
	⑤オタルナイ湖周辺の保全		○	オタルナイ湖周辺は継続して保全されている。	

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

## 【取組2】身近にふれあう緑を守る

## ◇主要施策③：身近な樹林地の保全と樹木の保存

具体的な施策		緑地の配置方針	実施結果		解析結果
社寺境内林などの緑地の保全	①小樽稲荷神社, 住吉神社, 水天宮の保全配慮地区の指定	<b>【環境保全】</b> ③歴史的風土を取りまく緑地の保全 <b>【景観構成】</b> ②歴史的風土を伝える景観資源の保全・活用 ③良好な眺望地点である緑地の保全	○	保全配慮地区として指定されている。	社寺境内林などの緑地は、ヒートアイランド現象の緩和のため、継続して保全を行うとともに、法または条例により地区指定する場合には、関係機関との協議が必要である。
	②小樽稲荷神社, 住吉神社, 水天宮の保全配慮地区の保全		○	保全配慮地区は継続して保全されている。	
	③保全配慮地区から特別緑地保全地区への段階的指定（住吉神社）		×	特別緑地保全地区として指定されていないが、当該地は自然景観保護地区に指定され、継続して保全されており、地区指定の必要性について、検討する必要がある。	
樹木の保存・樹林の保全	①記念保護樹木（北海道自然環境等保全条例で指定）の保存	<b>【環境保全】</b> ②生き物の生息・生育環境の保全・創出	○	記念保護樹木は継続して指定され、保存されている。	助成制度による支援は保存樹木等の指定から10年以内に限られており、現在指定されている保存樹木などは助成対象外であり、所有者等からの制度要望はないが、今後は技術支援のほか、制度内容について検討する必要がある。
	②保存樹木等の保存・保全		○	保護樹木等は継続して保存・保全されている。	
開発行為に伴う緑の保全対策	「小樽市開発指導要綱」による公園緑地整備に対して、現状樹林などを活用するような適正な指導	<b>【環境保全】</b> ①都市の骨格を形成する緑地の保全	○	小樽市開発指導要綱に基づく適正な指導は継続して実施されている。	樹林等はヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収効果を有することから、継続して緑地の確保を行うよう適正な指導を実施していく必要がある。

## (2) 基本方針2 新たなみどりをつくり、育てます（緑の創出）

## 【取組3】魅力ある公園をつくる

## ◇主要施策④：身近な公園の整備

具体的な施策		緑地の配置方針	実施結果	解析結果
住区基幹公園の適正な配置	①住区基幹公園の計画決定	<b>【環境保全】</b> ④快適な生活環境を創出する緑地の保全・整備 <b>【レクリエーション】</b> ①身近なレクリエーションの場となる公園の配置	×	新規公園の計画決定は行っていない。なお、長期未整備の都市計画公園があることから、今後の公園整備の方向性を検討する必要がある。
	②住区基幹公園の整備	<b>【景観構成】</b> ④うるおいのある都市景観の創出	○	住区基幹公園は5箇所整備されたが、老朽化した既存公園施設の更新・維持管理を優先して実施している。

## ◇主要施策⑤：規模の大きな公園の整備

具体的な施策		緑地の配置方針	実施結果		解析結果
総合公園の充実	①総合公園の施設整備による充実	【レクリエーション】 ②市民レクリエーションの拠点となる公園の配置	○	小樽公園再整備事業により、施設整備などを実施したが、それ以外の総合公園については施設更新の検討が必要である。	老朽化した施設整備に合わせ、市民ニーズに合わせた整備を検討する必要がある。
運動公園の整備	①将来的な運動公園の整備		×		
風致公園の整備	①奥沢水源地周辺の風致公園の整備	【レクリエーション】 ③自然や歴史とふれあえる公園の配置 【景観構成】 ②歴史的風土を伝える景観資源の保全・活用 ④うるおいのある都市景観の創出	×	老朽化した既存公園施設の更新・維持管理を優先して実施しており、今後は新規公園の整備ではなく、既存公園の充実や適正な配置が必要であると考えられる。	長期未整備の都市計画公園を含め、公園を適正に配置し、既存公園を集約化することで、管理施設の縮小による維持管理費等の低減が図られる。
	②将来的な風致公園の整備		×		
歴史公園の整備	①将来的な歴史公園の整備		×		
緩衝緑地の整備	①将来的な緩衝緑地の整備		×		
都市緑地の整備	①都市緑地（望洋台東緑道）の整備	【レクリエーション】 ④レクリエーションネットワークの形成	○	望洋台東緑道の整備については実施している。	適正な維持管理を継続する必要がある。
	②都市緑地（銭函レストパーク）の整備		×	当該地は長期未整備の都市計画公園であるが、銭函パークゴルフ場として整備・使用されている。	銭函パークゴルフ場は暫定整備という位置付けで開設されていることから、今後の位置付けについて、関係機関との協議が必要である。
	③都市緑地の計画決定		×	新規公園の計画決定は行っていない。なお、長期未整備の都市計画公園があることから、今後の公園整備の方向性を検討する必要がある。	新規都市緑地の必要性について検討を行う必要がある。
公共施設緑地の整備	①公共施設緑地の整備（小樽市望洋サッカー・ラグビー場）		○	小樽市望洋サッカー・ラグビー場の整備は実施されている。	適正な維持管理を継続する必要がある。

## ◇主要施策⑥：公園緑地の質的向上

具体的な施策		緑地の配置方針	実施結果		解析結果
公園のリフレッシュ	①既存都市公園施設等の計画的なリフレッシュ	<b>【レクリエーション】</b> ①身近なレクリエーションの場となる公園の配置 ②市民レクリエーションの拠点となる公園の配置 <b>【景観構成】</b> ④うるおいのある都市景観の創出	○	公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した既存公園施設の維持管理及び更新を進めた。	公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した既存公園施設の維持管理及び更新の実施により、ライフサイクルコストの縮減が図られることから、今後も継続して行う必要がある。
公園緑地のバリアフリー化	①公園整備にあたってのバリアフリー化	<b>【レクリエーション】</b> ①身近なレクリエーションの場となる公園の配置 ②市民レクリエーションの拠点となる公園の配置	○	6箇所のトイレや駐車場のバリアフリー化を実施した。	バリアフリー化が実施されていない公園については、市民ニーズに応じて整備の検討を行う必要がある。
冬期間の公園の利用	①冬期間でも利用できる公園整備の検討		×	からまつ公園や幸中央公園などで利用されているが、冬期間は地域の雪堆積場として利用されている公園が多い状況となっている。	冬期間の市民ニーズを把握し、活用方法について検討が必要である。
公共公益施設と一体的な公園づくり	①公園と公共公益施設の一体的な整備	<b>【レクリエーション】</b> ①身近なレクリエーションの場となる公園の配置 ②市民レクリエーションの拠点となる公園の配置 ③自然や歴史とふれあえる公園の配置 ④レクリエーションネットワークの形成	×	公園と公共公益施設などと一体的な整備を行う対象施設がなかったため、実施していない。	公共公益施設の整備当たっては、必要に応じて関係機関との協議が必要である。

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

## 【取組4】花と緑でうるおう街並みをつくる

## ◇主要施策⑦-1：公共公益施設の緑化

具体的な施策		緑地の配置方針	実施結果		解析結果
公園の緑化	①緑の少ない公園への補植による緑化	【レクリエーション】 ①身近なレクリエーションの場となる公園の配置	×	公園の補植に関する地域要望がなく、実施していない。	緑化活動の担い手の確保のため、市民・事業者への支援方法について検討が必要であり、樹木等の在り方については市民ニーズに合わせた緑化の推進を検討する必要がある。
	②地域や公園のシンボルとなる樹木や花の導入の検討	【レクリエーション】 ②市民レクリエーションの拠点となる公園の配置	×	樹木等に関する苦情が多様化しており、樹木等による緑化は実施していない。	
	③住民による植栽・管理ができるような緑化空間の確保・提供	【レクリエーション】 ①身近なレクリエーションの場となる公園の配置	×	緑化空間の確保・提供に関する地域要望がなく、実施していない。	
	④在来種を中心とした緑化		×	在来種による緑化に関する苦情が多様化しており、樹木等による緑化は実施していない。	
道路の緑化	①緑化可能な道路への高木植栽による緑化	【レクリエーション】 ④レクリエーションネットワークの形成 【景観構成】 ④うるおいのある都市景観の創出	×	道路整備に合わせた植樹が実施しているが、整備済の道路などにおいては実施されていない。	
	②幅員15m以上の緑化可能な道路への防災効果の高いナナカマドなどの植栽による緑化		○	道路整備に合わせた植樹が実施されている。	
	③植栽などで緑化されていない既存道路へのプランター設置などによる緑化の検討		×	助成制度を活用した植樹ますなどへの緑化活動は実施されているが、プランター設置などによる緑化の推進は実施していない。	
	④駅前や主要幹線道路などの交差点付近への花壇設置などによる緑化		×	フラワーマスターとの協働による、植樹ますなどへの緑化活動は実施されているが、花壇設置などによる緑化の推進は実施していない。	

## ◇主要施策⑦-2：公共公益施設の緑化

具体的な施策		緑地の配置方針	実施結果		解析結果
河川の緑化	①水棲生物が生息できるような多自然型川づくりや水質浄化による環境の回復	【レクリエーション】 ④レクリエーションネットワークの形成	×	毎年勝納川において近隣町内会、河川管理者（北海道）、市との協働による美化活動が行われており、水辺環境は継続して保全されている。	今後は水辺環境の生物多様性の確保への取組のため、河川や緑地の一体的な保全が必要であると考えられる。
	②水辺散策できるような修景緑化を施した散策路の整備		○	勝納川の両側に散策路が整備されている。	
	③川の生き物が集まるところへの広場などの確保及び修景緑化・整備		×	市管理の対象河川はなく、河川管理者（北海道）と整備について協議する必要がある。	
学校などの緑化	①小中学校などの景観や避難地としての機能を合わせ持った修景緑化	【環境保全】 ④快適な生活環境を創出する緑地の保全・整備	×	緑化の推進に伴い樹木の剪定・枯れ葉の清掃などの維持管理業務の増加が見込まれることから、緑化の推進は実施していない。	緑化後の維持管理方法を視野に入れた緑化の推進方法について、関係機関との協議が必要である。
	②野生生物の生息環境（ビオトープ）を創出する樹種の植栽	【環境保全】 ②生き物の生息・生育環境の保全・創出	×	緑化の推進に伴い樹木の剪定・枯れ葉の清掃などの維持管理業務の増加が見込まれることから、植樹等は実施していない。	
その他の公共公益施設の緑化	①新設する施設への屋上緑化などの新たな手法導入の検討	【環境保全】 ④快適な生活環境を創出する緑地の保全・整備	○	各施設管理者により、緑化の推進は実施されている。	
	②公共公益施設への花木や草花による緑化		○	各施設管理者により、緑化の推進は実施されている。	
	③国や道の施設に対する緑化要請		×	緑化要請は実施しておらず、今後具体的な要請方法を検討する必要がある。	

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

## ◇主要施策⑧：民有地における緑化

具体的な施策		緑地の配置方針	実施結果		解析結果
法律などに基づく施策の活用	①「小樽市花と緑のまちづくり事業推進助成要綱」の活用による緑化活動団体などの支援	<b>【防災】</b> ①自然災害の防止に役立つ緑地の保全 <b>【景観構成】</b> ④うるおいのある都市景観の創出	○	緑化活動団体へ助成制度を活用した支援は実施している。	開発行為等による緑地の減少を抑制するため、条例等に基づく適切な指導を継続して行う必要がある、市街地などの住宅が密集している地区においては、火災時の延焼防止機能を有する樹木等を配置し、緑化の推進を継続することが望ましいと考えられる。
	②「小樽歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」に基づく緑化推進などの指導		○	条例に基づく緑化の推進の指導は実施している。	
	③「小樽市開発指導要綱」に基づく緑化推進などの指導		○	要綱に基づく緑化の推進の指導は実施している。	
	④都市緑地法に基づく緑地協定制の導入		×	土地所有者等の合意に基づく緑地協定は締結されていない。	
中心市街地の緑化	①「小樽市花と緑のまちづくり事業推進助成要綱」の活用による中心市街地の緑化の誘導	<b>【レクリエーション】</b> ②市民レクリエーションの拠点となる公園の配置 <b>【防災】</b> ③快適な都市生活を守る緑地の配置 <b>【景観構成】</b> ④うるおいのある都市景観の創出	○	緑化活動団体へ助成制度を活用した支援は実施されている。	助成制度などを活用した中心市街地への緑化の誘導方法について、関係機関との協議が必要である。
	②緑化重点地区の指定により可能となる制度を利用した中心市街地の緑化の誘導		×	制度を利用した緑化の誘導については実施されておらず、具体的な施策の方法について検討が必要である。	
緑化に役立つ情報の提供	①ホームページなどにより緑化に役立つ情報の提供	<b>【レクリエーション】</b> ②市民レクリエーションの拠点となる公園の配置	○	緑の基本計画をホームページに公表し、情報提供を行っている。	市民ニーズに合った身近な緑化の推進に関する取組をHP等に掲載するなど、民有地への緑化の促進方法を検討する必要がある。

## ◇主要施策⑨：緑の少ない地区の緑化

具体的な施策		緑地の配置方針	実施結果		解析結果
緑化重点地区の指定	①緑化重点地区の指定	<b>【防災】</b> ③快適な都市生活を守る緑地の配置 <b>【景観構成】</b> ④うるおいのある都市景観の創出	×	道路整備に合わせた植樹をしているので、小樽駅前周辺地区の緑化重点地区の指定はしていない。	市街地周辺などの緑地が少ない地域の緑化の推進方法について、関係機関との協議が必要である。

## 【取組5】緑のネットワークをつくる

## ◇主要施策⑩：ビオトープネットワークの形成

具体的な施策		緑地の配置方針	実施結果		解析結果
面・点・線のビオトープの保全と創出	①面・点・線のビオトープとなる緑地の保全と創出	<b>【環境保全】</b> ②生き物の生息・生育環境の保全・創出	×	樹林地や水辺環境など、ビオトープは継続して保全されている。	生物多様性の確保への取組のため、継続して樹林地や水辺環境の一体的な保全が必要である。

## ◇主要施策⑪：レクリエーションネットワークの形成

具体的な施策		緑地の配置方針	実施結果		解析結果
拠点・回遊路となるレクリエーションの場の整備・創出・保全	①「連続性のある緑の回廊」の形成を念頭においた、公園、その他の活動拠点を有機的につなぐネットワークの形成	<b>【環境保全】</b> ②生き物の生息・生育環境の保全・創出 <b>【環境保全】</b> ③歴史的風土を取りまく緑地の保全 <b>【レクリエーション】</b> ④レクリエーションネットワークの形成	×	社寺境内林などの拠点や河川などの回遊路は継続して保全されている。	生物多様性の確保への取組のため、継続して社寺境内林などの拠点や河川などの回遊路の一体的な保全が必要である。

## ◇主要施策⑫：緑の防災ネットワークの形成

具体的な施策		緑地の配置方針	実施結果		解析結果
避難地としての公園緑地の活用	①総合公園などの、防災、救援、復旧活動の拠点としての位置付けの検討	【防災】 ②避難地・避難路となる緑地の配置	○	指定緊急避難場所として小樽公園及び手宮公園が指定されていた。	中心市街地のオープンスペースを活用した避難場所の確保について、継続して検討する必要がある。避難場所として指定された公園については、維持管理方法を検討する必要がある。
	②中心市街地に一時的に避難可能なオープンスペースの確保		×	中心市街地のオープンスペースについて、避難場所の指定はされていない。	
	③公園の整備及び再整備にあたってのバリアフリー化		○	6箇所のトイレや駐車場のバリアフリー化を実施している。	
ヘリポートとしての公園緑地の活用	①公園緑地のヘリポートとしての活用		○	ヘリポートとして小樽公園などが使用されている。	ヘリポートとして使用している公園等については、維持管理方法を検討する必要がある。
避難路・防火帯としての道路の緑化	①幅員15m以上の道路を避難路として位置付けることの検討		×	災害により避難路が変わることから、指定されていない。	災害に応じて避難方法が異なり、避難路としての位置付けが難しく、樹木等に関する苦情が多様化していることも踏まえて、今後の樹木・植栽の在り方について検討が必要である。
	②避難路を防災効果の高いナナカマドなどで植栽		○	道路の整備に伴い、樹木などの緑化が行われた。	

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

## (3) 基本方針3 みどりの文化を広げます(緑の普及と啓発)

## 【取組6】緑を育むしくみを充実する

## ◇主要施策⑬: 市民参加の体制づくり

具体的な施策		緑地の配置方針	実施結果		解析結果
緑の活動 団体の育成	①自然観察会などの行事を通じて、若い世代のリーダーの育成	【レクリエーション】 ①身近なレクリエーションの場となる公園の配置 ②市民レクリエーションの拠点となる公園の配置 ④レクリエーションネットワークの形成 【景観構成】 ④うるおいのある都市景観の創出	○	自然観察会を通じて、指導員によるリーダー育成を実施した。	緑化活動等を行うボランティア団体への支援方法の検討など、市民・事業者・行政が一体となって緑化活動を推進する体制づくりを形成する必要がある。
	②学校教育機関などと連携する市民ボランティア組織の育成		×	フラワーマスターや公園愛護会などの市民ボランティア組織があるため、新たな育成は実施していない。	
	③ボランティア活動に関する情報提供の充実		×	緑の基本計画に関する情報のみ提供しており、ボランティア活動に関する情報提供は実施していない。	
	④学習活動や団体活動への民間指導者やボランティアリーダーの活用		×	民間指導者やボランティアリーダーと連携した活動は実施していない。	
緑化活動への支援	①「小樽市花と緑のまちづくり事業推進助成要綱」による支援	【レクリエーション】 ①身近なレクリエーションの場となる公園の配置 ②市民レクリエーションの拠点となる公園の配置 ④レクリエーションネットワークの形成 【景観構成】 ④うるおいのある都市景観の創出	○	緑化活動団体へ助成制度を活用した支援は実施している。	緑化活動等を行うボランティア団体への支援方法の検討など、市民・事業者・行政が一体となって緑化活動を推進する体制づくりを形成する必要がある。
	②フラワーマスターなどとの連携・協力を図ることでの花のまちづくりリーダーの応援		×	フラワーマスターなどから助成などの要請がなかったことから、実施していない。	
	③公園愛護会への支援		○	公園愛護会へ助成制度を活用した支援は実施されている。	
	④「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」に基づく緑化活動への支援制度の活用		○	助成制度による支援は保存樹木等の指定から10年以内に限られており、現在指定されている保存樹木などは助成対象外である。	

## 序章

## 第1章

住民参加による公園づくり	①ワークショップ方式を導入した市民参加による公園づくり		×	アンケート形式による公園づくりを実施している。	
	②身近な公園の簡易な維持管理を協力をいただける地域ボランティアへの資材や技術指導の提供		○	公園愛護会へ草刈機や清掃活動に要する資材を提供している。	
民間活力の活用	①緑地管理機構制度の導入の検討		×	機構となりうる法人の問い合わせがなく、その必要性について検討が必要である。	

## 第2章

## ◇主要施策⑭：緑を育む基礎づくり

具体的な施策		緑地の配置方針	実施結果		解析結果
緑の調査・研究の推進	①手宮緑化植物園を核とした植物の調査・研究	<b>【レクリエーション】</b> ②市民レクリエーションの拠点となる公園の配置 <b>【防災】</b> ①自然災害の防止に役立つ緑地の保全	×	樹木等に関する苦情が多様化しているが、相談員はいたが調査・研究は実施していない。	緑化の推進に合わせて、緑を活用した防災への取組方法について検討を行う必要がある。
緑化推進制度の充実	①「小樽市花と緑のまちづくり事業推進助成要綱」の充実	<b>【景観構成】</b> ④うるおいのある都市景観の創出	×	緑化活動団体へ助成制度を活用した支援は実施されている。	助成制度などを活用した緑化の推進方法について、関係機関との協議が必要である。

## 第3章

## 第4章

## 第5章

## 資料編

## 【取組7】 緑とふれあう機会を充実する

## ◇主要施策⑮：緑に親しむ機会や場の充実

具体的な施策		緑地の配置方針	実施結果		解析結果
緑のイベントの開催	①緑花祭の開催	【レクリエーション】 ②市民レクリエーションの拠点となる公園の配置	○	予算確保が難しくなり、開催が中止され、現在は実施していない。	市民ニーズに合った後継イベントについて検討が必要である。
	②緑の文化行事であるグリーンコンサートなどの誘致		×	市の助成等も難しく、グリーンコンサートなどは実施していない。	
	③おたるつつじまつりの開催		○	予算確保が難しくなり、開催が中止され、現在は実施していない。	
自然観察会の実施	①自然観察会の開催		○	自然観察会は毎年開催されている。	自然観察会などのイベントの継続や市民ニーズに合った新たなイベントについて検討が必要である。
草花の種や苗木の配布	①イベントなどを通じての草花種子・球根などの無料配布		○	公園花壇ボランティアの開催に伴い、草花種子の無料配布と植花会を実施されている。	
広報活動の充実	①市民の緑化活動や催し物などをインターネットなどを通じての周知	【景観構成】 ④うるおいのある都市景観の創出	×	緑の基本計画に関する情報のみ提供しており、市民の緑化活動などの周知は実施していない。	各種活動の情報等を共有するため、官民一体となる体制づくりが必要である。
	②保存樹木等の指定状況や市民の緑化活動などをインターネットなどを通じて周知		○	保存樹木等の指定状況は市ホームページに掲載されている。	
	③緑化に関する指定状況や市民の緑化活動、催し物などのインターネットによる周知		○	緑化に関する指定状況は市ホームページに掲載されている。	

## ◇主要施策⑯：緑の教育環境の充実

具体的な施策		緑地の配置方針	実施結果		解析結果
身近な野外学習の場の活用	①野外学習の場として長橋なえぼ公園及び手宮緑化植物園の活用	【レクリエーション】 ②市民レクリエーションの拠点となる公園の配置	○	野外学習の場として長橋なえぼ公園などの活用は実施されている。	継続して野外学習の場として活用されるよう、総合公園などの活用方法について検討が必要である。
学校などにおける教育環境の充実	①学校教育や生涯学習などの中で、身近に緑や自然にふれあい学習できる環境の充実	【環境保全】 ④快適な生活環境を創出する緑地の保全・整備	○	生涯学習などの中で緑にふれあい学習ができる環境の充実は実施されている。	継続して緑にふれあえる学習環境を充実させるため、関係機関と協議が必要である。

## ◇主要施策⑰：緑を育てる技術の普及

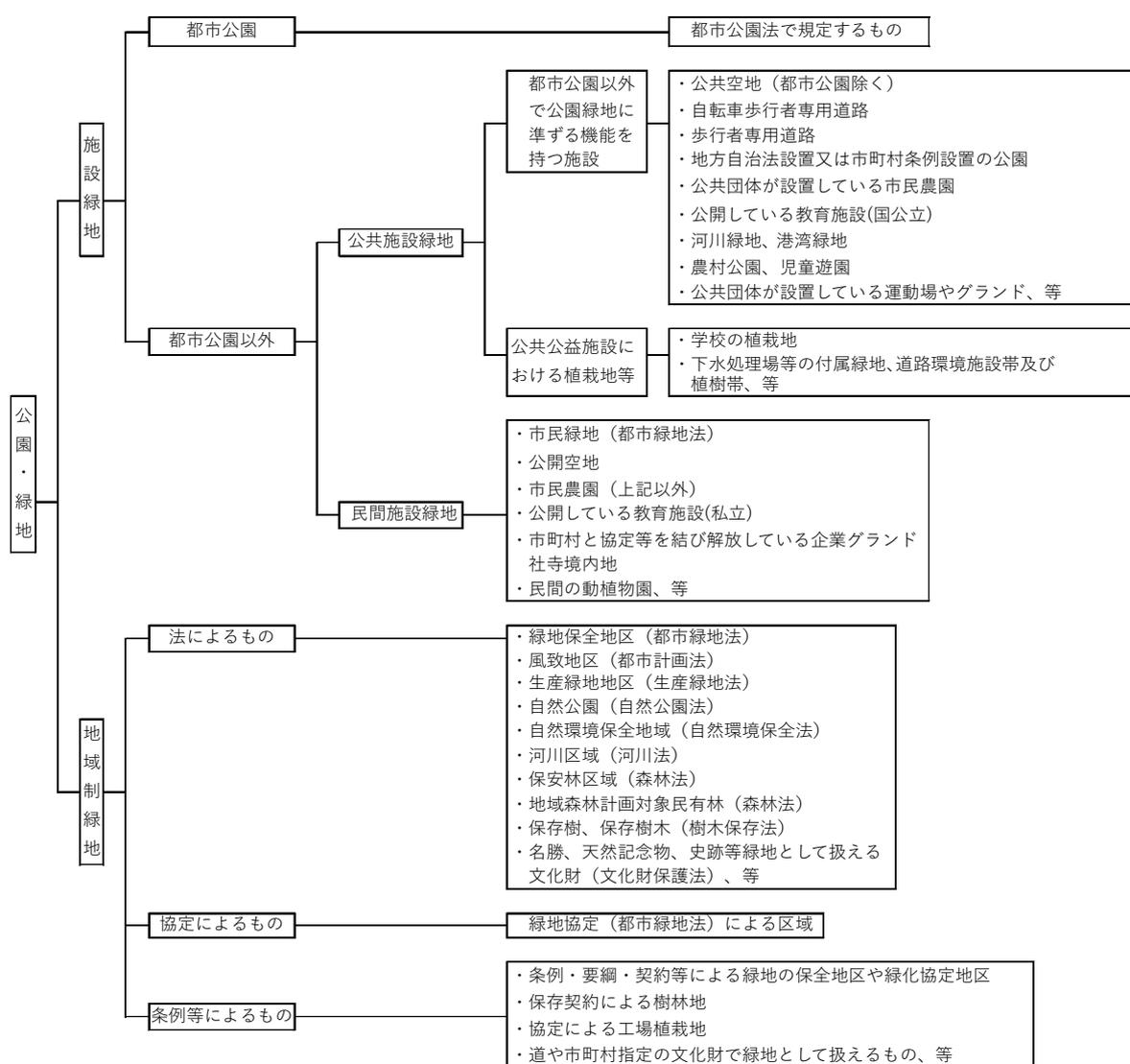
具体的な施策		緑地の配置方針	実施結果		解析結果
緑の相談所の活用	①手宮緑化植物園での各種見本園や定期的な催し物の開催	【レクリエーション】 ②市民レクリエーションの拠点となる公園の配置	○	手宮緑化植物園において、各種見本園の展示を実施している。	R3以降は相談員の不在により廃止となり、情報発信について検討が必要である。
	②緑化の指導・相談、資料配布など「緑の相談所」の活用		○	緑の相談所の相談員による緑化の指導・相談、資料配布を実施した。	
緑化講習会の開催	①緑化に関する知識の普及や意識の高揚を図る講習会の開催		○	予算確保が難しくなり、開催が中止され、現在は実施されていない。	緑化に関する知識の普及方法などについて、検討を行う必要がある。

### 3 緑と公園・緑地の定義

本計画では、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらと隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものを「公園・緑地」とし、これらのほか、樹木や草花（プランターなどに植えられたものを含む）などを含めたものを「緑」と定義します。

なお、本計画の対象となる制度上の公園・緑地の種類は以下のとおりです。

#### ■公園・緑地の種類



※参考文献：「公園緑地事業実務要領」（北海道建設部まちづくり局都市環境課）

## 4 庁内における推進体制

本計画において、総合的かつ効率的に計画を推進していくためには、市民・事業者の幅広い理解・協力が得られるような庁内の協力体制を整えることが必要であり、既存の庁内組織を発展させ、第4章に示した主要施策の担当部局を下表に示し、連携を図ります。

また、市民・事業者からの問合せについては、担当部局が窓口となり、推進管理を行う公園緑地課と調整を行い、本計画の実現を図っていきます。



## 5 計画策定の経緯

年月日	会議名称等	内容
R3. 10. 11	第1回庁内調整会議	・序章 緑の基本計画の概要 ・第1章 緑の現況と課題
R3. 10. 25	第1回関係部長会議	・序章 緑の基本計画の概要 ・第1章 緑の現況と課題
R3. 11. 6	第1回市民懇談会	・緑の基本計画の概要 ・グループ討議及び発表
R3. 11. 12	第1回策定委員会	・委嘱状公布 ・序章 緑の基本計画の概要 ・第1章 緑の現況と課題
R4. 1. 11	第2回庁内調整会議	・第2章 計画の基本方針と目標 ・第3章 公園・緑地の配置方針
R4. 4. 18	第2回関係部長会議	・第2章 計画の基本方針と目標 ・第3章 公園・緑地の配置方針
R4. 5. 13	第2回策定委員会	・第2章 計画の基本方針と目標 ・第3章 公園・緑地の配置方針
R4. 7. 1	第3回庁内調整会議	・第4章 計画の体系と施策 ・第5章 計画の体制と管理
R4. 7. 22	第3回関係部長会議	・第4章 計画の体系と施策 ・第5章 計画の体制と管理
R4. 8. 5	第3回策定委員会	・第4章 計画の体系と施策 ・第5章 計画の体制と管理
R4. 10. 11	第4回庁内調整会議	・素案
R4. 10. 24	第4回関係部長会議	・素案
R4. 11. 4	第2回市民懇談会	・基調講演 ・素案
R4. 11. 18	第4回策定委員会	・素案
R4. 12. 27～ R5. 1. 25(予定)	パブリックコメント手続	・素案
R5. 2. 6(予定)	第5回庁内調整会議	・パブリックコメント結果報告 ・原案
R5. 2. 15(予定)	第5回関係部長会議	・パブリックコメント結果報告 ・原案
R5. 2. 17(予定)	第5回策定委員会	・パブリックコメント結果報告 ・原案
R5. 3. 31(予定)	第2次小樽市緑の基本計画 策定	

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

## 6 策定委員会

### 序章

### 小樽市緑の基本計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市緑地法第4条第1項に規定する市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を策定するに当たり、広く市民の意見を聴くため、小樽市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定める事を目的とする。

(組織等)

第2条 委員会の委員は、7名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員としての委嘱期間は、緑の基本計画の策定が完了するときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学識経験者として委嘱された委員のうちから委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は会議を掌理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の意見又は説明を求めることができる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議の開催によらずに文書による回議をもってこれに代えることができる。

- (1) 議事が軽易なものであるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、やむを得ない理由があるとき。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、建設部公園緑地課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事その他運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成15年3月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年7月26日から施行する。

### 第1章

### 第2章

### 第3章

### 第4章

### 第5章

### 資料編

## 策定委員会委員名簿

(敬称略)

職名	氏名	区分	所属
委員長	八木 宏樹	学識経験者	国立大学法人小樽商科大学 名誉教授
副委員長	片桐 由喜	〃	国立大学法人小樽商科大学 商学部教授
委員	中鍵 貴之	関係行政機関	北海道森林管理局石狩森林管理署 森林技術指導官
委員	杉山 奈穂子	市民	子育て支援ボランティアサークル ホワイトウィング 副代表
委員	阿部 哲也	〃	市民公募
委員	高塚 恵	〃	市民公募 (小樽まちづくりエントリー制度)
委員	能瀬 晴菜	その他市長が 必要と認める者	小樽市総合博物館 学芸員



〔第1回 策定委員会〕

## 7 目標水準の算出根拠

### (1) 公園・緑地の確保目標水準

	現況 (平成27年)	実績 (令和2年)	整備予定 (令和3年～14年)	目標年次 (令和14年)
市街化区域に占める 緑地面積	233.05 ha	233.15 ha	① 19.83 ha	252.98 ha
都市計画区域に占める 緑地面積	7,139.22 ha	7,139.07 ha	② 26.03 ha	7,165.10 ha

### (2) 都市公園等の施設として整備すべき公園・緑地の目標水準

	現況 (平成27年)	実績 (令和2年)	整備予定 (令和3年～14年)	目標年次 (令和14年)
都市公園	128.72 ha	128.72 ha	③ 49.43 ha	178.15 ha
	10.56 m <sup>2</sup> /人	11.53 m <sup>2</sup> /人		19.79 m <sup>2</sup> /人
都市公園等	228.23 ha	228.08 ha	④ 53.93 ha	282.01 ha
	18.72 m <sup>2</sup> /人	20.43 m <sup>2</sup> /人		31.33 m <sup>2</sup> /人
計画人口	121,924 人	111,634 人		90,000 人

#### 【市民一人当たりの都市公園の面積】

(平成27年)

- $233.05\text{ha} \div 4,301\text{ha} = 5.42 \div 5.4\%$  (H27 緑地面積)  $\div$  (H27 市街化区域面積)
- $7,139.22\text{ha} \div 13,923\text{ha} = 51.28 \div 51.3\%$  (H27 緑地面積)  $\div$  (H27 都市計画区域面積)
- $128.72\text{ha} \div 121,924\text{人} = 10.56 \div 10.6\text{m}^2/\text{人}$  (H27 都市公園面積)  $\div$  (H27 国勢調査人口)

(令和14年)

- $252.98 \div 4,288\text{ha} = 5.90 \div 5.9\%$  (R14 緑地面積)  $\div$  ((R14 市街化区域面積)
- $7,165.10\text{ha} \div 13,960\text{ha} = 51.33 \div 51.3\%$  (R14 緑地面積)  $\div$  (R14 都市計画区域面積)
- $128.72\text{ha} + 49.43\text{ha} = 178.15\text{ha}$  (R2 緑地面積) + (増加予定緑地面積)
- $178.15\text{ha} \div 90,000\text{人} = 19.79 \div 19.8\text{m}^2/\text{人}$  (R14 都市公園面積)  $\div$  (R14 計画人口)

#### 【市民一人当たりの都市公園等の面積】

(平成27年)

- $228.23\text{ha} \div 121,924\text{人} = 18.72 \div 18.7\text{m}^2/\text{人}$  (都市公園面積)  $\div$  (H27 国勢調査人口)

(令和14年)

- $228.08\text{ha} + 53.93\text{ha} = 282.01\text{ha}$  (R2 緑地面積) + (増加予定緑地面積)
- $282.01\text{ha} \div 90,000\text{人} = 31.33 \div 31.3\text{m}^2/\text{人}$  (R14 都市公園面積)  $\div$  (R14 計画人口)

## (3) 未整備の公園・緑地

公園種別	公園・緑地	①	②	③	④
街区公園	築港街区公園（帰属地としてR2実績に計上）			0.40 ha	
	錦台公園（都市計画公園）	0.30 ha	0.30 ha	0.30 ha	0.30 ha
	かもめが丘公園（未供用地分開設）	0.01 ha	0.01 ha	0.01 ha	0.01 ha
近隣公園	稲穂公園（都市計画公園）	1.00 ha	1.00 ha	1.00 ha	1.00 ha
地区公園	小樽内公園	2.80 ha	2.80 ha	2.80 ha	2.80 ha
	新川公園	4.90 ha	4.90 ha	4.90 ha	4.90 ha
	からまつ公園（未供用地分開設）		2.10 ha	2.10 ha	2.10 ha
総合公園	小樽公園（未供用地分開設）	1.10 ha	1.10 ha	1.10 ha	1.10 ha
都市緑地	銭函レストパーク（都市計画公園）	0.52 ha	0.52 ha	0.52 ha	0.52 ha
風致公園	奥沢水源地公園(1)（地域制緑地としてR2実績に計上）			27.90 ha	27.90 ha
	奥沢水源地公園(2)		4.10 ha	4.10 ha	4.10 ha
緩衝緑地	緩衝緑地	4.30 ha	4.30 ha	4.30 ha	4.30 ha
港湾緑地	港湾緑地（中央、勝納、若竹2か所：計4か所）	4.90 ha	4.90 ha		4.90 ha
合 計		19.83 ha	26.03 ha	49.43 ha	53.93 ha

序  
章第  
1  
章第  
2  
章第  
3  
章第  
4  
章第  
5  
章資  
料  
編

## 8 用語解説

本文中の★印を付けた用語を解説しています。

### あ 行

★運動公園 ⇒「都市公園」参照

★エコロジカルネットワーク

おおむね野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）がつながる生態系のネットワークのこと。

★オープンスペース

公園、広場、河川、湖沼、山林、農地等、建物によって覆われていない土地の総称で道路、鉄道用地は含まれない。

★小樽市花と緑のまちづくり事業助成要綱

町会等の団体が、花などの植栽を主としたまちづくりを行う際、小樽市への協力要請があった場合、事業費用の1/2以内で助成を行うもの。ただし、事業は連続して2か年以内

### か 行

★街区公園 ⇒「都市公園」参照

★河川区域 ⇒「公園・緑地（地域制緑地）」参照

★緩衝緑地 ⇒「都市公園」参照

★環境緑地保護地区 ⇒「公園・緑地（地域制緑地）」参照

★記念保護樹木

由緒・由来のある樹木又は住民に親しまれている樹木のうち、郷土の記念樹木として保護することが必要なもの。（北海道自然環境等保全条例第23条第1項）

★近隣公園 ⇒「都市公園」参照

★グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めること。

★広域公園 ⇒「都市公園」参照

## ★公園・緑地

緑の基本計画の対象となる「公園・緑地」は、「施設緑地」と「地域制緑地」の2つに区分される。

施設緑地：施設緑地とは、都市公園法に基づいた「都市公園」と「公共施設緑地」、「民間施設緑地」に区分される。		
都市公園	⇒「都市公園」参照	
公共施設緑地	都市公園以外の公有地、または公的な管理が行われており、公園緑地に準じる機能をもつ施設（港湾緑地、児童遊園地、運動場やグラウンドなど）である。	
民間施設緑地	民有地で公園緑地に準ずる機能をもち公開（一時的な開放も含む）を原則としている施設である。	
地域制緑地：一定の土地の区域に対して、その土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地		
制度	概要	根拠法令・条例
特別緑地保全地区	都市の緑地を保全するために定められる地区で、都市の安全に寄与するもの、文化的意義を有するもの、風致に優れているもの、野生生物の生息生育地等が対象となり、現状凍結的な保全が図られる。損失補償、土地の買入れ制度などが設けられている。	都市緑地法
風致地区	都市の風致を維持するために定められる地区であり、条例で定めるところにより建築物の新築など風致に影響を及ぼす行為には許可が必要	都市計画法
自然公園	優れた自然景勝地を保護し、その利用の増進を図り、国民の保健、及び教化に資することを目的とした、国立公園、国定公園などのこと。小樽市では祝津から蘭島にかけての海岸周辺が「国定公園」に指定されている。	自然公園法
農業振興地域 農用地区域	農業振興地域内の土地で、規模など一定の条件を満たし、長期間にわたり農業上の利用を行うものとして指定されている区域	農業振興地域の整備に関する法律
河川区域	一級、二級河川及び準用河川に指定された河川の、流水部分、河川敷、堤防や土手、のり面などを含む区域のことで区域内における一定の行為は河川管理者の許可を受けなければならない。	河川法
保安林	災害の防止や公共の福祉の増進のために定められる森林のことで、伐採など森林の機能が損なわれる行為は禁止される。	森林法
地域森林計画 対象民有林	都道府県知事が策定する「地域森林計画」の対象となる民有林	
環境緑地 保護地区	市街地およびその周辺地の環境緑地として維持することが必要な樹林地の保護を目的として指定される地区	北海道自然環境等保全条例
自然景観 保護地区	市街地およびその周辺地の良好な自然景勝地等の保護を目的として指定される地区	
保存樹木・ 保全樹林	地域の美観風致を維持し、都市景観の形成を図ることを目的として指定される保存や保全が必要な樹木や樹林	小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例

## ★公園施設長寿命化計画

公園利用者の安全確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、公園施設の適切な修繕や更新、バリアフリー化、計画的な長寿命化対策などへの取組を推進することを目的に策定するもの。

## ★公共公益施設

公共施設と公益施設を総称した言葉。公共施設とは、道路、公園、下水道などの都市の骨格を形成するような一般市民の利用を目的として整備される施設を指す。公益施設とは、教育施設、行政サービス施設、医療・福祉施設、コミュニティ施設などの市民生活に必要なサービス施設を指す。

## ★公共施設緑地 ⇒「公園・緑地（施設緑地）」参照

## ★高木

一般的に成長した状態で高さ2または3m以上であり、また主幹が明瞭である樹木

## ★国定公園

国立公園に準ずる自然の風景地について、都道府県知事の申し出により環境庁長官が「自然公園法」に基づき指定する地域制の公園

## さ 行

## ★施設緑地 ⇒「公園・緑地」参照

## ★自然景観保護地区 ⇒「公園・緑地（地域制緑地）」参照

## ★自然公園 ⇒「公園・緑地（地域制緑地）」参照

## ★住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

## ★総合公園 ⇒「都市公園」参照

## た 行

## ★地域森林計画対象民有林 ⇒「公園・緑地（地域制緑地）」参照

## ★地域制緑地 ⇒「公園・緑地」参照

## ★地区公園 ⇒「都市公園」参照

## ★低木

一般的に成長した状態で高さ2または3m以下であり、またふつう根元または地下部で複数の幹に分岐して主幹が明瞭ではない樹木

**★特殊公園 ⇒「都市公園」参照****★特別緑地保全地区**

都市における良好な自然的環境となる緑地を地区指定し、建築行為など一定の行為の制限などにより緑地を保全する制度

**★都市基幹公園**

主として一の市町村の区域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園で、その主たる機能から総合公園及び運動公園に区分される。

**★都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

「都市計画法」に基づき、都道府県が都市の目標、区域区分の有無及び方針、主要な都市計画の決定の方針を都市計画区域毎に定めるもの。

**★都市計画マスタープラン（市町村マスタープラン）**

市町村が創意工夫のもと住民の意見を反映させて、将来ビジョンを確立し、地域別の将来像などを定めるもの。

## ★都市公園

地方公共団体が都市計画施設として設置する公園又は緑地、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園緑地、国が設置する公園緑地を含めたもの。

種類	種別	内容	
基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する人の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する人が容易に利用することができるように、1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。	
	近隣公園	主として近隣に居住する人の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する人が容易に利用することができるように、面積2haを標準として配置する。	
	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する人の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏域内に居住する人が容易に利用することができるように、1箇所当たり面積4haを標準として配置する。	
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
特殊公園		風致公園、歴史公園など特殊な公園でその目的に則し配置する。	
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏など広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。	
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭などの公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯などの災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
都市緑地		都市の自然的環境の保全や景観の向上を図るために設けられる緑地で、0.1ha以上を標準としている。	

★都市緑地 ⇒ 「都市公園」参照

な 行

★（農業振興地域）農用地区域 ⇒ 「公園・緑地（地域制緑地）」参照

は 行

## ★バリアフリー

高齢者や障がいを持つ人の生活や行動に不便な障がい物を取り除くこと。段差の解消など。

**★ヒートアイランド現象**

都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないこと、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染等が原因となり都市部が郊外に比べて気温が高くなって、等温線が島状になる現象

**★避難地**

避難地とは、大規模な地震の発生時などに周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する空間のこと。

**★風致公園**

都市公園の一種で、良好な水辺地、樹林地の自然環境が残されている土地や、歴史的に意義深い土地などを一体として取り込んだ公園。公園内の施設は散策路、休憩所などを中心とし、大規模な造成を必要とする施設は原則として設けないこととされている。

**★フラワーマスター**

平成5年度に施行されたフラワーマスター認定登録制度により、北海道知事が認定した、地域における花の育成管理やまちなみ景観に配慮した花の使い方などを指導・助言できる人のこと。

**★ヘリポート**

ヘリコプターの発着場。災害発生時などには、避難地における物資の供給や、防災活動を行うための資材・機材の供給、人員の緊急輸送などのために、都市公園などのオープンスペースに設けられる場合がある。

**★保安林 ⇒「公園・緑地（地域制緑地）」参照****★保全配慮地区**

「都市緑地法」に基づき、特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区として、緑の基本計画で任意に定めることができる地区。おおむねの位置を特定し、当該緑地の保全方策を即地的に定める。

**★保全樹林 ⇒「公園・緑地（地域制緑地）」参照****★保存樹木 ⇒「公園・緑地（地域制緑地）」参照****ま 行****★民間施設緑地 ⇒「公園・緑地（施設緑地）」参照**

## ら 行

序  
章第  
1  
章第  
2  
章第  
3  
章第  
4  
章第  
5  
章資  
料  
編**★立地適正化計画**

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版のこと。

**★緑化率**

明確な区域境界を有する特定敷地の全面積に対する緑化地面積の割合。この他に緑化面積率の呼称として用いられる場合があり、これは樹木・草木等の植物による緑化面積（独立木の場合はおおむね樹冠の投影面積）の割合をいう。

**★緑被地**

植物などの緑でおおわれている土地。もしくは緑でおおわれていない自然的環境の状態にある土地。本計画では、樹林地、草地、農地、水面、裸地を指している。

**★緑被率**

ある一定の区域の面積に対する緑被面積の割合。緑の総量を平面的にとらえる目安の指標として、一般的に用いられる。

**★歴史公園**

都市公園の一種で、歴史的、学術的な遺跡を保存し、その一帯をレクリエーション利用に供することを目的とする公園。文化財等の保護・活用を図り、歴史公園にふさわしい環境が形成されるよう必要な修景施設等が配置することとされている。

## 第2次小樽市緑の基本計画

---

令和5年(2023年)〇月〇〇日策定

- ◇ 小樽市建設部公園緑地課
- ◇ 〒047-0024 小樽市花園5丁目10番1号
- ◇ TEL : (0134) 32-4111 (内線7349、7426)
- ◇ FAX : (0134) 32-3963
- ◇ E-Mail: [koen-ryokuti@city.otaru.lg.jp](mailto:koen-ryokuti@city.otaru.lg.jp)
- ◇ <https://www.city.otaru.lg.jp>